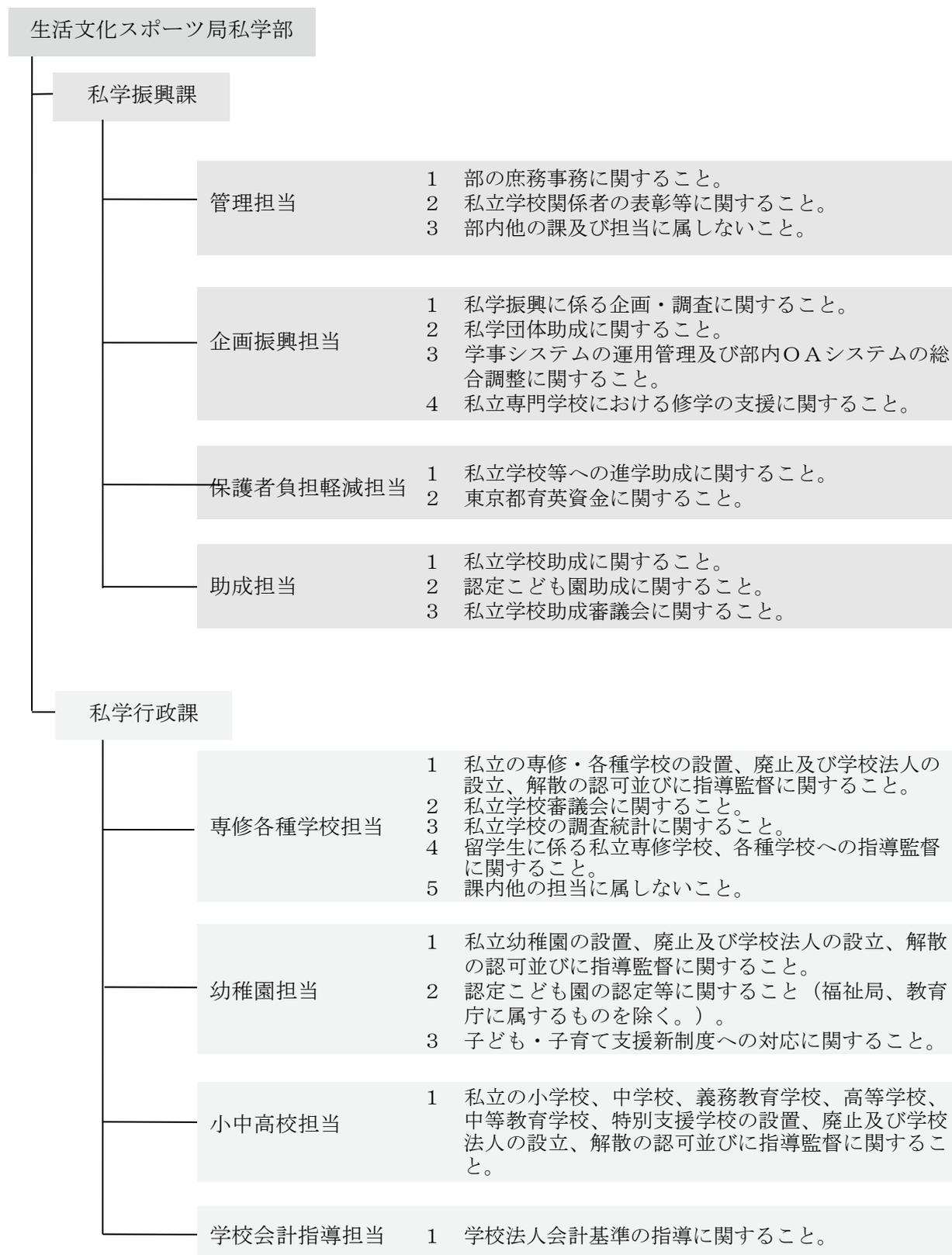


第4章 資 料

第4章 資料

1 東京都生活文化スポーツ局私学部の組織と予算

(1) 東京都生活文化スポーツ局私学部の組織 (令和6年4月1日現在)



第4章 資料

(2) 令和6年度私学部所管予算

(単位：千円)

事業名		開始年度	令和6年度	令和5年度	増△減	増減率	主要増減説明等	
学 校 費 助 成	経 常 費 助 成	高等学校経常費補助	S 25 (10,145,639)	(9,828,583)	(317,056)	3.3%	標準的運営費 補助率 50%	
		中学校経常費補助	S 25 (4,349,176)	(4,182,483)	(166,693)	4.6%	標準的運営費 補助率 50%	
		小学校経常費補助	S 25 (1,209,536)	(1,161,113)	(48,423)	4.2%	標準的運営費 補助率 50%	
		幼稚園経常費補助	S 25 (2,551,739)	(2,540,059)	(11,680)	0.7%	標準的運営費 補助率 50%	
		小計	(18,256,090)	(17,712,238)	(543,852)	3.1%		
		特別支援学校等 経常費補助	S 26 (1,093,288)	(1,146,992)	(53,704)	3.8%	特別支援学校高等部 @1,583,000→@1,597,000 特別支援学校高等部以外 @1,570,000→@1,584,000	
		通信制高等学校 経常費補助	S 38 (0)	(0)	(0)	11.5%	@43,100 生徒数 2,673人→2,980人	
		計	(19,349,378)	(18,859,230)	(490,148)	3.0%		
		運 営 費 助 成	幼稚園教育 振興事業費補助	S 62 616,150	727,338	△ 111,188	△ 15.3%	@59,133→@66,245 12,300人→9,301人
			幼稚園特別支援 教育事業費補助	S 58 687,568	693,056	△ 5,488	△ 0.8%	@784,000→@784,000 884人→877人(▲7人) 学校法人 19校→18校 1,921人→2,012人(91人)
	専修学校教育振興費補助		S 59 598,234	320,086	278,148	86.9%	個人立等 4校→3校 132人→124人(▲8人)	
	専修学校特別支援 教育事業費補助		H 15 194,834	174,130	20,704	11.9%	@791,500→798,500 220人→244人(24人)	
	専修学校職業実践 専門課程推進補助		H 30 382,860	375,350	7,510	2.0%	@5,000円 75,070人→76,572人(1,502人)	
	外国人学校 教育運営費補助		H 7 91,335	90,915	420	0.5%	@15,000 6,061人→6,089人(28人)	
	計		(0)	(0)	(0)	8.0%		
	施設 整備 費 助 成		私立学校 安全対策促進事業費補助	H 15 (720,000)	(87,000)	(633,000)	△ 53.3%	耐震工事、アスベスト対策、非構造部材耐震対策工事 体育館への空調設備整備 防災力向上事業
	私立学校省エネ設備等 導入事業費補助		H 21 (0)	(0)	(0)	39.8%	LED化等工事：補助対象限度額 1,500万/校 空調更新工事：補助対象限度額 原則5,000万/校 ※特別で1億円まで対象	
	私立学校デジタル教育 環境整備費補助		H 27 3,634,869	3,868,777	△ 233,908	△ 6.0%	高校の端末整備 3,096,791千円 周辺機器等整備 538,078千円	
	産業・理科教育施設 整備費補助	産27 理31 54,972	35,943	19,029	52.9%	産振 7,450千円→8,496千円(1,046千円) 理振 28,493千円→46,476千円(17,983千円)		
	私立幼稚園等 環境整備費補助	H 21 (114,564)	(208,699)	(94,135)	△ 72.8%	23年度・24年度は事業休止、25年度二定補正にて復活 ICT支援事業(H29～)		
認定こども園 整備費等補助	H 27 (16,410)	(579,179)	(562,769)	△ 52.4%	保育士等キャリアアップ補助等8事業			
私立専修学校教育 環境整備費補助	政59 国元 522,977	375,845	147,132	39.1%	教育設備・研究用図書、専修学校評価促進等			
計	(850,974)	(874,878)	(23,904)	△ 22.4%				
私 立 学 校 の 他 助 成	私立高等学校都内生 就学促進補助	H 14 482,790	504,336	△ 21,546	△ 4.3%	@ 19,000 26,544人→25,410人(▲1,134人)		
	私立学校グローバル人材 育成支援事業費補助 (海外留学)	H 25 (728,644)	(594,666)	(133,978)	22.5%	海外留学 780⇒970人		
	私立学校グローバル人材 育成支援事業費補助 (JET)	H 27 (1,011,734)	(1,038,272)	(26,538)	△ 2.6%	ALT200人		
	私立学校グローバル人材 育成支援事業費補助 (海外教員派遣)	H 28 (30,801)	(30,660)	(141)	0.5%	対象教員数25人		
	私立学校グローバル人材 育成支援事業費補助 (外部検定)	H 29 (334,318)	(334,281)	(37)	0.0%	平成29年度事業開始 対象人数40,000人		
	私立幼稚園等施設型 給付負担金	H 27 7,533,749	7,176,242	357,507	5.0%	幼稚園 159施設→171施設 こども園 103施設→123施設		
	私立幼稚園等教育体制支 援事業費補助	R 3 (297,734)	(329,469)	(31,735)	△ 12.2%	学法595,467千円 個人立等93,588千円 R3最終補正より実施		
	私立幼稚園等特色教育等 推進補助	H 27 (13,171)	(10,562)	(2,609)	24.3%	地域教育 81園→95園 保育体験の受入 23園→51園		
	私立幼稚園等一時 預かり事業費補助	H 27 1,804,684	1,393,429	411,255	29.5%	一時預かり 1,392,131千円→1,803,386千円 緊急一時預かり 1,298千円→1,298千円		
	私立幼稚園預かり保育 推進補助	H 14 (165,900)	(176,755)	(10,855)	△ 5.7%	経常費特別補助分を統合(27年度～)		
私立学校教育振興 資金融資利子補給	S 56 224,003	236,817	△ 12,814	△ 5.4%	融資枠 50億円 利子補給率4%以内 H30貸付分より利差補給			
計	(2,582,302)	(2,514,665)	(67,637)	5.4%				
成 助	計	13,774,847	13,072,077	702,770	5.4%			

第4章 資料

事業名		開始年度	令和6年度	令和5年度	増△減	増減率	主要増減説明等	
保護者負担軽減に關する助成	高等学校等奨学支援金	H 22	(23,529,086) 23,529,086	(23,531,646) 23,531,646	(△ 2,560) △ 2,560	△ 0.0%	法定受託事務 95,790人→96,210人 (420人)	
	高等学校等就学支援金 学校事務費補助	H 23	622,496	332,927	289,569	87.0%		
	高等学校等特別奨学金補助	S 48	59,953,599	14,175,546	45,778,053	322.9%	補助対象生徒数(都認可外含) 71,565人→163,187人 (91,622人)	
	高等学校等奨学給付金 事業費補助	H 26	(493,160) 1,547,762	(520,387) 1,575,440	(△ 27,227) △ 27,678	△ 1.8%	支給単価増 全日制・定時制 第1子142,600円(+5,000円) 第2子152,000円(±0円)通信制・専攻科52,100円(±0円) *高等学校等学び直し支援金(H29～)専攻科支援金(R2～)を含む	
	私立中学校等特別奨学金補助	R 5	8,084,487	4,000,000	4,084,487	102.1%	都内に在住する私立中学校等に通う生徒を対象に、授業料の一部(年額10万円)を助成	
	高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助	S 59	1,978	1,885	93	4.9%	2,438冊→2,151冊(▲287冊)	
	高等学校等入学支度金貸付利子補給	S 43	9,296	8,536	760	8.9%	貸付額 ②50,000 1,894人→1,799人(▲95人) 平成11年度から利子補給方式	
	私立幼稚園等施設等利用費負担金	H 31	6,762,450	7,620,206	△ 857,756	△11.3%		
	幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助	S 47	3,193,562	3,242,945	△ 49,383	△ 1.5%	園児数 120,095人→106,359人(▲13,736人)	
	私立専修学校授業料等減免費用負担金	R 2	(3,390,220) 6,780,441	(3,319,930) 6,639,860	(70,290) 140,581	2.1%		
	私立専修学校修学支援実証研究事業費補助	H 27	(0) 0	(3,511) 3,511	(△ 3,511) △ 3,511	皆減		
	私立学校被災生徒等受入支援事業費補助	H 23	(1,100) 1,648	(1,400) 2,102	(△ 300) △ 454	△21.6%	授業料等減免事業費補助 1,931千円⇒1,477千円 臨時支援金 171千円⇒171千円	
	計		(27,413,566) 110,486,805	(27,376,874) 61,134,604	(36,692) 49,352,201	80.7%		
	等に関する助成	私立学校退職手当補助	S 41	4,219,019	4,215,379	3,640	0.1%	標準給与月額総額の36/1000
		私立学校教職員共済費補助	S 29	1,980,583	1,940,353	40,230	2.1%	標準給与月額総額の 8/1000
私立学校教育研究費補助		S 25	72,905	72,905	0	0.0%		
計			6,272,507	6,228,637	43,870	0.7%		
合計			(50,196,220) 268,697,632	(49,625,647) 217,307,119	(570,573) 51,390,513	23.6%		
私立学校振興費・管理費(事務費)			(32,086) 1,856,422	(23,466) 1,095,251	(8,620) 761,171	69.5%	学校における体験活動の充実 200,000千円	
育英事業	育英資金事業費補助	H 17	(840) 241,826	(840) 240,059	(0) 1,767	0.7%	国の高校奨学金事業移管分 1,507人→1,413人 東京都育英資金事業移管分 706人→617人	
	育英資金貸付	S 29	(50,263) 0	(66,457) 0	(△ 16,194) 0	-	平成20年度で貸付終了(新規貸付は平成16年度に終了)	
	事務費		39,174	33,941	5,233	15.4%		
	計		(51,103) 281,000	(67,297) 274,000	(△ 16,194) 7,000	2.6%		
私学部予算合計			(50,279,409) 270,835,054	(49,716,410) 218,676,370	(562,999) 52,158,684	23.9%		

注) () 内は特定財源(国庫・基金等)

(3) 東京都一般会計決算と教育関係決算の推移

(単位：百万円)

区 分	開始年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一 般 会 計		(8.1) 7,234,822	(2.9) 7,444,627	(14.0) 8,486,952	(11.5) 9,461,704	(△4.4) 9,047,840
教 育 費		(3.5) 800,439	(0.0) 800,716	(1.7) 813,960	(0.3) 816,299	(2.2) 834,521
学 務 費		(0.7) 194,440	(4.3) 202,857	(8.2) 219,400	(1.1) 221,824	(4.0) 230,781
私 学 助 成		(0.5) 172,013	(5.0) 180,612	(7.4) 194,035	(1.5) 196,921	(3.0) 202,761
高 等 学 校 経 常 費	S.25	65,636	66,430	67,067	67,868	69,683
中 学 校 経 常 費	S.25	25,131	25,491	26,033	26,388	27,546
小 学 校 経 常 費	S.25	6,383	6,503	6,608	6,587	6,891
幼 稚 園 経 常 費	S.25	18,678	18,696	18,520	18,004	17,499
特 別 支 援 学 校 等 経 常 費	S.26	1,697	1,834	1,878	2,217	2,277
通 信 制 高 等 学 校 経 常 費	S.38	123	127	114	114	116
幼 稚 園 教 育 振 興 事 業 費	S.62	1,015	956	929	862	832
幼 稚 園 特 別 支 援 教 育 事 業 費	S.58	436	465	432	488	582
専 修 学 校 教 育 振 興 費	S.59	277	263	281	300	300
専 修 学 校 特 別 支 援 教 育 事 業 費	H.15	118	125	132	126	140
専 修 学 校 職 業 実 践 専 門 課 程 推 進	H.30	191	216	244	254	311
外 国 人 学 校 教 育 運 営 費	H.7	89	86	85	81	77
安 全 対 策 促 進 事 業 費	H.15	1,779	1,750	1,739	1,634	1,212
省 エ ネ 設 備 等 導 入 事 業 費	H.21	886	1,165	1,163	1,269	2,484
デ ジ タ ル 教 育 環 境 整 備 費 補 助	H.23	606	636	836	1,133	1,849
産 業 ・ 理 科 教 育 施 設 設 備	産S27理S31	36	43	26	32	61
幼 稚 園 等 環 境 整 備 費	H.21	153	148	752	360	395
認 定 こ ど も 園 整 備 費 等 補 助	H.19	430	555	330	610	995
専 修 学 校 教 育 環 境 整 備 費	S.59	352	361	370	369	356
高 校 都 内 生 就 学 促 進	H.14	461	453	450	442	466
高 等 学 校 海 外 留 学 推 進 補 助	H.25	532	558	15	30	548
外 国 語 指 導 助 手 活 用 事 業 費 補 助	H.27	817	878	771	783	870
教 員 海 外 派 遣 研 修 事 業 費 補 助	H.28	13	14	6	7	7
外 部 検 定 試 験 料 補 助	H.29	160	273	247	254	290
幼 稚 園 等 施 設 型 給 付 費 負 担 金	H.27	3,877	5,146	6,061	6,586	6,727
幼 稚 園 等 教 育 体 制 支 援 事 業 費 補 助	R.3				4	141
幼 稚 園 等 特 色 教 育 等 推 進 補 助	H.27	41	43	28	32	43
幼 稚 園 等 一 時 預 かり 事 業 費 補 助	H.27	785	1,007	1,084	1,269	1,526
幼 稚 園 預 かり 保 育 推 進	H.14	1,081	1,060	854	986	949
幼 稚 園 等 自 然 体 験 支 援 事 業 費 補 助	H.30	12	---	---	---	---
振 興 資 金 融 資 利 子 補 給	S.56	336	299	264	234	199
老 朽 校 舎 改 築 促 進 事 業	H.8	4	1	1	0	0
高 等 学 校 等 就 学 支 援 金	H.22	15,030	14,856	21,219	21,026	20,700
高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 学 校 事 務 費 補 助	H.23	223	235	252	254	290
高 等 学 校 等 特 別 奨 学 金	S.48	一 般③30,200 基 準 未 満②11,400 非 課 税 等①152,000 生 保 等①152,000 13,666	一 般③37,200 基 準 未 満②18,400 非 課 税 等①159,000 生 保 等①159,000 13,924	～590万世帯⑥65,000 ～910万世帯③42,200 通 信 制①135,200 多 子 世 帯⑤9,400 11,322	～590万世帯⑦1,000 ～910万世帯④48,200 通 信 制①135,200 多 子 世 帯⑤9,400 12,307	～590万世帯⑦3,000 ～910万世帯④50,200 通 信 制①139,200 多 子 世 帯⑤9,400 13,005
高 等 学 校 等 奨 学 給 付 金	H.26	1,086	1,103	1,441	1,338	1,336
高 等 学 校 定 時 制 及 び 通 信 教 育 振 興 奨 励 費 補 助	H.23	1	1	1	2	2
高 等 学 校 等 入 学 支 度 金	S.43	利 子 補 給 6	利 子 補 給 7	利 子 補 給 7	利 子 補 給 6	利 子 補 給 7
私 立 幼 稚 園 等 施 設 等 利 用 費 負 担 金	R.1	---	5,351	9,443	8,457	7,760
幼 稚 園 保 護 者 負 担 軽 減	S.47	年 収 730万 円 以 下 ②28,800 年 収 680万 円 以 下 ④42,000 年 収 360万 円 以 下 ⑤4,000 生 保 等 ⑦4,400 4,149	年 収 730万 円 以 下 ②28,800 年 収 680万 円 以 下 ④42,000 年 収 360万 円 以 下 ⑤4,000 生 保 等 ⑦4,400 3,769	年 収 270万 円 超～ ②1,600 住 民 税 非 課 税 世 帯 ③38,400 生 保 等 ⑦4,400 3,252	年 収 270万 円 超～ ②1,600 住 民 税 非 課 税 世 帯 ③38,400 生 保 等 ⑦4,400 3,090	年 収 270万 円 超～ ②1,600 住 民 税 非 課 税 世 帯 ③38,400 生 保 等 ⑦4,400 2,873
専 修 学 校 授 業 料 等 減 免 費 用 負 担 金	R.2	---	---	3,946	5,243	5,515
専 修 学 校 修 学 支 援 助 専 実 証 研 究 事 業 費 補 助	H.27	15	14	17	1	1
被 災 生 徒 等 受 入 支 援 事 業 費 補 助	H.23	19	16	10	1	1
私 立 学 校 退 職 手 当	S.41	3,980	4,016	4,062	4,076	4,072
私 立 学 校 共 済 費	S.29	1,635	1,668	1,696	1,729	1,757
私 立 学 校 教 育 研 究 費	S.25	68	70	47	68	70
育 英 資 金 事 業 費 補 助	H.17	0	57	176	169	169

2 私立学校に関する統計資料

(1) 都内学校数等の推移（昭和55年度～令和5年度）

区分 年度	高等学校（全日制・定時制）				中 学 校				小 学 校			
	学校数（校）		生徒数（人）		学校数（校）		生徒数（人）		学校数（校）		生徒数（人）	
	私 立	国公立	私 立	国公立	私 立	国公立	私 立	国公立	私 立	国公立	私 立	国公立
55	245(11)	456	262,476	477,208	183(49)	804	53,620	481,278	52(2)	1,430	25,107	1,056,348
56	244(10)	457	264,940	487,200	183(49)	816	53,851	492,619	52(2)	1,440	25,032	1,038,536
57	244(10)	457	260,843	483,107	183(48)	824	55,937	515,580	52(2)	1,454	24,875	1,008,917
58	245(10)	461	267,861	494,795	185(48)	837	57,629	519,821	52(2)	1,466	24,998	969,942
59	246(11)	464	273,546	506,974	187(47)	850	59,688	525,324	52(2)	1,473	25,088	928,786
60	245(9)	465	282,534	526,908	186(45)	852	61,469	532,313	52(2)	1,475	25,257	882,702
61	245(10)	466	281,768	529,703	188(44)	854	63,705	532,584	52(3)	1,475	25,335	837,282
62	245(10)	466	282,853	533,296	185(42)	857	65,169	517,592	52(3)	1,477	25,435	793,478
63	245(8)	467	288,265	542,096	185(37)	857	66,209	486,877	51(2)	1,477	25,542	759,459
元	245(8)	468	290,252	543,166	185(36)	858	67,178	451,241	51(2)	1,482	25,772	733,136
2	244(7)	467	286,432	529,675	183(33)	857	69,181	425,512	50(1)	1,480	25,867	709,140
3	244(7)	468	276,640	503,166	184(28)	857	72,390	408,857	50(1)	1,477	25,978	688,721
4	244(7)	467	261,877	472,140	184(25)	857	76,062	397,289	51(1)	1,477	26,401	688,450
5	244(7)	467	250,544	446,829	184(25)	857	79,077	380,065	51(1)	1,468	26,165	651,542
6	243(7)	465	243,307	430,094	187(25)	861	80,510	366,736	51(1)	1,467	26,227	634,355
7	242(6)	464	237,876	417,137	182(15)	856	81,082	356,402	50	1,465	26,233	617,682
8	238(2)	462	227,904	398,466	179(2)	854	81,161	351,996	50	1,460	26,241	598,020
9	237(1)	458	216,305	381,497	178(1)	851	81,029	347,083	50	1,455	26,247	581,308
10	237(1)	458	208,122	369,403	178(1)	848	79,772	339,365	50	1,452	26,224	569,947
11	237(1)	458	204,113	364,531	179(1)	848	78,108	328,498	50	1,446	26,179	561,792
12	238(1)	458	200,421	358,824	179(1)	846	76,521	318,707	50	1,441	26,159	557,808
13	238(1)	457	194,798	349,813	179(1)	843	75,711	312,565	50	1,429	26,140	558,286
14	238(2)	456	188,334	338,051	179(1)	839	74,659	305,622	51	1,411	26,264	560,912
15	238(2)	452	184,151	329,659	179(1)	839	74,332	299,439	51	1,404	26,412	567,216
16	238(2)	445	182,006	325,178	179(1)	837	74,629	295,387	51	1,399	26,412	572,575
17	238(2)	448	178,723	318,279	180(3)	832	75,934	295,843	52	1,389	26,557	580,036
18	238(2)	451	175,348	311,592	181(3)	828	77,484	298,062	52	1,387	26,716	586,492
19	238(2)	450	172,984	306,810	183(3)	826	80,013	304,555	53	1,382	26,908	588,374
20	238(3)	447	173,355	306,508	184(3)	822	81,640	307,538	53	1,375	26,971	592,736
21	237(2)	438	173,933	308,253	184(3)	817	82,601	311,305	53	1,373	27,006	594,326
22	237(2)	435	176,196	313,183	187(4)	822	81,066	309,247	53	1,370	26,862	595,669
23	237(2)	434	175,537	313,779	187(4)	819	79,700	311,982	53	1,367	26,571	592,192
24	237(2)	432	175,838	315,262	188(3)	819	77,748	311,758	53	1,363	26,261	586,412
25	237(2)	431	174,003	312,593	188(3)	818	76,597	312,764	53	1,358	26,015	585,535
26	237(2)	431	175,746	315,967	188(3)	817	75,134	311,841	53	1,355	25,682	587,983
27	237(2)	429	176,292	316,839	188(3)	815	74,357	310,874	53	1,351	25,360	592,158
28	237(3)	429	177,328	318,366	188(3)	808	74,322	306,820	53	1,339	25,153	594,053
29	237(3)	429	176,246	316,832	188(3)	807	74,217	304,199	53	1,335	25,106	601,414
30	237(4)	429	175,302	314,305	187(4)	804	74,504	300,085	53	1,332	25,092	609,512
元	237(4)	429	173,694	310,285	188(5)	804	75,003	300,377	54	1,331	25,149	614,873
2	237(4)	428	172,783	306,229	188(6)	803	76,707	304,405	55	1,328	25,385	619,291
3	237(4)	429	171,681	301,648	187(4)	801	78,474	311,049	55	1,328	25,607	622,820
4	237(3)	429	171,942	299,883	187(4)	801	79,896	313,353	55	1,327	25,730	624,426
5	237(3)	429	172,652	299,792	187(4)	800	81,257	314,459	55	1,323	25,778	623,631

注1) 学校数欄の（ ）内の数値は休校数で内数
 注2) 高校の生徒数は本科生のみ。

(各年度5月1日現在)

第4章 資料

区分 年度	幼稚園				専修学校				各種学校				幼保連携型認定こども園			
	学校数(校)		生徒数(人)		学校数(校)		生徒数(人)		学校数(校)		生徒数(人)		学校数(校)		生徒数(人)	
	私立	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立	公立	私立	公立
56	1,085(15)	1,390	185,402	217,538	312(3)	345	145,191	149,908	336(39)	338	162,767	109,088	-	-	-	-
57	1,080(27)	1,385	176,512	207,595	322(7)	354	149,883	154,757	330(44)	332	160,144	102,795	-	-	-	-
58	1,075(30)	1,381	171,970	201,952	326(5)	358	161,045	166,047	321(45)	323	159,468	100,184	-	-	-	-
59	1,068(38)	1,376	166,900	195,790	346(6)	378	168,217	173,327	310(46)	312	147,659	93,022	-	-	-	-
60	1,054(35)	1,364	162,548	190,233	368(8)	400	168,951	174,069	302(45)	303	128,772	85,377	-	-	-	-
61	1,040(39)	1,350	160,332	186,951	379(10)	410	185,282	190,204	295(41)	296	86,159	86,179	-	-	-	-
62	1,032(30)	1,342	161,831	187,413	396(10)	427	209,148	213,854	284(47)	285	80,117	80,137	-	-	-	-
63	1,017(30)	1,328	164,675	188,934	404(6)	432	223,341	227,925	278(53)	279	78,965	78,986	-	-	-	-
元	1,015(35)	1,317	164,491	187,670	412(4)	440	237,258	241,731	268(50)	269	76,824	76,804	-	-	-	-
2	1,011(40)	1,310	162,685	184,153	431(10)	459	250,025	254,499	261(49)	262	71,666	71,685	-	-	-	-
3	1,004(47)	1,300	162,321	181,708	436(13)	462	263,157	267,661	253(55)	254	67,323	67,343	-	-	-	-
4	989(47)	1,283	161,658	179,354	429(11)	455	265,329	270,045	237(51)	238	64,122	64,142	-	-	-	-
5	977(48)	1,262	159,056	175,556	425(5)	451	259,483	264,394	232(51)	233	58,082	58,101	-	-	-	-
6	969(47)	1,254	153,469	169,084	428(9)	454	241,533	246,462	230(48)	231	53,134	53,152	-	-	-	-
7	961(45)	1,244	150,399	165,358	431(11)	458	225,991	231,253	227(47)	228	49,816	49,832	-	-	-	-
8	949(42)	1,229	149,573	164,185	435(13)	462	216,410	222,044	220(47)	221	46,781	46,799	-	-	-	-
9	938(40)	1,213	149,365	163,932	435(11)	462	209,677	215,494	217(51)	218	43,019	43,035	-	-	-	-
10	928(38)	1,193	151,700	166,785	440(18)	466	199,110	204,944	210(49)	211	41,169	41,187	-	-	-	-
11	923(39)	1,182	153,029	168,779	436(23)	462	194,453	199,835	204(49)	205	38,707	38,725	-	-	-	-
12	914(41)	1,165	155,193	170,867	439(23)	465	191,205	196,457	201(49)	202	37,236	37,254	-	-	-	-
13	904(37)	1,150	155,455	171,000	438(21)	460	190,558	195,409	195(50)	196	36,306	36,316	-	-	-	-
14	892(30)	1,128	159,842	175,600	444(25)	465	191,779	196,126	192(54)	192	34,074	34,074	-	-	-	-
15	886(31)	1,117	161,095	176,905	444(25)	463	190,775	194,544	187(54)	187	33,840	33,840	-	-	-	-
16	878(27)	1,108	163,004	179,026	452(26)	466	190,698	193,273	182(54)	182	33,035	33,035	-	-	-	-
17	874(28)	1,100	163,274	179,392	447(18)	459	184,779	187,162	179(51)	179	29,900	29,900	-	-	-	-
18	870(32)	1,095	163,110	178,850	449(18)	461	172,426	174,699	176(52)	176	29,798	29,798	-	-	-	-
19	868(30)	1,084	162,524	177,675	444(19)	456	160,757	162,932	179(51)	179	31,054	31,054	-	-	-	-
20	865(28)	1,080	161,207	175,952	439(21)	451	149,011	151,115	178(54)	178	29,684	29,684	-	-	-	-
21	861(29)	1,064	157,932	172,019	437(20)	449	138,751	140,875	173(54)	173	29,385	29,385	-	-	-	-
22	858(30)	1,057	157,414	171,273	435(17)	446	139,782	141,767	171(53)	171	28,285	28,285	-	-	-	-
23	854(28)	1,051	157,745	171,769	420(26)	431	140,622	142,547	168(58)	168	23,029	23,029	-	-	-	-
24	850(26)	1,042	159,379	173,642	408(19)	419	140,063	141,989	163(43)	163	22,563	22,563	-	-	-	-
25	848(32)	1,039	158,051	172,467	403(17)	414	142,266	144,189	161(57)	161	22,185	22,185	-	-	-	-
26	840(31)	1,023	156,249	170,673	399(12)	409	142,641	144,840	157(53)	157	22,233	22,233	-	-	-	-
27	833(33)	1,010	151,595	165,348	395(12)	404	142,953	144,909	155(53)	155	22,068	22,068	11(0)	17	2,775	3,649
28	827(35)	1,004	147,915	161,275	393(10)	402	143,649	145,607	152(53)	152	24,038	24,038	15(0)	21	3,455	4,333
29	822(35)	995	144,566	157,418	394(9)	403	143,757	145,719	154(52)	154	24,696	24,696	18(0)	27	3,908	5,110
30	818(34)	991	141,800	154,423	396(12)	405	144,401	146,364	156(53)	156	26,605	26,605	21(0)	30	4,624	5,812
元	815(33)	985	138,333	150,270	396(12)	405	146,433	148,394	156(53)	156	26,364	26,364	23(0)	32	4,872	6,043
2	814(35)	984	133,017	144,095	395(9)	404	147,605	149,579	157(52)	157	22,912	22,912	25(0)	34	5,087	6,218
3	811(32)	976	124,639	134,456	392(9)	401	144,037	146,015	153(51)	153	19,919	19,919	31(0)	40	5,861	6,949
4	806(34)	969	114,192	122,669	384(9)	393	132,090	134,036	153(51)	153	19,851	19,851	36(0)	45	6,341	7,367
5	799(32)	959	102,926	110,422	380(9)	389	124,451	126,395	154(54)	154	24,280	24,280	46(0)	55	7,726	8,709

注1) 学校数欄の()内の数値は休校数で内数

(各年度5月1日現在)

(2) 令和5年度小学校・中学校・高等学校等学年別在学者数

区分		生徒数 学校数 (校)	設置者別在学者数(人)								
			1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	合計		
小 学 校	都 内	国立	6	601	593	591	602	595	611	3,593	
		公立	1,262	98,163	100,608	100,890	99,158	97,971	97,470	594,260	
		私立	55	4,321	4,346	4,338	4,278	4,287	4,208	25,778	
		計	1,323	103,085	105,547	105,819	104,038	102,853	102,289	623,631	
	全 国	国立	67	5,919	5,936	5,936	5,980	5,974	5,976	35,721	
		公立	18,669	943,283	977,792	986,049	996,088	1,007,255	1,023,440	5,933,907	
		私立	244	13,305	13,441	13,487	13,422	13,350	13,052	80,057	
		計	18,980	962,507	997,169	1,005,472	1,015,490	1,026,579	1,042,468	6,049,685	
	中 学 校	都 内	国立	6	853	854	846	-	-	-	2,553
			公立	607	76,094	76,890	77,665	-	-	-	230,649
			私立	187	28,113	27,139	26,005	-	-	-	81,257
			計	800	105,060	104,883	104,516	-	-	-	314,459
全 国		国立	68	9,028	9,014	8,962	-	-	-	27,004	
		公立	9,095	958,663	963,030	981,189	-	-	-	2,902,882	
		私立	781	84,654	82,356	80,612	-	-	-	247,622	
		計	9,944	1,052,345	1,054,400	1,070,763	-	-	-	3,177,508	
高 等 学 校		都 内	国立	6	1,070	1,099	1,014	0	専攻科 0	別科 0	3,183
			公立	186	43,278	40,628	38,593	1,458	0	0	123,957
			私立	237	59,996	57,788	54,868	0	73	0	172,725
			計	429	104,344	99,515	94,475	1,458	73	0	299,865
	全 国	国立	15	2,694	2,723	2,587	0	0	0	8,004	
		公立	3,455	649,196	628,983	606,163	9,849	2,997	133	1,897,321	
		私立	1,321	347,953	338,452	320,993	110	5,668	0	1,013,176	
		計	4,791	999,843	970,158	929,743	9,959	8,665	133	2,918,501	
	特 別 支 援 学 校	都 内	国立	4	幼稚部 20	小学部 126	中学部 110	高等部 165	-	-	420
			公立	63	105	5,525	2,855	5,493	-	-	13,978
			私立	4	31	106	47	51	-	-	235
			計	71	156	5,756	3,012	5,709	-	-	14,633
全 国		国立	45	53	851	811	1,141	-	-	2,856	
		公立	1,118	1,101	50,105	32,481	63,921	-	-	147,608	
		私立	15	35	162	118	583	-	-	898	
		計	1,178	1,189	51,118	33,410	65,645	-	-	151,362	

注1)休校中の学校を含む。

(令和5年5月1日現在)

注2)特別支援学校については、学年別ではなく部制をとっている。

注3)出典は、学校基本調査による。

第4章 資料

(3) 令和5年度都内私立高等学校生徒数及び学級数等

(単位：人、学級)

区分	普通科				その他の専門学科				合計				
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	
学 則	生徒数	64,416	64,366	64,225	193,007	2,305	2,355	2,497	7,157	66,721	66,721	66,722	200,164
	学級数	1,526	1,526	1,522	4,574	55	55	59	169	1,581	1,581	1,581	4,743
	1学級 当たり	42.2	42.2	42.2	42.2	41.9	42.8	42.3	42.3	42.2	42.2	42.2	42.2
実 数	生徒数	58,025	55,864	52,892	166,781	1,596	1,536	1,628	4,760	59,621	57,400	54,520	171,541
		57,764	54,183	53,583	165,530	1,626	1,702	1,955	5,283	59,390	55,885	55,538	170,813
	学級数	1,609	1,589	1,556	4,754	51	54	59	164	1,660	1,643	1,615	4,918
		1,590	1,551	1,579	4,720	53	60	64	177	1,643	1,611	1,643	4,897
	1学級 当たり	36.1	35.2	34.0	35.1	31.3	28.4	27.6	29.0	35.9	34.9	33.8	34.9
		36.3	34.9	33.9	35.1	30.7	28.4	30.5	29.8	36.1	34.7	33.8	34.9

注1) 実数欄の上段は令和5年度、下段は令和4年度の実数である。

(令和5年5月1日現在)

注2) 全日制活動校 232校

注3) 出典は、生活文化スポーツ局私学部調査による。

(4) 令和5年度都内全日制・定時制・通信制高等学校生徒数

(単位：人、%)

内 訳 国公私別	学校数 (活動校)	令和5年度 入学定員	生 徒 数					
			1年生	2年生	3年生	4年生	計	
国 立	全日制	6 (1.5)	1,095 (1.0)	1,070 (1.1)	1,099 (1.1)	1,014 (1.1)	—	3,183 (1.1)
	定時制	—	—	—	—	—	—	—
	通信制	—	—	—	—	—	—	—
都 立	全日制	172 (42.0)	41,510 (37.9)	40,268 (39.9)	37,875 (39.3)	36,168 (39.4)	—	114,311 (39.5)
	定時制	53 (93.0)	4,325 (90.7)	3,010 (89.0)	2,753 (88.)	2,425 (87.5)	1,458 (100.0)	9,646 (89.8)
	通信制	3 (27.3)	—	—	—	—	—	1,660 (15.3)
私 立	全日制	232 (56.6)	66,964 (61.1)	59,624 (59.1)	57,412 (59.6)	54,523 (59.5)	—	171,559 (59.4)
	定時制	4 (7.0)	446 (9.3)	372 (11.0)	376 (12.0)	345 (12.5)	—	1,093 (10.2)
	通信制	8 (72.7)	—	—	—	—	—	9,201 (84.7)
計	全日制	410 (100.0)	109,569 (100.0)	100,962 (100.0)	96,386 (100.0)	91,705 (100.0)	—	289,053 (100.0)
	定時制	57 (100.0)	4,771 (100.0)	3,382 (100.0)	3,129 (100.0)	2,770 (100.0)	1,458 (100.0)	10,739 (100.0)
	通信制	11 (100.0)	—	—	—	—	—	10,861 (100.0)

注1) ()内の数値は割合である。

(令和5年5月1日現在)

注2) 学校数は全日制・定時制・通信制ごとの数であり、実際の学校数とは異なる。

注3) 生徒数は本科のみである。

注4) 出典は、学校基本調査による。

(5) 都道府県別私立学校数・生徒数

(単位：校、人)

	高校(全・定)		中学校		小学校		幼稚園		専修学校		各種学校		幼保連携型認定こども園	
	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数
北海道	50	29,638	16	2,922	5	399	292	28,855	142	23,963	49	2,993	296	36,569
青森	17	7,617	6	567	0	0	82	3,349	21	1,946	10	137	246	17,861
岩手	13	6,379	3	251	1	8	38	2,721	28	4,107	7	442	115	12,005
宮城	19	16,519	8	1,356	6	933	147	17,119	64	15,857	22	1,981	104	12,471
秋田	5	2,127	1	0	0	0	30	1,622	14	1,370	3	59	76	8,014
山形	14	9,377	0	0	0	0	46	3,868	16	1,645	3	53	76	7,883
福島	18	10,082	8	671	4	556	96	9,471	45	5,308	9	275	79	10,652
茨城	24	20,066	12	3,438	7	1,967	111	13,288	64	8,749	11	602	154	19,904
栃木	15	14,122	7	1,185	1	422	72	7,587	52	7,400	17	577	121	19,181
群馬	13	11,977	7	1,392	3	1,143	53	4,699	65	9,464	18	1,227	203	25,543
埼玉	48	53,786	31	9,725	5	2,356	451	67,796	98	18,449	24	2,417	130	21,411
千葉	54	48,270	25	10,590	10	3,519	380	53,871	86	19,191	14	530	103	15,537
東京	237	172,652	187	81,257	55	25,778	799	102,926	380	124,451	154	24,280	46	7,726
神奈川	79	69,698	63	25,099	32	10,265	574	81,541	101	24,680	12	3,568	155	23,186
新潟	16	12,431	4	648	0	0	42	2,399	79	14,709	5	95	199	22,819
富山	10	5,441	1	194	1	165	18	1,273	18	2,475	22	4,021	122	15,930
石川	10	8,692	5	654	1	129	42	3,490	33	4,358	19	3,936	162	18,907
福井	7	6,092	4	417	1	52	13	521	16	1,342	12	1,849	125	13,269
山梨	11	6,350	8	1,169	4	1,108	51	3,075	20	1,946	12	578	62	7,208
長野	17	10,181	9	1,058	6	691	83	7,495	48	5,239	20	1,122	49	5,970
岐阜	16	10,827	9	1,516	2	526	90	13,697	26	2,844	30	2,454	54	6,529
静岡	43	32,814	28	5,106	5	1,804	156	17,817	80	12,913	21	1,717	217	30,127
愛知	55	60,784	20	9,885	4	1,809	338	53,603	157	46,585	61	10,726	223	34,308
三重	13	10,154	9	2,038	2	628	44	7,222	33	4,216	35	1,739	55	6,969
滋賀	10	8,144	6	1,518	0	0	19	1,632	19	1,015	10	1,086	84	11,311
京都	40	31,092	26	8,759	11	4,331	144	15,230	57	14,528	50	4,007	121	15,556
大阪	96	91,296	60	21,589	17	6,541	328	54,109	214	65,844	29	8,594	612	84,318
兵庫	52	31,903	43	12,288	11	3,208	181	25,285	86	16,953	74	6,573	478	54,348
奈良	15	9,530	11	4,505	6	2,097	38	4,390	24	2,189	25	2,321	55	7,340
和歌山	9	4,304	7	2,164	2	527	27	2,902	17	1,576	24	1,260	45	6,838
鳥取	8	3,716	3	351	0	0	14	1,367	16	1,340	14	1,674	27	3,897
島根	10	3,603	3	247	0	0	9	223	17	2,265	21	257	21	1,908
岡山	23	15,444	10	2,356	4	1,103	30	4,434	48	8,888	14	1,539	61	7,861
広島	35	23,651	29	7,732	9	1,917	139	15,520	66	11,681	20	1,590	164	20,498
山口	20	9,030	8	1,155	1	0	130	11,116	37	3,943	37	2,560	20	2,247
徳島	3	700	2	406	2	497	9	823	12	1,589	4	73	46	5,581
香川	10	5,988	5	884	0	0	33	4,134	24	4,303	14	116	43	5,193
愛媛	11	7,915	3	988	0	0	68	7,462	34	4,574	10	299	44	6,752
高知	9	5,135	8	2,989	2	423	23	1,692	23	2,301	6	123	9	1,119
福岡	59	52,172	27	7,238	9	2,368	382	46,555	160	40,886	17	3,682	85	11,364
佐賀	9	5,716	6	1,238	0	0	41	2,750	29	3,585	1	120	82	10,340
長崎	22	11,122	16	1,808	6	812	78	6,216	33	3,061	9	363	108	11,501
熊本	21	15,909	8	1,339	0	0	73	6,155	48	7,424	7	1,574	136	16,692
大分	14	8,477	4	625	1	266	55	4,807	48	3,993	13	1,368	114	11,321
宮崎	15	9,232	9	2,096	1	95	77	4,342	34	4,375	3	32	150	14,743
鹿児島	21	14,456	10	1,898	3	452	68	6,215	38	6,628	2	24	246	22,165
沖縄	5	2,897	6	2,311	4	1,162	30	2,781	61	9,716	16	1,184	111	12,010
計	1,321	1,007,508	781	247,622	244	80,057	6,044	739,445	2,831	585,864	1,010	107,797	6,034	744,882

注1) 高校は本科生のみ。

(令和5年5月1日現在)

注2) 出典は、学校基本調査による。

第4章 資料

(6) 全（国公立）高等学校の生徒総数に対する私立高等学校生徒数の割合（全日制・定時制）

（単位：％）

年度 順位	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
1	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京
	55.7	55.6	55.6	55.7	55.6	55.8	56.0	56.4	56.9	57.3	57.6
2	京 都	京 都	京 都	京 都	京 都	京 都	京 都	京 都	京 都	京 都	京 都
	41.4	42.7	43.4	43.6	43.9	44.5	45.2	46.4	47.6	47.9	47.7
3	大 阪	大 阪	大 阪	大 阪	福 岡	大 阪	大 阪	大 阪	大 阪	大 阪	大 阪
	40.8	40.9	40.5	40.5	41.0	41.4	42.1	42.8	44.0	45.3	45.9
4	福 岡	福 岡	福 岡	福 岡	大 阪	福 岡	福 岡	福 岡	福 岡	福 岡	福 岡
	39.7	39.8	40.1	40.5	40.9	41.2	41.1	41.4	42.1	43.0	42.6
5	神 奈 川	熊 本	熊 本	熊 本	熊 本	熊 本	熊 本	熊 本	熊 本	熊 本	熊 本
	33.9	34.2	35.0	35.5	35.4	35.5	35.5	36.1	36.8	38.1	37.1
6	熊 本	神 奈 川	神 奈 川	神 奈 川	神 奈 川	神 奈 川	神 奈 川	神 奈 川	神 奈 川	鹿 児 島	静 岡
	33.0	33.5	33.4	33.5	33.8	34.1	34.3	34.9	35.4	36.4	37.0
7	静 岡	千 葉	千 葉	静 岡	広 島	広 島	広 島	静 岡	静 岡	静 岡	神 奈 川
	31.5	31.7	31.9	32.0	32.3	32.5	32.6	33.0	34.5	36.2	36.4
8	千 葉	静 岡	静 岡	広 島	静 岡	静 岡	千 葉	広 島	広 島	神 奈 川	山 形
	31.4	31.6	31.8	31.8	32.1	32.3	32.4	32.9	34.1	36.1	36.2
9	広 島	広 島	広 島	千 葉	千 葉	千 葉	静 岡	鹿 児 島	鹿 児 島	広 島	広 島
	30.5	30.9	31.2	31.8	31.8	32.0	32.3	32.7	33.8	34.9	35.4
10	愛 知	長 崎	長 崎	岡 山	岡 山	岡 山	長 崎	千 葉	千 葉	山 形	鹿 児 島
	30.4	30.8	31.0	31.5	31.7	31.8	32.0	32.6	33.3	34.4	35.4
全国	30.7	31.1	31.3	31.6	31.8	32.1	32.3	32.8	33.5	34.3	34.3

注1) 私立生徒数／国公立生徒数（％）

（各年度5月1日現在）

注2) 専攻科、別科は除く。

注3) 出典は、学校基本調査による。

(7) 都内私立小学校・中学校・高等学校年度別学費平均額調べ

(単位：円、%)

学種	年度	授業料年額 (月額)	前年比	入学金	前年比	施設費	前年比	その他	前年比	総額	前年比	検定料	前年比
高等学校・全日制	27	439,071 (36,589)	1.7	249,474	0.5	47,824	△ 4.3	162,417	2.4	898,785	1.1	22,252	0.5
	28	441,547 (36,796)	0.6	250,767	0.5	47,252	△ 1.2	164,884	1.5	904,449	0.6	22,342	0.4
	29	448,862 (37,405)	1.7	250,026	△ 0.3	45,822	△ 3.0	167,447	1.6	912,156	0.9	22,417	0.3
	30	455,345 (37,945)	1.4	250,379	0.1	42,959	△ 6.2	170,111	1.6	918,794	0.7	22,493	0.3
	元	460,546 (38,379)	1.1	251,048	0.3	42,346	△ 1.4	172,350	1.3	926,290	0.8	22,626	0.6
	2	466,708 (38,892)	1.3	251,637	0.2	41,049	△ 3.1	174,645	1.3	934,038	0.8	22,775	0.7
	3	468,412 (39,034)	0.4	253,116	0.6	38,603	△ 6.0	174,864	0.1	934,995	0.1	22,938	0.7
	4	474,897 (39,575)	1.4	254,277	0.5	37,067	△ 4.0	179,280	2.5	945,522	1.1	23,119	0.8
	5	483,311 (40,276)	1.8	253,113	△ 0.5	36,096	△ 2.6	184,399	2.9	956,918	1.2	23,322	0.9
	6	489,343 (40,779)	1.2	254,131	0.4	34,956	△ 3.2	192,598	4.4	971,469	1.5	23,414	0.4
中学校	27	459,196 (38,266)	1.1	254,675	0.0	43,594	△ 2.2	179,214	2.0	936,679	0.8	22,658	0.1
	28	461,597 (38,466)	0.5	253,423	△ 0.5	43,561	△ 0.1	180,503	0.7	939,084	0.3	22,718	0.3
	29	464,720 (38,727)	0.7	254,262	0.3	42,256	△ 3.0	183,955	1.9	945,193	0.7	22,809	0.4
	30	468,090 (39,008)	0.7	254,979	0.3	40,207	△ 4.8	186,140	1.2	949,416	0.4	22,880	0.3
	元	473,467 (39,456)	1.1	256,979	0.8	40,436	0.6	188,888	1.5	959,770	1.1	23,088	0.9
	2	480,950 (40,079)	1.6	258,066	0.4	42,036	4.0	189,479	0.3	970,531	1.1	23,200	0.5
	3	482,168 (40,181)	0.3	259,706	0.6	37,881	△ 9.9	190,421	0.5	970,176	△ 0.0	23,365	0.7
	4	486,976 (40,581)	1.0	261,174	0.6	35,642	△ 5.9	194,628	2.2	978,420	0.8	23,627	1.1
5	492,209 (41,017)	1.1	263,020	0.7	34,137	△ 4.2	199,759	2.6	989,125	1.1	23,897	1.1	
6	503,774 (41,017)	2.3	263,232	0.1	33,685	△ 1.3	208,672	4.5	1,009,362	2.0	23,946	0.2	
小学校	27	497,569 (41,464)	0.9	249,259	△ 0.1	72,963	0.3	177,974	0.1	997,765	0.5	23,722	2.0
	28	514,595 (42,883)	3.4	245,273	△ 1.6	72,182	△ 1.1	184,156	3.5	1,016,206	1.8	23,836	0.5
	29	519,057 (43,255)	0.9	247,636	1.0	72,182	0.0	183,029	△ 0.6	1,021,904	0.6	23,473	△ 1.5
	30	523,075 (43,590)	0.8	251,273	1.5	65,818	△ 8.8	189,174	3.4	1,029,340	0.7	23,891	1.8
	元	525,538 (43,795)	0.5	251,607	0.1	61,429	△ 6.7	190,564	0.7	1,029,138	△ 0.0	23,911	0.1
	2	532,152 (44,346)	1.3	252,679	0.4	56,607	△ 7.8	198,899	4.4	1,040,336	1.1	24,125	0.9
	3	540,956 (45,080)	1.7	253,571	0.4	51,250	△ 9.5	196,939	△ 1.0	1,042,716	0.2	24,268	0.6
	4	547,295 (45,608)	1.2	254,464	0.4	49,107	△ 4.2	197,486	0.3	1,048,352	0.5	24,268	0.0
	5	552,581 (46,048)	1.0	255,357	0.4	52,143	6.2	200,522	1.5	1,060,602	1.2	24,446	0.7
6	564,027 (47,002)	2.1	256,071	0.3	56,357	8.1	204,634	2.1	1,081,089	1.9	24,268	△ 0.7	

注1) 出典は、生活文化スポーツ局私学部調査による。

(各年度4月1日現在)

注2) 各費目の算出については、小数点第1位を四捨五入したため、総額の合計と一致しない場合がある。

第4章 資料

(8) 都内私立幼稚園年度別学費平均額調べ

(単位：円、%)

区分 年度	保育料		入園料 (入園時)		施設費 (年一括)		その他		初年度納入金総額		検定料 (入園選抜時)	
	金額 (月額)	指数 前年比	金額	指数 前年比	金額	指数 前年比	金額	指数 前年比	金額	指数 前年比	金額	指数 前年比
平成元	197,782 (16,481)	100 -	70,478	100 -	12,383	100 -	16,959	100 -	297,602	100 -	3,542	100 -
26	317,317 (26,443)	160 0.9	103,498	147 0.4	14,937	121 0.8	27,840	164 2.5	463,591	156 0.9	4,801	136 1.4
27	320,968 (26,747)	162 1.2	105,355	149 1.8	16,092	130 7.7	29,754	175 6.9	472,169	159 1.9	5,009	141 4.3
28	323,777 (26,981)	164 0.9	106,212	151 0.8	16,155	130 0.4	30,248	178 1.7	476,392	160 0.9	5,052	143 0.9
29	326,503 (27,209)	165 0.8	106,896	152 0.6	16,152	130 △ 0.0	30,720	181 1.6	480,270	161 0.8	5,107	144 1.1
30	329,528 (27,461)	167 0.9	107,578	153 0.6	16,223	131 0.4	31,170	184 1.5	484,499	163 0.9	5,182	146 1.5
31	336,748 (28,062)	170 2.2	108,095	153 0.5	16,752	135 3.3	31,270	184 0.3	492,866	166 1.7	5,206	147 0.5
令和2	359,302 (29,942)	182 6.7	107,033	152 △ 1.0	16,055	130 △ 4.2	30,585	180 △ 2.2	512,975	172 4.1	5,229	148 0.4
令和3	366,639 (30,553)	185 2.0	107,668	153 0.6	15,815	128 △ 1.5	30,894	182 1.0	521,016	175 1.6	5,322	150 1.8
令和4	371,926 (30,994)	188 1.4	107,678	153 0.0	16,299	132 3.1	31,030	183 0.4	526,933	177 1.1	5,442	154 2.3
令和5	377,077 (31,423)	191 1.4	109,166	155 1.4	17,133	138 5.1	31,962	188 3.0	535,339	180 1.6	5,483	155 0.8
令和6	386,091 (32,174)	195 2.4	110,918	157 1.6	18,007	145 5.1	33,406	197 4.5	548,423	184 2.4	5,613	158 2.4

(令和5年11月1日現在)

注1) 生活文化スポーツ局私学部調査による。

注2) 「初年度納入金総額」とは、幼稚園が新たに入園する4才児から徴収する年間の学費である。

注3) 「その他」とは、園則で定める年間の費用である。教材費、暖房費、施設維持費など。

注4) 平成27年度以降については、施設型給付を受給する予定の園は除く。

注5) 平均額ごとに単位未満を四捨五入した。そのため総額と内訳が一致しない場合がある。

(9) 令和5年度都内私立専修学校学生納付金平均一覽

〔専門課程〕

(単位：円)

区 分		入学金	授業料	実習費	設備費	その他	総 額
第1分野 工業関係	土 木 建 築 測 量	191,000	759,000	55,000	191,000	38,000	1,234,000
		131,000	365,000	21,000	91,000	21,000	628,000
	自動車整備	210,000	502,000	268,000	205,000	68,000	1,254,000
		270,000	440,000	372,000	114,000	182,000	1,378,000
	情報処理・ I T	197,000	735,000	154,000	149,000	58,000	1,292,000
		75,000	322,000	84,000	82,000	22,000	585,000
	電気・電子 機 械	199,000	742,000	103,000	205,000	24,000	1,273,000
		153,000	376,000	135,000	129,000	12,000	806,000
	ゲーム・C G	211,000	824,000	146,000	202,000	38,000	1,421,000
		50,000	320,000	-	50,000	40,000	460,000
その他	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	
第2分野 工業・農業		163,000	681,000	245,000	107,000	116,000	1,312,000
		50,000	620,000	410,000	198,000	-	1,278,000
第3分野 医療関係	看 護	168,000	807,000	56,000	119,000	42,000	1,192,000
		-	-	-	-	-	-
	臨床検査 診療放射線 臨床工学	241,000	803,000	255,000	134,000	81,000	1,514,000
		325,000	483,000	240,000	158,000	-	1,206,000
	理学療法 作業療法	354,000	957,000	191,000	284,000	43,000	1,829,000
		342,000	785,000	182,000	229,000	46,000	1,584,000
	柔道整復	304,000	1,112,000	89,000	103,000	14,000	1,621,000
		230,000	1,008,000	56,000	104,000	18,000	1,416,000
	はり・きゅう あん摩マッサ ージ指圧	373,000	1,190,000	46,000	145,000	22,000	1,776,000
		433,000	1,088,000	33,000	196,000	33,000	1,783,000
歯科技工 歯科衛生	200,000	661,000	169,000	44,000	64,000	1,139,000	
	175,000	549,000	125,000	35,000	52,000	936,000	
その他	174,000	946,000	70,000	135,000	170,000	1,495,000	
	50,000	475,000	91,000	103,000	88,000	806,000	
第4分野 衛生関係	栄 養 調 理	173,000	615,000	360,000	195,000	162,000	1,505,000
		150,000	313,000	268,000	123,000	24,000	877,000
	製 菓	204,000	648,000	537,000	199,000	131,000	1,719,000
		-	-	-	-	-	-
理 容 美 容	122,000	555,000	206,000	221,000	305,000	1,410,000	
	125,000	366,000	116,000	167,000	428,000	1,201,000	
その他	90,000	686,000	119,000	182,000	258,000	1,334,000	
	-	-	-	-	-	-	
第5分野 教育 社会 福祉 関係	保 育 教 育	166,000	693,000	54,000	159,000	99,000	1,172,000
		165,000	503,000	15,000	122,000	50,000	855,000
	介護福祉	158,000	659,000	80,000	172,000	72,000	1,141,000
		-	-	-	-	-	-
	社会福祉	108,000	803,000	102,000	47,000	131,000	1,191,000
		100,000	710,000	165,000	140,000	50,000	1,165,000
その他	180,000	708,000	82,000	136,000	69,000	1,175,000	
	100,000	740,000	210,000	160,000	-	1,210,000	

注1) 上段 昼間部、下段 夜間部

注2) 各科目の平均値を集計しているため、各科目の合計が総額と一致しない場合がある。

注3) 金額表示は千円未満四捨五入

資料：公益社団法人東京都専修学校各種学校協会 令和5年度統計調査資料

第4章 資料

(単位：円)

区 分		入学金	授業料	実習費	設備費	その他	総 額
第6分野 商業 実務 関係	簿記 ビジネス IT	174,000	656,000	77,000	157,000	45,000	1,109,000
		80,000	620,000	30,000	50,000	60,000	840,000
	旅行 ホテル 観光	83,000	844,000	54,000	195,000	68,000	1,243,000
		88,000	542,000	13,000	103,000	66,000	813,000
	医療秘書 医療管理事務	140,000	721,000	50,000	127,000	69,000	1,108,000
		50,000	360,000	41,000	31,000	62,000	544,000
	その他	105,000	818,000	61,000	59,000	180,000	1,222,000
		-	-	-	-	-	-
第7分野 服飾・家政関係		199,000	628,000	35,000	178,000	100,000	1,139,000
		105,000	345,000	19,000	68,000	94,000	630,000
第8分野 文化 教養 関係	語 学	124,000	840,000	9,000	136,000	29,000	1,137,000
		50,000	800,000	-	80,000	2,000	932,000
	美 術 デザイン 写 真	163,000	741,000	96,000	170,000	38,000	1,207,000
		111,000	390,000	40,000	76,000	22,000	639,000
	音 楽 演 劇 映 画 放 送	186,000	817,000	122,000	257,000	20,000	1,402,000
		200,000	440,000	128,000	150,000	-	918,000
	法律行政	179,000	642,000	72,000	130,000	94,000	1,117,000
		80,000	620,000	30,000	50,000	60,000	840,000
	ス ポ ー ツ	144,000	796,000	52,000	110,000	153,000	1,255,000
		-	-	-	-	-	-
	動 物	191,000	616,000	154,000	275,000	77,000	1,313,000
		-	-	-	-	-	-
	アニメ 声 優 ゲーム	191,000	811,000	123,000	162,000	33,000	1,320,000
		-	-	-	-	-	-
	その他	107,000	686,000	59,000	174,000	97,000	1,123,000
		-	-	-	-	-	-
日本語科	93,000	648,000	36,000	68,000	28,000	873,000	
	-	-	-	-	-	-	
総 平 均		178,000	736,000	121,000	170,000	81,000	1,286,000
		184,000	569,000	82,000	117,000	56,000	1,007,000

注1) 上段 昼間部、下段 夜間部

注2) 各科目の平均値を集計しているため、各科目の合計が総額と一致しない場合がある。

注3) 金額表示は千円未満四捨五入

資料：公益社団法人東京都専修学校各種学校協会 令和5年度統計調査資料

〔高等課程〕

(単位：円)

区 分		入学金	授業料	実習費	設備費	その他	総 額
第1分野 工業関係		-	596,000	-	100,000	-	696,000
		-	-	-	-	-	-
第3分野 医療関係		258,000	512,000	108,000	116,000	34,000	1,028,000
		-	-	-	-	-	-
第4 分野 衛生 関係	栄 養 調 理	118,000	486,000	169,000	130,000	65,000	968,000
		150,000	330,000	239,000	-	75,000	794,000
	製 菓	160,000	480,000	280,000	144,000	280,000	1,344,000
		180,000	330,000	360,000	180,000	109,000	1,159,000
	理 容 美 容	108,000	452,000	180,000	152,000	109,000	1,001,000
		-	-	-	-	-	-
第6分野 商業実務関係		200,000	492,000	-	153,000	45,000	890,000
		-	-	-	-	-	-
第7分野 服飾・家政関係		110,000	715,000	-	83,000	105,000	1,013,000
		-	-	-	-	-	-
第8分野 文化・教養関係		140,000	562,000	63,000	202,000	30,000	997,000
		-	-	-	-	-	-
総 平 均		140,000	527,000	114,000	143,000	71,000	995,000
		173,000	330,000	330,000	135,000	100,000	1,067,000

注1) 上段 昼間部、下段 夜間部

注2) 各科目の平均値を集計しているため、各科目の合計が総額と一致しない場合がある。

注3) 金額表示は千円未満四捨五入

資料：公益社団法人東京都専修学校各種学校協会 令和5年度統計調査資料

(10) 令和4年度都道府県別経常費補助（一般補助）単価（実績）一覧

（単価：円）

都道府県名	高等学校	中学校	小学校	幼稚園
北海道	361,131	341,161	342,181	182,380
青森	350,608	342,533	-	194,998
岩手	372,542	342,150	340,611	194,393
宮城	350,259	325,120	328,123	192,468
秋田	372,166	-	-	194,798
山形	365,413	-	-	198,858
福島	373,053	342,534	340,785	199,724
茨城	367,934	337,587	336,319	187,523
栃木	350,000	308,000	306,600	201,684
群馬	357,159	341,993	337,791	206,852
埼玉	303,042	233,931	230,370	194,513
千葉	377,410	342,149	340,566	208,898
東京	398,288	337,808	260,675	226,782
神奈川	295,478	237,107	256,743	177,780
新潟	357,963	335,780	-	207,968
富山	372,186	342,147	340,564	209,638
石川	369,765	331,632	330,560	207,843
福井	332,152	381,769	306,500	194,797
山梨	358,330	329,784	331,577	176,095
長野	350,712	319,746	323,876	194,386
岐阜	359,450	331,678	331,206	211,260
静岡	389,710	351,499	350,916	204,335
愛知	347,918	318,802	305,855	187,860
三重	349,918	353,822	340,564	193,370
滋賀	329,101	273,514	288,000	202,000
京都	337,793	305,447	303,188	209,236
大阪	322,716	253,388	235,880	198,795
兵庫	362,014	325,371	321,572	203,816
奈良	347,117	259,973	264,869	207,152
和歌山	328,218	330,893	332,965	188,676
鳥取	448,471	454,873	-	192,224
島根	349,910	342,152	-	-
岡山	300,250	319,480	279,475	207,901
広島	381,820	339,895	335,943	183,772
山口	345,762	268,384	-	201,451
徳島	368,340	326,700	324,781	185,632
香川	363,227	324,701	-	203,464
愛媛	349,613	339,243	-	186,567
高知	372,619	349,207	340,566	176,597
福岡	369,430	337,661	339,496	181,849
佐賀	388,127	339,087	-	194,041
長崎	371,084	342,149	340,567	204,530
熊本	343,018	340,588	-	194,709
大分	351,889	342,365	340,610	193,656
宮崎	349,910	325,337	340,566	-
鹿児島	359,656	345,024	345,882	197,245
沖縄	349,909	335,623	340,565	196,646
全国平均	355,466	311,913	284,827	198,974

注) 出典は、文部科学省資料による。

3 私学教育に関する表彰など

学校教育に関し、功労のあった私立学校関係者に対して表彰の推薦や私学振興に寄与すると認められる行事への東京都後援名義の承認等を行っている。主なものは、次のとおりである。

(1) 主な表彰の概要

名 称	内 容	根拠法令等	表彰時期	推薦時期
東京都功労者表彰 (知事表彰)	都民の生活と文化の向上に特に功労のあった者の事績をたたえることにより、都民の福祉増進に資することを目的とする。 14の功労区分のうち、教育功労、福祉・医療・衛生功労、労働精励が私学関係者に授与される。	東京都表彰規則	10月1日	5月上旬
優秀教職員表彰 (文部科学大臣表彰)	教職員の意欲及び資質能力の向上に資することを目的とし、学校教育における教育実践等に顕著な成果をあげた教職員に授与される。	教職員表彰実施要項(平成18年文部科学大臣裁定)	1月中旬	11月上旬
学校保健表彰 (文部科学大臣表彰)	私立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師として、学校保健の普及と向上に尽力し、多大の成果をあげた者に授与される。	学校保健及び学校安全表彰要項(平成7年5月1日文部大臣裁定)	11月上旬	6月下旬
藍綬褒章	年齢55歳以上65歳未満で、多年教育事業に携わり、教育の振興に寄与し、他の模範となる事績を有していると認められる者で、特に功績が著明であると認められる者に対して授与される。	憲法第7条 内閣法第4条	春) 4月29日 秋) 11月3日	春) 前年の 7月下旬 秋) 当年の 2月上旬
叙 勲	年齢70歳以上で、多年教育事業に携わって私立学校教育の振興に貢献し、特に功績が顕著であると認められる者に対して授与される。	憲法第7条 内閣法第4条 春秋叙勲候補者推薦要綱	春) 4月29日 秋) 11月3日	春) 前年の 7月下旬 秋) 当年の 2月上旬

(2) 東京都後援名義等の概要

名 称	内 容	根 拠 法 令 等
東京都後援名義	主催者が、学校法人又は学校法人の連合体、私立学校教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体等であって、行事の内容が明らかに教育、学術及び文化の向上・普及に寄与すると認められる場合等に承認することができる。	東京都の後援名義等の使用等について(依命通達)(昭和58年7月15日58総総文第219号)
東京都知事賞の贈呈	特定の業績、作品等が特に優秀な者等に対する贈呈 私立高等学校及び私立専修学校(高等課程)優良卒業生に対する贈呈	都が主催、後援又は共催する各種行事等において、知事はその業績をたたえることにより、私学教育振興・学術及び文化の向上、普及等に寄与することを目的とする。 私立高等学校及び私立専修学校(高等課程)に在学中、よく努力し、他の生徒の模範となった者に対し、知事はその業績をたたえることにより、学校における生徒の心身の育成に寄与するとともに私立学校の振興に寄与することを目的とする。
		東京都知事名による賞状及び感謝状の贈呈に関する要綱

第4章 資料

(3) 令和5年度東京都功労者表彰等受賞者名簿

表彰名	受賞者氏名	主要経歴等
(1) 東京都功労者表彰 〔教育功労：19名〕	相川 忠洋 有山 智雄 飯山 高志 石田 和也 井上 博行 河田 昌一郎 栗林 明弘 曾木 百合子 谷 かほる 野村 良司 藤村 富士男 宮岸 氏子 宮崎 昌文 宮下 清久 持橋 信子 本橋 紘一 森 慶子 谷内田 一郎 柳本 博	元 (学) 麴町学園 理事長 元 (学) 開成学園開成高等学校 教頭 元 (学) 豊昭学園 理事長 (学) 東京成徳学園東京成徳大学高等学校 副校長 (学) 東京町田学園 理事長 元 (学) 拓殖大学拓殖大学第一高等学校 校長 元 (学) トキワ松学園トキワ松学園小学校 校長 (学) 松徳学園みころも幼稚園 園長 ふたば幼稚園 園長 (学) 野村学園 理事長 (学) 中村学園中村中学校・高等学校 校長 西小岩幼稚園 設置者 (宗) 井草八幡宮八幡幼稚園 代表役員 (学) 麻布学園麻布中学校・高等学校 教諭 (学) 成増すみれ幼稚園 園長 石神井南幼稚園 設置者 江戸川めぐみ幼稚園 園長 元 (学) 中央大学中央大学杉並高等学校 副校長 東京私立中学高等学校演劇発表会 実行委員長
(2) 文部科学大臣表彰 〔優秀教職員表彰：教職員〕	安食 英理子 天野 崇 植松 久恵 岡村 浩代 田畑 博美 浜野 茂雄 宗村 尚美 矢口 郁子	(学) 開成学園開成中学校 教諭 (学) 麻布学園麻布高等学校 教諭 (学) 順心広尾学園広尾学園中学校 教諭 (学) トキワ松学園トキワ松学園中学校・高等学校 司書教諭 (学) 八雲学園八雲学園高等学校 教諭 (学) 成立学園成立学園高等学校 教諭 (社) ダビデ会幼保連携型認定こども園昭島ナオミこども園 保育教諭 (学) 開成学園開成中学校 教諭
〔キャリア教育優良学校表彰〕	(学) 創志学園 成女学園中学校・成女高等学校	
(3) 叙勲・褒章 〔令和5年春の叙勲〕	平 美佐子	元 (学) 桜丘 桜丘中学・高等学校 校長

4 令和4年度 私立学校経常費補助金交付額一覧

● 高等学校（全日制・定時制）		（単位：千円）	
学校名称	補助金額	学校名称	補助金額
あ 愛国高等学校	327,441	駒込高等学校	406,101
青山学院高等部	429,881	駒沢学園女子高等学校	240,862
麻布高等学校	300,687	駒澤大学高等学校	453,164
足立学園高等学校	348,887	駒場学園高等学校	416,064
跡見学園高等学校	206,104	駒場東邦高等学校	266,023
安部学院高等学校	154,612	さ 桜丘高等学校	421,487
郁文館グローバル高等学校	85,106	サレジオン国際学園高等学校	180,306
郁文館高等学校	343,990	サレジオン国際学園世田谷高等学校	128,397
岩倉高等学校	567,946	実践学園高等学校	462,143
上野学園高等学校	228,250	実践女子学園高等学校	232,391
穎明館高等学校	225,456	品川エトワール女子高等学校	329,746
江戸川女子高等学校	273,628	品川学藝高等学校	151,190
桜蔭高等学校	217,947	品川翔英高等学校	358,255
桜美林高等学校	341,798	品川女子学院高等部	243,872
鷗友学園女子高等学校	240,484	芝浦工業大学附属高等学校	208,287
大妻高等学校	310,713	芝高等学校	352,492
大妻多摩高等学校	170,662	芝国際高等学校	169,383
大妻中野高等学校	262,337	渋谷教育学園渋谷高等学校	215,880
大森学園高等学校	440,475	下北沢成徳高等学校	208,007
か 海城高等学校	325,110	自由ヶ丘学園高等学校	316,472
開成高等学校	346,017	自由学園高等科	149,866
開智日本橋学園高等学校	188,646	修徳高等学校	343,459
かえつ有明高等学校	256,615	十文字高等学校	310,877
科学技術学園高等学校（定時制）	177,573	淑徳SC高等部	158,953
学習院高等科	194,033	淑徳高等学校	360,545
学習院女子高等科	191,861	淑徳巣鴨高等学校	408,241
蒲田女子高等学校	208,499	順天高等学校	273,663
川村高等学校	121,174	潤徳女子高等学校	282,168
神田女学園高等学校	275,141	松蔭大学附属松蔭高等学校	174,015
関東国際高等学校	437,575	頌栄女子学院高等学校	180,264
関東第一高等学校	640,028	城西大学附属城西高等学校	319,960
北豊島高等学校	191,421	聖徳学園高等学校	272,431
吉祥女子高等学校	291,821	城北高等学校	333,311
共栄学園高等学校	273,150	昭和女子大学附属昭和高等学校	287,604
暁星高等学校	210,094	昭和第一学園高等学校	691,808
共立女子高等学校	378,439	昭和第一高等学校	318,378
共立女子第二高等学校	230,996	昭和鉄道高等学校	296,842
錦城学園高等学校	329,685	女子学院高等学校	252,354
錦城高等学校	478,474	女子聖学院高等学校	174,374
国立音楽大学附属高等学校	235,655	女子美術大学付属高等学校	226,893
国本女子高等学校	170,095	白梅学園高等学校	396,808
慶應義塾女子高等学校	197,086	白百合学園高等学校	195,622
京華高等学校	306,541	巣鴨高等学校	308,940
京華商業高等学校	218,642	杉並学院高等学校	433,092
京華女子高等学校	231,093	駿台学園高等学校	311,436
恵泉学園高等学校	222,300	駿台学園高等学校（定時制）	36,574
啓明学園高等学校	153,942	聖学院高等学校	243,629
光塩女子学院高等科	172,688	成蹊高等学校	309,031
晃華学園高等学校	170,931	成城学園高等学校	256,408
工学院大学附属高等学校	332,224	成城高等学校	324,536
攻玉社高等学校	297,226	成女高等学校	82,973
麹町学園女子高等学校	259,171	聖心女子学院高等科	158,266
佼成学園高等学校	311,131	正則学園高等学校	305,567
佼成学園女子高等学校	232,864	正則高等学校	392,451
香蘭女学校高等科	161,436	聖ドミニコ学園高等学校	110,595
國學院高等学校	551,689	聖パウロ学園高等学校	126,663
國學院大學久我山高等学校	478,619	成立学園高等学校	422,408
国際基督教大学高等学校	297,470	青稜高等学校	268,694
国士館高等学校	307,439	世田谷学園高等学校	253,053
国士館高等学校（定時制）	73,538	専修大学附属高等学校	432,500

第4章 資料

● 高等学校（全日制・定時制）		（単位：千円）			（単位：千円）
	学校名称	補助金額		学校名称	補助金額
	創価高等学校	403,495		日本大学櫻丘高等学校	450,286
た	大成高等学校	472,394		日本大学第一高等学校	298,588
	大東学園高等学校	343,813		日本大学第三高等学校	329,574
	大東文化大学第一高等学校	410,149		日本大学第二高等学校	465,382
	高輪高等学校	259,389		日本大学鶴ヶ丘高等学校	441,947
	瀧野川女子学園高等学校	297,146		日本大学豊山高等学校	404,669
	拓殖大学第一高等学校	479,457		日本大学豊山女子高等学校	288,988
	立川女子高等学校	361,530	は	八王子学園八王子高等学校	457,244
	玉川学園高等部	246,572		八王子実践高等学校	609,821
	玉川聖学院高等部	237,382		広尾学園小石川高等学校	164,176
	多摩大学附属聖ヶ丘高等学校	160,174		広尾学園高等学校	320,169
	多摩大学目黒高等学校	317,526		フェリシア高等学校	304,817
	中央学院大学中央高等学校	144,678		富士見丘高等学校	187,532
	中央大学高等学校（定時制）	108,784		富士見高等学校	316,369
	中央大学杉並高等学校	307,870		藤村女子高等学校	277,416
	中央大学附属高等学校	312,226		雙葉高等学校	197,121
	帝京高等学校	311,002		普連土学園高等学校	163,955
	帝京大学高等学校	209,077		文化学園大学杉並高等学校	361,912
	帝京八王子高等学校	154,308		文華女子高等学校	188,739
	貞静学園高等学校	257,596		文京学院大学女子高等学校	272,243
	田園調布学園高等部	277,125		文教大学付属高等学校	285,073
	田園調布雙葉高等学校	157,689		法政大学高等学校	268,186
	東亜学園高等学校	417,025		宝仙学園高等学校	303,666
	東海大学菅生高等学校	385,028		豊南高等学校	386,155
	東海大学付属高輪台高等学校	399,727		朋優学院高等学校	456,871
	東京音楽大学付属高等学校	68,079		保善高等学校	346,760
	東京家政学院高等学校	175,634		堀越高等学校	413,050
	東京家政大学附属女子高等学校	290,065		本郷高等学校	357,009
	東京高等学校	346,295	ま	三田国際学園高等学校	240,025
	東京実業高等学校	393,555		明星学園高等学校	335,455
	東京純心女子高等学校	158,382		三輪田学園高等学校	209,174
	東京女学館高等学校	295,079		武蔵高等学校	166,891
	東京女子学院高等学校	180,622		武蔵野高等学校	378,595
	東京成徳大学高等学校	606,838		武蔵野大学高等学校	379,006
	東京電機大学高等学校	300,603		武蔵野大学附属千代田高等学院	254,630
	東京都市大学等々力高等学校	316,113		明治学院高等学校	357,989
	東京都市大学付属高等学校	276,655		明治学院東村山高等学校	267,712
	東京農業大学第一高等学校	363,234		明治大学付属中野高等学校	365,886
	東京立正高等学校	275,515		明治大学付属中野八王子高等学校	253,391
	東星学園高等学校	85,865		明治大学付属明治高等学校	269,253
	東邦音楽大学附属東邦高等学校	39,973		明星高等学校	566,101
	桐朋高等学校	353,362		明法高等学校	200,869
	桐朋女子高等学校	359,792		目黒学院高等学校	396,183
	東洋英和女学院高等部	207,312		目黒日本大学高等学校	351,005
	東洋高等学校	416,128		目白研心高等学校	336,467
	東洋女子高等学校	197,380	や	八雲学園高等学校	162,736
	東洋大学京北高等学校	307,682		安田学園高等学校	544,832
	トキワ松学園高等学校	223,693		山脇学園高等学校	319,985
	豊島岡女子学園高等学校	357,338	ら	立教池袋高等学校	134,084
	豊島学院高等学校	469,221		立教女学院高等学校	184,775
	獨協高等学校	222,958		立正大学付属立正高等学校	348,636
	ドルトン東京学園高等部	76,621	わ	和光高等学校	296,841
な	中村高等学校	159,283		早稲田高等学校	247,128
	二松學舎大学附属高等学校	278,080		早稲田大学系属早稲田実業学校高等部	360,199
	新渡戸文化高等学校	123,305		早稲田大学高等学院	420,127
	日本学園高等学校	306,903		和洋九段女子高等学校	136,484
	日本工業大学駒場高等学校	608,025		計236校 平均補助額	290,205
	日本女子体育大学附属二階堂高等学校	182,388			
	日本体育大学荏原高等学校	387,343			
	日本体育大学桜華高等学校	295,508			

● 中学校		(単位:千円)			(単位:千円)	
	学校名称	補助金額	学校名称		補助金額	
あ	愛国中学校	53,246	渋谷教育学園渋谷中学校		192,314	
	青山学院中等部	223,172	自由学園女子部中等科		75,285	
	麻布中学校	243,838	自由学園男子部中等科		60,394	
	足立学園中学校	168,466	修徳中学校		86,276	
	跡見学園中学校	228,160	十文字中学校		187,022	
	郁文館中学校	213,831	淑徳SC中等部		55,054	
	上野学園中学校	74,913	淑徳巣鴨中学校		122,829	
	穎明館中学校	183,525	淑徳中学校		157,979	
	江戸川女子中学校	181,922	順天中学校		118,939	
	桜蔭中学校	178,857	頌栄女子学院中学校		186,116	
	桜美林中学校	149,594	城西大学附属城西中学校		124,313	
	鷗友学園女子中学校	231,813	聖徳学園中学校		143,185	
	大妻多摩中学校	148,063	城北中学校		257,841	
	大妻中学校	247,955	昭和女子大学附属昭和中学校		222,460	
	大妻中野中学校	222,911	女子学院中学校		183,858	
	か	海城中学校	291,251	女子聖学院中学校		141,431
		開成中学校	244,278	女子美術大学付属中学校		139,880
		開智日本橋学園中学校	188,185	白梅学園清修中学校		75,804
		かえつ有明中学校	216,929	白百合学園中学校		140,414
		学習院女子中等科	149,846	巣鴨中学校		198,239
学習院中等科		151,708	駿台学園中学校		111,544	
川村中学校		84,467	聖学院中学校		181,494	
神田女学園中学校		82,555	成蹊中学校		233,509	
北豊島中学校		53,324	成城学園中学校		201,134	
吉祥女子中学校		221,905	成城中学校		257,294	
共栄学園中学校		112,660	成女学園中学校		25,899	
暁星中学校		136,541	聖心女子学院中等科		124,026	
共立女子第二中学校		101,058	聖ドミニコ学園中学校		108,174	
共立女子中学校		291,132	清明学園中学校		89,480	
国立音楽大学附属中学校		81,946	成立学園中学校		67,234	
国本女子中学校		72,103	青稜中学校		166,242	
慶應義塾中等部		180,230	世田谷学園中学校		186,308	
京華女子中学校		82,267	創価中学校		199,434	
京華中学校		208,793	た	高輪中学校		217,122
恵泉女学園中学校		179,174		瀧野川女子学園中学校		56,573
啓明学園中学校	96,993	玉川学園中学部			151,400	
光塩女子学院中等科	152,664	玉川聖学院中等部			151,120	
晃華学園中学校	140,875	多摩大学附属聖ヶ丘中学校			138,539	
工学院大学附属中学校	135,957	多摩大学目黒中学校			123,823	
攻玉社中学校	231,155	中央大学附属中学校			153,622	
麹町学園女子中学校	140,708	千代田国際中学校			34,654	
佼成学園女子中学校	101,937	帝京大学中学校			141,860	
佼成学園中学校	170,157	帝京中学校			117,424	
香蘭女学校中等科	129,484	帝京八王子中学校			44,282	
國學院大學久我山中学校	280,970	貞静学園中学校			32,073	
国土館中学校	78,659	田園調布学園中等部			183,460	
駒込中学校	154,519	田園調布雙葉中学校			121,582	
駒沢学園女子中学校	56,015	東海大学菅生高等学校中等部			112,242	
駒場東邦中学校	228,477	東海大学付属高輪台高等学校中等部			86,496	
さ	桜丘中学校	127,465		東京家政学院中学校		62,768
	サレジオ国際学園世田谷中学校	112,742		東京家政大学附属女子中学校		110,640
	サレジオ国際学園中学校	102,331		東京シューレ葛飾中学校		65,035
	サレジオ中学校	59,688		東京純心女子中学校		69,805
	実践学園中学校	129,210	東京女学館中学校		210,646	
	実践女子学園中学校	265,634	東京女子学院中学校		69,798	
	品川翔英中学校	117,088	東京成徳大学中学校		109,037	
	品川女子学院中等部	199,295	東京電機大学中学校		170,672	
	芝浦工業大学附属中学校	146,367	東京都市大学等々力中学校		185,366	
	芝国際中学校	48,429	東京都市大学付属中学校		227,909	
	芝中学校	254,750	東京農業大学第一高等学校中等部		177,749	

第4章 資料

● 中学校		(単位:千円)
学校名称	補助金額	
東京立正中学校	67,714	
東星学園中学校	66,519	
東邦音楽大学附属東邦中学校	34,676	
桐朋女子中学校	173,236	
桐朋中学校	231,838	
東洋英和女学院中学部	170,618	
東洋大学京北中学校	136,682	
トキワ松学園中学校	100,041	
豊島岡女子学園中学校	219,008	
獨協中学校	201,627	
ドルトン東京学園中等部	141,729	
な 中村中学校	125,405	
新渡戸文化中学校	62,114	
日本学園中学校	70,019	
日本工業大学駒場中学校	165,540	
日本体育大学桜華中学校	55,405	
日本大学第一中学校	187,413	
日本大学第三中学校	244,112	
日本大学第二中学校	224,285	
日本大学豊山女子中学校	140,969	
日本大学豊山中学校	217,950	
は 八王子学園八王子中学校	114,148	
八王子実践中学校	56,391	
広尾学園小石川中学校	116,646	
広尾学園中学校	260,400	
富士見丘中学校	104,693	
富士見中学校	235,814	
藤村女子中学校	75,762	
雙葉中学校	149,733	
普連土学園中学校	122,211	
文化学園大学杉並中学校	145,782	
文京学院大学女子中学校	120,526	
文教大学附属中学校	159,878	
法政大学中学校	130,720	
宝仙学園中学校	185,453	
本郷中学校	259,746	
ま 三田国際学園中学校	182,828	
明星学園中学校	149,763	
三輪田学園中学校	166,279	
武蔵中学校	133,710	
武蔵野大学中学校	172,809	
武蔵野中学校	52,080	
武蔵野東中学校	158,780	
明治学院中学校	143,518	
明治大学附属中野中学校	200,190	
明治大学附属中野八王子中学校	134,670	
明治大学附属明治中学校	149,907	
明星中学校	158,989	
明法中学校	77,349	
目黒学院中学校	49,282	
目黒日本大学中学校	73,473	
目白研心中学校	92,994	
や 八雲学園中学校	144,846	
安田学園中学校	208,436	
山脇学園中学校	276,180	
ら 立教池袋中学校	107,079	
立教女学院中学校	166,463	
立正大学附属立正中学校	182,023	
わ 和光中学校	150,950	
早稲田大学系属早稲田実業学校中等部	211,160	

		(単位:千円)
学校名称	補助金額	
早稲田大学高等学院中学部	112,284	
早稲田中学校	243,019	
和洋九段女子中学校	132,130	
計183校 平均補助額	147,515	

● 小学校		(単位:千円)
学校名称	補助金額	
あ 青山学院初等部	163,167	
か 学習院初等科	158,125	
川村小学校	120,581	
暁星小学校	146,197	
国立音楽大学附属小学校	111,133	
国立学園小学校	154,659	
国本小学校	107,637	
慶應義塾幼稚舎	172,815	
啓明学園初等学校	103,687	
光塩女子学院初等科	123,292	
晃華学園小学校	120,609	
さ サレジオ国際学園目黒星美小学校	174,948	
サレジオ小学校	58,673	
品川翔英小学校	76,631	
自由学園初等部	61,755	
淑徳小学校	156,065	
聖徳学園小学校	98,680	
昭和女子大学附属昭和小学校	160,425	
白百合学園小学校	155,031	
菅生学園初等学校	63,235	
聖学院小学校	118,888	
成蹊小学校	166,200	
成城学園初等学校	121,481	
聖心女子学院初等科	163,816	
聖ドミニコ学園小学校	119,752	
星美学園小学校	165,814	
清明学園初等学校	115,128	
た 玉川学園小学部	163,921	
帝京大学小学校	97,053	
田園調布雙葉小学校	165,475	
東京三育小学校	65,044	
東京シューレ江戸川小学校	37,227	
東京女学館小学校	105,748	
東京創価小学校	162,878	
東京都市大学附属小学校	95,115	
東京農業大学稲花小学校	84,310	
東星学園小学校	73,611	
桐朋学園小学校	119,146	
桐朋小学校	103,999	
東洋英和女学院小学部	111,580	
トキワ松学園小学校	103,075	
な 新渡戸文化小学校	97,571	
日本女子大学附属豊明小学校	149,681	
は 雙葉小学校	114,403	
文教大学附属小学校	109,208	
宝仙学園小学校	108,265	
ま 明星学園小学校	116,898	
むさしの学園小学校	82,015	
武蔵野東小学校	235,774	
明星小学校	165,765	
ら 立教小学校	125,257	
立教女学院小学校	96,250	
わ 和光小学校	119,593	
和光鶴川小学校	119,430	
早稲田大学系属早稲田実業学校初等部	120,772	
計55校 平均補助額	121,954	

● 幼稚園（学校法人）		（単位：千円）	
学校名称	補助金額	学校名称	補助金額
あ 愛珠幼稚園	25,245	大森みのり幼稚園	54,780
愛心幼稚園	28,653	小川幼稚園	27,247
相原幼稚園	33,335	小倉幼稚園	31,304
愛和幼稚園	64,726	おさひめ幼稚園	61,509
あおい第一幼稚園	38,171	落合幼稚園(板橋区)	24,153
あおい幼稚園	35,349	落合幼稚園(東久留米市)	65,814
青葉学園幼稚園	65,711	音羽幼稚園	30,309
青鳩幼稚園	54,213	か 学習院幼稚園	19,892
青山学院幼稚園	21,880	かごめ幼稚園	46,445
あかいとり幼稚園	51,368	葛西めぐみ幼稚園	46,188
暁幼稚園	61,259	檜の木幼稚園	26,934
あかつつみ幼稚園	35,800	かしわ幼稚園	36,301
秋川文化幼稚園	52,523	葛飾白百合幼稚園	29,841
昭島恵泉幼稚園	30,652	葛飾やまびこ幼稚園	32,258
昭島すみれ幼稚園	43,531	葛飾若草幼稚園	50,979
昭島台幼稚園	59,934	家庭幼稚園	18,069
昭島幼稚園	30,843	上石神井幼稚園	44,902
あけの星幼稚園	32,827	上中里幼稚園	36,001
あけぼの幼稚園	21,779	上野毛幼稚園	33,276
旭幼稚園	50,568	上平井幼稚園	60,998
あさひ幼稚園	40,022	亀戸幼稚園	29,709
麻布山幼稚園	30,646	川村幼稚園	18,505
浅間幼稚園	47,445	かんしち幼稚園	48,415
飛鳥すみれ幼稚園	34,749	神田寺幼稚園	31,120
明日香幼稚園	46,398	簡野学園ふぞく幼稚園	62,833
麻生学園深沢幼稚園	34,591	木内鳩の家幼稚園	48,799
麻生学園南多摩幼稚園	27,943	岸辺幼稚園	13,173
足立サレジオ幼稚園	21,403	北豊島幼稚園	37,999
足立白うめ幼稚園	63,358	北山幼稚園	56,345
足立つくし幼稚園	44,924	共栄幼稚園	26,189
足立つばめ幼稚園	83,588	暁星幼稚園	17,366
足立双葉幼稚園	27,685	共立大日坂幼稚園	22,498
足立みどり幼稚園	62,672	玉成幼稚園	43,345
あやめ幼稚園	45,175	きよし幼稚園	50,654
淡島幼稚園	20,971	清瀬しらうめ幼稚園	65,844
育英幼稚園	30,334	清瀬たから幼稚園	35,630
井草幼稚園	19,738	清瀬富士見幼稚園	56,675
育成幼稚園	29,189	清瀬ゆりかご幼稚園	98,598
池上みどり幼稚園	47,857	きよせ幼稚園	70,386
石川学園こぼと幼稚園	36,640	きよみ幼稚園	43,187
石鍋幼稚園	39,159	銀の鈴幼稚園	31,956
板橋富士見幼稚園	32,644	金の峯幼稚園	24,993
板橋明星幼稚園	30,215	久が原幼稚園	27,428
鶯谷さくら幼稚園	36,220	久我山幼稚園	65,125
牛込成城幼稚園	22,303	国立音楽大学附属幼稚園	22,548
鶉ノ木幼稚園	45,187	国立学園附属かたばみ幼稚園	19,735
梅島幼稚園	25,807	国立富士見台幼稚園	56,899
永安寺学園幼稚園	44,196	国立文化幼稚園	28,110
栄光乃園幼稚園	53,216	国本幼稚園	42,933
江古田幼稚園	47,705	熊野幼稚園	59,811
江戸川めぐみ幼稚園	62,385	久米川幼稚園	61,281
江戸川幼稚園	35,502	蔵前幼稚園	34,878
エトワール幼稚園	63,234	グリーンヒル幼稚園	54,121
延命幼稚園	33,542	栗島幼稚園	34,660
桜美林幼稚園	31,082	栗ノ沢幼稚園	20,778
桜輪幼稚園	29,723	久留米神明幼稚園	60,652
大井うさぎ幼稚園	22,466	黒川幼稚園	48,845
大泉幼稚園	44,627	京北幼稚園	21,060
大島新生幼稚園	32,581	啓明学園幼稚園	19,419
大森双葉幼稚園	36,078	鶏鳴幼稚園	49,918

第4章 資料

● 幼稚園（学校法人）		(単位:千円)			(単位:千円)
学校名称	補助金額		学校名称	補助金額	
けやき幼稚園	20,188		彰栄幼稚園	19,949	
光塩女子学院日野幼稚園	33,755		聖徳幼稚園	31,608	
光塩女子学院幼稚園	36,631		城北ひまわり幼稚園	29,288	
晃華学園暁星幼稚園	23,902		白鳥幼稚園	26,946	
晃華学園マリアの園幼稚園	33,018		白ふじ幼稚園	48,342	
佼成学園幼稚園	59,906		白百合学園幼稚園	20,156	
江東学園幼稚園	33,576		白百合幼稚園	35,462	
江東めぐみ幼稚園	85,093		白金幼稚園	39,411	
江東YMCA幼稚園	34,851		白鳩幼稚園	33,810	
向南幼稚園	49,764		城山みどり幼稚園	38,607	
興南幼稚園	18,462		城山幼稚園	35,166	
江北白百合幼稚園	52,217		新小岩幼稚園	37,468	
こうま幼稚園	28,338		神明幼稚園	32,922	
神山幼稚園	45,959		真理学園幼稚園	37,663	
光輪幼稚園	51,740		杉並日の出幼稚園	34,259	
國學院大學附属幼稚園	24,825		杉並幼稚園	25,397	
国分寺けやき幼稚園	44,490		杉の子育英幼稚園	56,256	
子鹿幼稚園	18,278		杉野幼稚園	21,198	
小平あおば幼稚園	20,785		鈴ヶ森めばえ幼稚園	22,638	
小平神明幼稚園	56,874		進幼稚園	47,493	
小平なみき幼稚園	54,392		すずらん幼稚園	32,819	
小平みどり幼稚園	43,713		すみれ幼稚園	32,240	
子供の国若草幼稚園	31,129		駿河台大学第一幼稚園	37,404	
コドモの園幼稚園	30,701		諏訪幼稚園	60,896	
五ノ神幼稚園	57,451		聖愛幼稚園	39,427	
狛江こだま幼稚園	58,866		聖いずみ幼稚園	29,255	
狛江みずほ幼稚園	78,923		聖学院幼稚園	29,023	
駒沢女子短期大学付属こまざわ幼稚園	35,977		聖公会八王子幼稚園	20,631	
小松川めぐみ幼稚園	50,569		成城幼稚園	23,598	
駒場幼稚園	36,622		聖心学園幼稚園	38,342	
こみね幼稚園	52,087		清新めぐみ幼稚園	51,302	
欣浄寺みのり幼稚園	39,676		せいしん幼稚園	27,709	
さ 坂の上幼稚園	65,807		精心幼稚園	39,224	
さくら幼稚園	20,497		聖セシリア喜多見幼稚園	25,945	
笹塚幼稚園	28,612		聖徳大学多摩幼稚園	25,883	
佐藤幼稚園	40,852		聖徳大学八王子幼稚園	28,399	
サフラン幼稚園	18,779		聖徳大学三田幼稚園	45,556	
サムエル幼稚園	27,791		成徳幼稚園	38,971	
狭山ヶ丘幼稚園	40,081		聖ドミニコ学園幼稚園	36,270	
三光幼稚園	33,035		星美学園幼稚園	46,236	
サンシティ聖母幼稚園	35,620		聖フランシスコ幼稚園	17,350	
サンタセシリア幼稚園	28,040		聖母の騎士幼稚園	43,748	
サンライズ幼稚園	33,487		清明幼稚園	22,699	
鹿浜愛育幼稚園	47,366		成立学園幼稚園	36,787	
枝光会駒場幼稚園	28,701		関町ちぐさ幼稚園	22,701	
枝光会附属幼稚園	19,378		関町白百合幼稚園	39,429	
枝光学園幼稚園	30,587		浅間幼稚園	85,293	
品川学藝幼稚園	22,154		千住寿幼稚園	37,143	
品川翔英幼稚園	64,412		洗心幼稚園	46,711	
志のぶ幼稚園	24,669		洗足うさぎ幼稚園	27,288	
渋谷同胞幼稚園	23,357		専念寺幼稚園	34,584	
渋谷幼稚園	35,119		草苑幼稚園	19,205	
島田第一幼稚園	25,951		雑司ヶ谷幼稚園	20,963	
石神井幼稚園	41,213		染地幼稚園	29,641	
自由学園幼児生活団幼稚園	20,660		た 第一富士幼稚園	41,799	
淑徳幼稚園	13,193		第一若草幼稚園	26,523	
寿福寺第二幼稚園	33,389		大東文化大学附属青桐幼稚園	38,193	
寿福寺幼稚園	34,371		高尾幼稚園	63,409	
春光幼稚園	33,070		高千穂幼稚園	39,383	
松蔭幼稚園	43,085		高松幼稚園	42,257	

● 幼稚園（学校法人）	(単位:千円)
学校名称	補助金額
田柄幼稚園	53,771
竹塚幼稚園	32,420
立川双葉幼稚園	51,587
立川みどり幼稚園	42,217
立川幼稚園	19,995
立華幼稚園	45,060
田無いづみ幼稚園	36,146
田無向ヶ丘幼稚園	38,927
田端さくら幼稚園	32,016
玉川学園幼稚園部	24,563
玉川幼稚園	29,062
多摩なかよし幼稚園	42,045
多摩みどり幼稚園	33,655
多摩幼稚園	23,532
小さき花の幼稚園	28,866
チェリー幼稚園	67,203
千鶴幼稚園	41,577
調布白菊幼稚園	82,978
調布星美幼稚園	42,519
調布多摩川幼稚園	38,195
調布幼稚園	40,181
調布若竹幼稚園	35,484
月かげ幼稚園	29,363
つくし野天使幼稚園	39,756
つくし幼稚園	52,421
つつじがおか幼稚園	30,407
鶴川若竹幼稚園	60,484
帝京大学幼稚園	32,496
帝京にしき幼稚園	39,216
帝京めぐみ幼稚園	26,260
帝京幼稚園	36,450
貞静幼稚園	30,150
田園調布雙葉小学校附属幼稚園	23,084
天使幼稚園	35,824
道灌山幼稚園	48,126
東京いずみ幼稚園	62,702
東京音楽大学付属幼稚園	25,656
東京昭和幼稚園	29,677
東京女子学院幼稚園	47,694
東京多摩幼稚園	33,509
東京都市大学二子幼稚園	36,027
東京ゆりかご幼稚園	54,842
東京幼稚園	45,902
東光幼稚園	29,341
東江幼稚園	27,375
同仁美登里幼稚園	33,938
東星学園幼稚園	19,959
桐朋幼稚園	11,310
東洋英和幼稚園	23,402
常盤ヶ丘幼稚園	16,132
常盤台めぐみ幼稚園	21,118
ときわ幼稚園	25,618
徳丸幼稚園	57,575
徳持幼稚園	29,652
豊島なでしこ幼稚園	34,192
友の季ひまわり幼稚園	38,108
豊多摩幼稚園	21,855
な おひ幼稚園	28,531
長崎幼稚園	20,126
中条幼稚園	19,471

学校名称	(単位:千円)
補助金額	
中瀬幼稚園	20,534
長沼幼稚園	40,204
なかの幼稚園	60,835
なかよし幼稚園	36,196
なぎさ幼稚園	38,609
南蒲幼稚園	34,378
西荻学園幼稚園	19,199
西荻まこと幼稚園	26,240
日新幼稚園	28,737
日体幼稚園	45,749
新渡戸文化幼稚園	25,048
二ノ江幼稚園	62,641
日本女子体育大学附属みどり幼稚園	44,262
日本女子大学附属豊明幼稚園	36,265
日本大学幼稚園	26,931
如意輪幼稚園	33,707
ぬくい南幼稚園	36,406
練馬幼稚園	55,493
野方学院幼稚園部	22,847
のぞみ幼稚園	17,757
伸びる会幼稚園	46,307
は 八王子桑の実幼稚園	55,206
八王子実践幼稚園	39,085
八王子白百合幼稚園	71,635
八王子すみれ幼稚園	27,684
鳩の森八幡幼稚園	36,373
はなぞの幼稚園	32,768
はなぶさ幼稚園	55,393
パール幼稚園	39,645
東一の江幼稚園	52,850
東立川幼稚園	20,326
ビクター幼稚園	21,487
ひこばえ幼稚園	33,821
ひなぎく幼稚園	44,602
日野しらゆり幼稚園	43,147
日野ひかり幼稚園	38,522
日野ふたば幼稚園	50,962
日野わかくさ幼稚園	35,958
ひまわり幼稚園	22,571
平尾わかば幼稚園	41,410
藤の台幼稚園	20,148
藤美幼稚園	31,937
富士見幼稚園	48,630
藤幼稚園	100,290
雙葉小学校附属幼稚園	20,546
双葉幼稚園	40,566
ふちえ幼稚園	39,378
府中佼成幼稚園	24,000
府中白糸台幼稚園	81,648
府中白百合第二幼稚園	63,633
府中白百合幼稚園	34,848
府中新町幼稚園	45,848
府中つくし幼稚園	36,867
府中天神町幼稚園	41,997
府中ひばり幼稚園	50,550
府中わかば幼稚園	75,404
福生多摩幼稚園	19,934
文化学園大学附属すみれ幼稚園	33,207
文京学院大学文京幼稚園	39,277
文教大学付属幼稚園	35,005

第4章 資料

● 幼稚園（学校法人）		(単位:千円)			(単位:千円)
	学校名称	補助金額	学校名称		補助金額
	遍照院幼稚園	18,471	明昭幼稚園		36,238
	朋愛幼稚園	41,895	明照幼稚園(北区)		36,100
	宝樹院幼稚園	30,804	明星幼稚園		46,044
	宝仙学園幼稚園	48,489	明成幼稚園		53,519
	豊南幼稚園	14,376	明泉幼稚園		31,811
	ほうや幼稚園	31,271	明德幼稚園		30,722
	保恵学園幼稚園	38,745	目黒サレジオ幼稚園		51,152
	ほぜんじ幼稚園	41,020	目黒日本大学幼稚園		42,972
	本所白百合幼稚園	30,500	目黒幼稚園		46,939
ま	前野幼稚園	33,750	目白幼稚園		11,605
	まきば幼稚園	18,945	もみじ幼稚園		28,721
	馬込なかよし幼稚園	36,719	桃園幼稚園		26,389
	馬込幼稚園	16,443	や	矢口幼稚園	19,771
	マダレナ・カノッサ幼稚園	40,046		八潮幼稚園	23,852
	町田こばと幼稚園	45,818		谷戸幼稚園	47,461
	町田こひつじ幼稚園	46,793		やはた幼稚園	49,393
	町田サレジオ幼稚園	32,388		大和八幡幼稚園	19,900
	町田文化幼稚園	32,654		大和郷幼稚園	57,806
	松沢幼稚園	33,758		弥生台幼稚園	33,910
	ママの森幼稚園	27,967		ゆかり文化幼稚園	50,921
	まりあ幼稚園	43,158		柚木武蔵野幼稚園	53,801
	マルガリタ幼稚園	35,148		夢の森幼稚園	30,667
	まるやま幼稚園	29,515	ら	梨花幼稚園	57,390
	まんとみ幼稚園	32,683		れいがん寺幼稚園	33,737
	三宿さくら幼稚園	36,471		レストナック幼稚園	34,777
	みずほ幼稚園	50,299		六郷幼稚園	52,344
	みそら幼稚園	46,163	わ	稚竹幼稚園	36,720
	三鷹小鳩幼稚園	29,959		若竹幼稚園	37,641
	三鷹のぞみ幼稚園	57,628		若葉会幼稚園	36,017
	三鷹みずほ幼稚園	43,970		若宮幼稚園	28,752
	みたから幼稚園	42,034		和敬幼稚園	32,196
	みたけ幼稚園	30,143		和光鶴川幼稚園	27,954
	道塚幼稚園	34,559		和光幼稚園	27,622
	緑ヶ丘幼稚園(多摩市)	68,478		計453校 平均補助額	38,163
	緑ヶ丘幼稚園(板橋区)	31,613			
	みなと幼稚園	35,584			
	南台幼稚園	32,406			
	嶺町幼稚園	29,849			
	みのり幼稚園	28,990			
	みふじ幼稚園	49,520			
	みやしろ幼稚園	42,136			
	みやま幼稚園	31,196			
	みょうじょう幼稚園	30,433			
	明福寺ルンビニー学園幼稚園	40,746			
	武蔵野音楽大学第一幼稚園	23,556			
	武蔵野音楽大学第二幼稚園	23,654			
	武蔵野学園ひまわり幼稚園	19,736			
	武蔵野相愛幼稚園	20,516			
	武蔵野大学附属幼稚園	55,293			
	武蔵野中央第二幼稚園	39,385			
	武蔵野中央幼稚園	41,988			
	武蔵野東第一幼稚園	49,670			
	武蔵野東第二幼稚園	70,614			
	武蔵野幼稚園	63,577			
	武蔵みどり幼稚園	41,014			
	六木幼稚園	37,949			
	村山いずみ幼稚園	64,376			
	明愛幼稚園	38,384			
	明昭第二幼稚園	49,513			
	明昭幼稚園(文京区)	39,418			

● 特別支援学校		(単位:千円)
学校名称		補助金額
愛育学園(特別支援学校)		55,285
旭出学園(特別支援学校)		142,987
日本聾話学校		92,023
明晴学園		123,704
計 4校	平均補助額	103,500

● 高等学校(通信制)		(単位:千円)
学校名称		補助金額
NHK学園高等学校		36,075
大原学園高等学校		5,474
科学技術学園高等学校		12,111
北豊島高等学校		5,129
聖パウロ学園高等学校		5,086
東海大学付属望星高等学校		16,809
目黒日本大学高等学校		12,844
立志舎高等学校		22,886
計 8校	平均補助額	14,552

注) 名称は全て令和5年4月1日現在

5 私立学校関係団体概要

(1) 公益財団法人東京都私学財団

令和6年2月29日現在

所在地等	〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ 11階 電話 03(5206)7921 FAX 03(5206)7927		
設立年月日	昭和56年6月1日	HPアドレス	https://www.shigaku-tokyo.or.jp

役員等	代表者	理事長 清水 哲雄					
	役員 (理事)等	理事 24名 評議員 26名 監事 3名					
		理事長	清水 哲雄	理事	鈴木 弘	理事	島田 昌和
		理事長代理	近藤 彰郎	〃	横山 豊治	〃	大森 隆實
運営理事		長塚 篤夫	〃	田中 圭子	〃	小黒 祐康	
〃		重永 睦夫	〃	加藤 篤彦	〃	秋山 俊行	
〃		内野 光裕	〃	岡本比呂志	〃	横山 英樹	
〃		多 忠貴	〃	坂本 歩	〃	岡崎 義隆	
理事		平方 邦行	〃	加茂川幸夫	監事	畑澤 正一	
〃	嵯峨 実允	〃	田辺 邦子	〃	堀口 一秀		
〃	松谷 茂	〃	吉田 晋	〃	高橋 克典		
事務局	事務局長 山根 勉	職員数	49名(管理職5名・一般職44名)				
事業内容	目的	東京都内における私立学校教育の充実及び振興を図るとともに、東京都民の修学上の経済的負担を軽減するための総合的な援助を行い、もって東京都における教育文化の高揚に資することを目的とする。					
	事業内容	I 私立学校における教育環境の充実・向上のための支援 (1) 学校施設の整備等のための融資・助成 (2) 教育環境等の改善・充実のための助成 (3) 教職員の待遇安定化のための資金の交付 (4) 教職員の資質向上のための研修・助成 (5) 学校経営に関する助言・相談 (6) 学業優秀者等の顕彰 (7) 私立学校に関する広報活動等 II 都民の修学上の経済的負担を軽減するための支援 (1) 保護者の負担を軽減するための融資・助成 (2) 生徒を支援するための貸付・助成					
	会員等の状況	会員 校数 1,531校(加入率 83.1%) ※令和5年12月31日現在 *振興事業又は退職資金事業に加入する会員数である。 (学校種別内訳：幼稚園 767、小学校 55、中学校 186、高等学校 240、特別支援学校 3、高等専門学校 1、専修学校及び各種学校 279)					
財務内容	基本財産	1,375,000,000円 うち、都出資金 200,000,000円 (14.5%)					
	収支の状況	(単位:千円)					
		区分	3年度決算	4年度決算	増減率	5年度予算	
		収入総額A	41,292,152	43,552,861	5.5%	55,652,434	
		都補助金額B	22,306,288	25,366,671	13.7%	32,508,422	
B/A	54.0%	58.2%	4.2ポイント	58.4%			
支出総額	41,268,587	43,504,808	5.4%	55,747,038			
その他	(公財)東京都私学財団は、平成15年4月1日、(財)東京都私立学校教育振興会と(社)東京都私学退職金社団とが組織・事業統合して発足した。 平成23年4月1日より、公益財団法人東京都私学財団に移行。						

(2) 日本私立学校振興・共済事業団（共済事業本部）

令和6年2月29日現在

所在地等	〒113-8441 文京区湯島 1-7-5 電話 03(3813)5321 FAX 03(3813)5356		
設立年月日	平成10年1月1日	HPアドレス	https://www.shigaku.go.jp

役員等	代表者	理事長 福原 紀彦			
	役員 (理事)等	理事 10名 監事 2名 共済運営委員会 20名			
		理事長	福原 紀彦	理事	小松 弘和 監事 永和田隆一
理事		永山 裕二	〃	小野 祥子 廣岡 康久	
〃		吉田 博之	〃	川並 弘純	
〃		菊池 裕明	〃	近藤 彰郎	
〃	松尾 勝	〃	坂本 篤裕		
事務局	審議役 白井 秀樹	職員数	243名（管理職35名・一般職208名）		
事業内容	目的	私立学校の教育の充実・向上及びその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付け、その他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資することを目的とする。			
	事業内容	共済制度 (1)短期給付事業 加入者とその家族の病気、怪我、出産、死亡、災害等定められた給付金を支払う。 (2)年金等給付事業 加入者の退職・老齢、障害、死亡による年金、一時金を支払う。 (3)福祉事業 保健事業、医療事業、宿泊事業、貯金事業、積立共済年金事業、共済定期保険事業、貸付事業を行っている。			
	加入者等の状況	(東京都) 加入学校数 1,934校(6年2月末現在) [大学、短大、高専を含む] 123,773人(6年2月末現在) [大学、短大、高専を含む]			
財務内容	基本財産	－ 円			
	収支の状況	【厚生年金勘定収支】 (単位:千円)			
		区分	3年度決算	4年度決算	増減率
		収入総額A	1,141,463,636	1,131,659,786	△0.9%
		都補助金額B	1,729,445	1,757,006	1.6%
B/A	0.15%	0.16%	△0.00ポイント		
支出総額	982,695,830	981,041,772	△0.2%	1,064,137,245	
その他	平成10年1月1日に、日本私学振興財団及び私立学校教職員共済組合が解散し、同財団・同共済の一切の権利及び義務を承継して、日本私立学校振興・共済事業団が設立された。				

第4章 資料

(3) 東京私立初等学校協会

令和6年2月29日現在

所在地等	〒102-0073 千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館 6階 電話 03(3261)2934 FAX 03(3261)3003		
結成年月日	昭和9年11月15日	HPアドレス	https://www.shigaku.elementary-school.tokyo

役員等	代表者	会長 重永 睦夫 東京都市大学グループ学校法人五島育英会評議員			
	役員 (理事)等	会長 1名 副会長 3名 理事 7名 監事 2名			
		会長 重永 睦夫 理事 木村 修二 監事 吉田 太郎 副会長 横山 豊治 " 田中 均 " 保倉 啓子 " 島野 歩 " 北山ひと美 " 田代 正行 " 青木 洋介 " 杉浦 重成 " 跡部 清 " 渡部 祐子			
事務局	事務局長 児玉 宏之	職員数	5名 (管理職2名・一般職2名・派遣1名)		
事業内容	目的	東京私立初等学校の相互の提携協力によって初等教育の充実向上を図ることをもって目的とする。			
	事業内容	(1) 初等教育に関する調査研究とその発表 (2) 学校運営に関する研究調査 (3) 教職員の資質向上のための研修 (4) 日本私立小学校連合会との連絡提携 (5) 私立学校教育振興のための連絡提携 (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業			
	会員等の状況	加盟校 56校			
財務内容	基本財産	— 円			
	収支の状況	(単位:千円)			
		区分	3年度決算	4年度決算	増減率
収入総額		72,092	80,558	11.7%	80,838
(公財)私学財団からの負担金収入		8,817	9,017	2.2%	8,917
支出総額	64,798	74,485	14.9%	84,966	
その他					

(4) 一般財団法人東京私立中学高等学校協会

令和6年2月29日現在

所在地等	〒102-0073 千代田区九段北4-2-25 私学会館別館4階 電話 03(3263)0541 FAX 03(3239)6140		
設立年月日	昭和21年11月7日、 平成22年4月1日(法人化)	HPアドレス	https://www.tokyoshigaku.com

役員等	代表者	会長 近藤 彰郎 学校法人八雲学園理事長 電話03(3717)1196 [学校電話]			
	役員 (理事)等	会長 1名 副会長 4名 常任理事 20名 理事 49名 監事 2名			
		会長	近藤 彰郎	総務部長	松谷 茂
副会長		清水 哲雄	広報部長	鈴木 弘	
〃		長塚 篤夫	文化部長	山本 慈訓	
〃	嵯峨 実允	庶務・会計部長	武藤 道郎		
〃	畑澤 正一				
事務局	事務局長 星 政典 研究所長 平方 邦行	職員数	17名(管理職4名・一般職13名)		
事業内容	目的	学校教育及び学校経営等に関する調査研究、情報収集・情報提供を行うとともに、私立学校教育の振興・充実を図り、もって中等教育の発展に寄与することを目的とする。			
	事業内容	(1) 私立学校振興に関する事業 (2) 私立学校関係諸機関との連絡提携に関する事業 (3) 私立学校の教職員の研修及び福利厚生に関する事業 (4) 私立学校に関する情報を広く都民等に提供する事業 (5) 生徒の学習活動に関する事業 (6) 教職員に係わる人材情報に関する事業 (7) 教育に関する調査、研究に関する事業 (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業			
	会員等の状況	会員校 245校 中高併設 178校 (含特別支援学校 1校) 中学校のみ 6校 (含特別支援学校 1校) 高校のみ 61校			
財務内容	基本財産	3,000,000 円			
	収支の状況	(単位:千円)			
		区分	3年度決算	4年度決算	増減率
		収入総額	891,794	1,000,682	12.2%
(公財)私学財団からの負担金収入		49,166	50,102	1.9%	
支出総額	654,274	708,616	8.3%		
その他					

第4章 資料

(5) 公益社団法人東京都私立幼稚園教育研修会

令和6年2月29日現在

所在地等	〒102-0073 千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館 3階 電話 03(3261)3982 FAX 03(3264)6195		
設立年月日	昭和34年12月1日	HPアドレス	http://toshiyo-ken.net/

役員等	代表者	理事長 友松 浩志 学校法人真理学園理事長 電話 03(3251)8683〔幼稚園電話〕				
	役員 (理事)等	理事 18名 監事 2名				
		理事長	友松 浩志	理事	多賀 真弓	監事
常務理事		関 政子	〃	月本 喜久	〃	田中 泰行
理事		浅見 均	〃	永田 陽子		
〃		請川 滋大	〃	野村 良司		
〃		加藤 篤彦	〃	花輪 充		
〃		河野 史郎	〃	早崎 淳子		
〃		小堤小夜子	〃	土方 崇		
〃	澁谷 良孝	〃	松村 和子			
〃	杉本 育美					
〃	関岡 貴之					
事務局	事務局長 前田 哲	職員数	6名(管理職2名・一般職4名)			
事業内容	目的	会員相互の協力によって幼児教育の充実と向上を図るとともに、幼稚園教職員の研修や資質の向上及び幼児の保護者等への幼児教育情報の普及を通じて、東京都内におけるすべての子どもの幸せに寄与することを目的とする。				
	事業内容	(1) 幼児教育の質の向上に資するための研修及び研究、調査 (2) 幼稚園教育に関する研究、調査 (3) 幼稚園の運営・管理に関する研究、調査 (4) 幼児教育情報の社会への発信、普及 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業				
	会員等の状況	781園				
財務内容	基本財産	50,000,000円				
	収支の状況	(単位:千円)				
		区分	3年度決算	4年度決算	増減率	5年度予算
		収入総額	62,248	72,161	15.9%	86,440
		都からの委託料 又は分担金	6,009	11,820	96.7%	11,820
		(公財)私学財団 からの負担金収入	4,696	8,328	77.3%	8,328
支出総額	69,012	79,432	15.1%	85,863		
その他						

(6) 東京都私立幼稚園連合会

令和6年2月29日現在

所在地等	〒102-0073 千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館 3階 電話 03(3262)3666 FAX 03(3264)6195		
設立年月日	平成4年5月12日	HPアドレス	https://www.tokyo-kindergarten.jp

役員等	代表者	会長 内野 光裕 学校法人内野学園理事長 電話 042(491)1824 [幼稚園電話]				
	役員 (理事)等	会長 1名 副会長 6名 理事 104名 監事 2名 顧問 2名				
		会長	内野 光裕	総務委員長	野村 良司	顧問
副会長		古庄 宏吉	教育研究委員長	関 政子	〃	北條 泰雅
〃		巖谷 勝正	政策委員長	福井 徹人		
〃		田中 圭子	広報委員長	千葉 伸也		
〃		濱川 喜亘	経営研究委員長	堀江 眞嗣		
〃	五島 満	監事	山口 善久			
〃	加藤 篤彦	〃	町山 芳夫			
事務局	事務局長 前田 哲	職員数	6名 (管理職2名・一般職4名)			
事業内容	目的	都内私立幼稚園の提携協力によって、私立幼稚園の自主性と公共性を発揮し、幼児教育の振興を図ることを目的とする。				
	事業内容	(1) 幼児教育に関する調査研究 (2) 私立幼稚園の管理運営に関する調査研究 (3) 私立幼稚園の充実振興のための渉外活動 (4) 設置者固有の問題を解決するための活動 (5) 私立幼稚園教職員の資質向上及び福利厚生 (6) その他目的を達成するために必要な事業				
	会員等の状況	781園				
財務内容	基本財産	— 円				
	収支の状況	(単位:千円)				
		区分	3年度決算	4年度決算	増減率	5年度予算
		収入総額	82,618	71,634	△13.3%	90,335
		(公財)私学財団からの負担金収入	0	0	0%	0
支出総額	66,765	71,562	7.2%	90,335		
その他						

第4章 資料

(7) 公益社団法人東京都専修学校各種学校協会

令和6年2月29日現在

所在地等	〒151-0053 渋谷区代々木 1-58-1 石山ビル 6階 電話 03(3378)9601 FAX 03(3378)9625		
設立年月日	昭和36年11月16日	HPアドレス	https://tsk.or.jp

代表者	会長 多 忠貴 学校法人電子学園理事長 電話 03(3363)7761 [学校電話]					
	会長 1名	副会長 7名	常務理事 7名	理事 14名		
役員等	監事 2名	運営委員 29名	専務理事 1名			
	会長 多 忠貴	〃	小林 光俊	〃 横村 一男		
	副会長 坂本 歩	〃	川口 拓也	〃 船場 吉行		
	〃 堀口 一秀	〃	服部 浩美	〃 古島 昭博		
	〃 関口 正雄	〃	山崎 薫	〃 福田 潤		
	〃 岡本比呂志	理事	山本 匡	〃 守谷たつみ		
	〃 平野公美子	〃	中尾根靖司	〃 佃 吉一		
	〃 清水 信一	〃	櫻井 康司	監事 園山佐和子		
	〃 香川 順子	〃	鈴木 貴子	〃 梶間 栄一		
	専務理事 飯塚美紀子	〃	和田 美義			
	常務理事 千葉 茂	〃	川並 順			
	〃 手嶋 達也	〃	千葉 一郎			
	〃 山中 祥弘	〃	布矢 千春			
	事務局	事務局長 飯塚美紀子	職員数	7名 (管理職3名・一般職4名)		
事業内容	目的	専修学校各種学校教育及び職業教育の充実振興を図るとともに、社会環境の変化やニーズに対応した教育学習、職業訓練、就労支援等の提供を行い、もって文化の高揚と社会経済の発展に寄与すること				
	事業内容	(1) 専修学校各種学校教育の充実及び向上に資する事業 (2) 職業教育に関する情報収集、研究調査及び情報提供等を行う事業 (3) 教育訓練、職業訓練、就労支援等の提供を行う事業 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業				
	会員等の状況	会員校数 317校 (加入率68.1%) ※ 令和5年5月1日現在 都内私立専修・各種学校認可 465校 (外国人学校等含む・休校除く) に対しての分野別内訳は工業 30校、農業 1校、医療 78校、衛生 72校、教育・福祉 24校、商業実務 52校、服飾家政 23校、文化教養 185校				
財務内容	基本財産	5,000,000円				
	収支の状況	(単位:千円)				
		区分	3年度決算	4年度決算	増減率	5年度予算
		収入総額	180,210	195,255	12.6%	170,676
		都からの委託料	11,000	11,000	0	11,000
		(公財)私学財団からの負担金収入	12,084	12,084	0	12,084
支出総額	191,098	197,899	13.8%	170,676		
その他						

(8) 東京都私立学校審議会

令和6年2月29日現在

設置年月日	昭和25年	資格・根拠	私立学校法 第9条
-------	-------	-------	-----------

代表者	会長 近藤 彰郎 学校法人八雲学園理事長 電話 03(3717)1196〔学校電話〕		
-----	--	--	--

委員20名（学識経験者 5名、私立学校関係者 15名）

委員等

氏名	現職	所属部会			任期
		第1	第2	第3	
加茂川幸夫	幕張インターナショナルスクール理事長	◎			H30. 8. 1～R8. 7. 31
阿部 佳	明海大学ホスピタリティ・ツーリズム学部教授	○			R2. 5. 1～R6. 4. 30
堀井恵里子	毎日新聞社くらし科学環境部副部長		◎		R2. 9. 1～R6. 8. 31
沢辺 隆雄	産経新聞社論説委員室論説副委員長			◎	R2. 9. 1～R6. 8. 31
岸井 慶子	暁星国際流山幼稚園園長		○		R2. 5. 1～R6. 4. 30
木内 秀樹	東京成徳学園理事長		○	○	R2. 5. 1～R6. 4. 30
近藤 彰郎	八雲学園理事長〔会長〕				R2. 5. 1～R6. 4. 30
清水 哲雄	鷗友学園理事長		○	○	H30. 8. 1～R8. 7. 31
高橋あゆち	井之頭学園理事長	○		○	H30. 8. 1～R8. 7. 31
嗟峨 実允	藤華学院理事長		○	○	R3. 6. 1～R6. 4. 30
長塚 篤夫	順天中学・高等学校校長	○		○	H30. 8. 1～R8. 7. 31
吉田 晋	富士見丘学園理事長	○		○	H30. 8. 1～R8. 7. 31
島野 歩	文教大学付属小学校校長	○		○	R2. 5. 1～R6. 4. 30
横山 豊治	清明学園初等学校校長		○	○	R3. 6. 1～R8. 7. 31
池田 文子	池田学園理事長		○		R4. 8. 1～R8. 7. 31
野上 秀子	久我山幼稚園園長		○		R4. 8. 1～R8. 7. 31
内野 光裕	内野学園理事長〔会長代行〕		○		R2. 5. 1～R6. 4. 30
千葉 茂	片柳学園理事長	○			R2. 5. 1～R6. 4. 30
多 忠貴	電子学園理事長	○			R4. 8. 1～R8. 7. 31
平野公美子	文際学園理事	○			H30. 8. 1～R8. 7. 31

(注) ◎印は各部会の主査

事務局	東京都生活文化スポーツ局私学部私学行政課（専修各種学校担当） 電話 03(5388)3192 FAX 03(5388)1336
-----	--

目的	所轄庁の権限行使の際に、審議会で審議を行うことにより、私立学校の自主性を尊重する。
----	---

事業内容

事業内容	(1) 知事の諮問を受け、以下の事項について、審議する。 学校、学科、課程の設置・廃止認可、収容定員変更認可、広域通信制（通信制高等学校）に係わる学則変更認可、学校閉鎖命令、寄附行為認可、寄附行為の補充、設置者変更認可、学校法人の解散認可、学校法人の組織変更認可、学校法人の措置命令、役員解任勧告、学校法人の解散命令、収益事業の停止命令・収益事業の種類、過剰収容の是正命令、予算の変更勧告、役員解職勧告 (2) 私立学校に関する重要事項について、知事に建議することができる。
------	---

その他

- ・原則として月1回開催（8月は休会）
- ・会議は原則として公開。ただし、あらかじめ特に議決を経たときは非公開とすることができる。

第4章 資料

(9) 東京都私立学校助成審議会

令和6年2月29日現在

設置年月日	昭和33年	資格・根拠	東京都私立学校助成審議会条例
-------	-------	-------	----------------

委員等	代表者	会長 荒井 文昭 東京都立大学人文社会学部教授		
	委員 15 名			
		氏 名	現 職	任 期
		川 松 真 一 朗	東京都議会議員（自由民主党）	R5. 11. 1～R6. 10. 31
		藤 井 あ き ら	東京都議会議員（都民ファーストの会）	R5. 11. 1～R6. 10. 31
		谷 村 孝 彦	東京都議会議員（公明党）	R4. 11. 1～R6. 10. 31
		福 手 ゆ う 子	東京都議会議員（日本共産党）	R4. 11. 1～R6. 10. 31
		風 間 ゆ た か	東京都議会議員（立憲民主党）	R4. 11. 1～R6. 10. 31
		荒 井 文 昭	東京都立大学人文社会学部教授	R4. 5. 1～R6. 4. 30
		岩 田 三 代	ジャーナリスト	R4. 5. 1～R6. 4. 30
		氏 岡 真 弓	（株）朝日新聞社編集委員	R4. 5. 1～R6. 4. 30
		加 藤 尚 子	明治大学文学部教授	R4. 5. 1～R6. 4. 30
		宮 川 倫 子	弁護士	R4. 5. 1～R6. 4. 30
		近 藤 彰 郎	学校法人八雲学園理事長	R4. 5. 1～R6. 4. 30
		吉 田 晋	学校法人富士見丘学園理事長	R4. 5. 1～R6. 4. 30
	嵯 峨 実 允	学校法人藤華学院理事長	R4. 5. 1～R6. 4. 30	
	重 永 睦 夫	東京私立初等学校協会会長	R4. 5. 1～R6. 4. 30	
	五 島 満	学校法人慈光学園理事長	R4. 5. 1～R6. 4. 30	
	事務局	東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課（助成担当） 電話 03(5388)3182 FAX 03(5388)1336		
事業内容	目的	東京都私立学校教育助成条例に基づき、東京都が学校法人に対し行う助成の適正化及び効率化を図る。		
	事業内容	知事の諮問を受け、補助金配分の基本方針その他私立学校の振興助成に関する重要事項を審議する。		
その他	原則として年1回開催			

(10) 東京都と一般財団法人東京私立中学高等学校協会との連絡協議会（公私連絡協議会）

令和6年2月29日現在

設置年月日	昭和47年	資格・根拠	設置要綱
委員等	委員 16名		
	役職	氏名	区分
	一般財団法人東京私立中学高等学校協会 会長	近藤 彰 郎	私学協会
	〃 副会長	畑澤 正 一	
	〃 副会長	長塚 篤 夫	
	〃 副会長	嵯峨 実 允	
	〃 総務部長	松谷 茂	
	〃 総務部副部長	伊藤 正 徳	
	〃 総務部副部長	清水 直 樹	
	東京都生活文化スポーツ局長		知事部局
	東京都生活文化スポーツ局私学部長		
	東京都教育委員会教育長		教育委員会
	東京都教育庁次長		
	東京都教育庁教育監		
	東京都教育庁総務部長		
	東京都教育庁都立学校教育部長		
	東京都教育庁指導部長		
東京都教育庁人事部長			
事務局	東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課（計画総括担当） 電話 03(5320)6742 FAX 03(5388)1727		
事業内容	目的	高等学校教育の総合的運営とその円滑な発展に資する。	
	事業内容	都内の公私立高等学校における教育上の問題点について協議し、相互の連絡調整を図る。 <連絡協議事項> (1) 生徒の就学に関すること。 (2) (1)のほか、高等学校教育に関すること。 なお、特別の事項につき必要があるときは、協議会に専門委員会を置く。	
その他	原則として年2回開催		

第4章 資料

(11) 私立学校関係団体一覧

令和6年2月29日現在

名称	(公財)東京都私学財団	日本私立学校振興・共済事業団	東京私立初等学校協会	(一財)東京私立中学高等学校協会
設置根拠	公益法人整備法第44条	日本私立学校振興・共済事業団法	(任意団体)	一般社団・財団法人法第163条
都補助	有	有	無	無
代表者名	清水 哲雄	福原 紀彦	重永 睦夫 東京都市大学グループ学校法人五島育英会評議員	近藤 彰郎 学校法人八雲学園理事長
事務局長	山根 勉	-	児玉 宏之	星 政典
事務局所在地等	〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ11階 電話 03(5206)7921 FAX 03(5206)7927	〒113-8441 文京区湯島1-7-5 (共済事業本部) 電話 03(3813)5321 FAX 03(3813)5356	〒102-0073 千代田区九段北4-2-25 私学会館別館6階 電話 03(3261)2934 FAX 03(3261)3003	〒102-0073 千代田区九段北4-2-25 私学会館別館4階 電話 03(3263)0541 FAX 03(3239)6140
関係全国団体			日本私立小学校連合会 〒102-0073 千代田区九段北4-2-25 私学会館別館6階 電話 03(3261)2934 FAX 03(3261)3003	日本私立中学高等学校連合会 〒102-0073 千代田区九段北4-2-25 私学会館別館5階 電話 03(3262)2828 FAX 03(3237)7637
名称	(公社)東京都私立幼稚園教育研修会	東京都私立幼稚園連合会	(公社)東京都専修学校各種学校協会	東京都私立学校審議会
設置根拠	公益法人整備法第44条	(任意団体)	公益法人整備法第44条	私立学校法第9条
都補助	無	無	無	-
代表者名	友松 浩志 学校法人真理学園理事長	内野 光裕 学校法人内野学園理事長	多 忠貴 学校法人電子学園理事長	近藤 彰郎 学校法人八雲学園理事長
事務局長	前田 哲	前田 哲	飯塚 美紀子	-
事務局所在地等	〒102-0073 千代田区九段北4-2-25 私学会館別館3階 電話 03(3261)3982 FAX 03(3264)6195	〒102-0073 千代田区九段北4-2-25 私学会館別館3階 電話 03(3262)3666 FAX 03(3264)6195	〒151-0053 渋谷区代々木1-58-1 石山ビル6階 電話 03(3378)9601 FAX 03(3378)9625	私学部私学行政課 (専修各種学校担当) 都庁第一本庁舎18階北側 電話 03(5388)3192 FAX 03(5388)1336
関係全国団体	全日本私立幼稚園連合会 (一財)全日本私立幼稚園 幼児教育研究機構 〒102-0073 千代田区九段北4-2-25 私学会館別館4階 電話 03(3237)1080 FAX 03(3263)7038	全日本私立幼稚園連合会 (一財)全日本私立幼稚園 幼児教育研究機構 〒102-0073 千代田区九段北4-2-25 私学会館別館4階 電話 03(3237)1080 FAX 03(3263)7038	全国専修学校各種学校総連合会 〒102-0073 千代田区九段北4-2-25 私学会館別館11階 電話 03(3230)4814 FAX 03(3230)2688	全国私立学校審議会連合会 〒102-0073 千代田区九段北4-2-25 私学会館別館5階 電話 03(3262)2828 FAX 03(3237)7637
名称	東京都私立学校助成審議会	公私連絡協議会		
設置根拠	東京都私立学校助成審議会条例	要 綱		
都補助	-	-		
代表者名	荒井 文昭 東京都立大学人文社会学部教授	-		
事務局長	-	-		
事務局所在地等	私学部私学振興課 (助成担当) 都庁第一本庁舎18階北側 電話 03(5388)3182 FAX 03(5388)1336	教育庁都立学校教育部 高等学校教育課(計画総括担当) 都庁第二本庁舎15階 電話 03(5320)6742 FAX 03(5388)1727		
関係全国団体				

6 私学の成り立ち

(1) 私学の生い立ち

我が国における学校教育の生い立ちは、遠く奈良時代（710年から794年）の前に遡ると言われている。学校が初めて組織的に設けられたのは、701年の大宝律令下にいわゆる官学として設置された中央の「大学」、地方の「国学」であろうといわれている。一方、私学と見られる学校が設けられるようになったのは、平安時代（794年から1192年）に入ってからで、最も古いのは、和気広世が設けた学問研究所としての弘文院で、続いて藤原冬嗣の勸学院、在原行平の奨学院等が生まれている。

しかし、これらの私学は、その対象が貴族や豪族の子弟に限られていたということで、広く公教育的な性格を持った教育機関と言うものではなかったようである。

このような中で、私学教育の源泉と見られるものが、「綜芸種智院」の設立である。「綜芸種智院」は、828年、弘法大師（774年から835年）によって僧俗、階層を問わず、庶民一般の子弟に対する教育の重要性に着目して設けられたところに、その特色を見ることができる。

鎌倉、室町時代には、「寺院教育」が普及するようになった。はじめは、寺院の後継者育成を目的として、僧職をめざす子弟の教育を行っていたが、次第に対象を広げ、武士や一般庶民の子弟も教育するようになっていった。足利学校や金沢文庫が知られている。

江戸時代になって、朱子学が、官学として幕府の保護を受ける一方で、諸大名独自の藩校、漢学者、国学者などによる私塾や家塾が設けられるようになった。

この私塾や家塾は、今日の中等教育又は高等教育的な性格をもっており、「読書算」という初等教育的な要素を持つ教育は、「寺子屋」教育によって行われていた。

私立学校における教育制度が、寺子屋その他の私塾にその源を発しているといわれるのは、江戸時代、私的あるいは民間の手によって、初等教育から中等教育、高等教育にかかわる教育が実践されたことによるものといえる。

(2) 学制の制定

明治維新の官制改革を受けて、文部省が設置されたのは明治4年である。翌明治5年、太政官布告第214号により「学制」が制定された。これが、我が国における近代国家としての統一的な学校制度のはじまりである。

この学制は、身分や性別を問わず、国民皆学を基本理念とするものである。学区制が採用され、全国を8大学区に分けて1大学区を32中学区とし、さらに1中学区は210の小学区に分けられた。学区ごとに、大学、中学及び小学校をそれぞれ1校設置して、これを文部省が統括しようとするものであった。学制は、まず小学校の建設普及によって、国民教育の基礎を固めるという方針がとられた。

学制の制定は、我が国における近代国家としての学校教育制度の確立と教育の中央集権化を意図するものであり、私塾、家塾についても、国の監督下に置かれることになったが、この設立・廃止については、届出制が採用されており、いわば自由設立主義的な考え方にあった。

明治5年の「学制」をはじめとする我が国の統一的な学校制度は、教育令、改正教育令を経て、明治19年の小学校令、中学校令、師範学校令及び帝国大学令などの学校令が制定され、その基礎の確立を見ることができる。

明治12年、学制の廃止により、新たに制定された教育令は、就学義務の緩和などを行っているが、翌13年には、一転して文部省、府知事令の権限を強化して、教育に関する国の干渉を強めている。

私立学校の設立について、学制及び旧教育令の届出制から認可制に改められたのもこのときである。

その後、これら諸学校令の改正とともに、明治36年専門学校令、大正7年大学令及び高等学校令の制定により、高等教育についての学校制度が整備され、戦後の教育改革をむかえるまでの基本的な法制度となったのである。

(3) 私立学校令

「私立学校」が制度的に明確化されたのは、明治7年の文部省布達第22号による。この布達は、官立、公立及び私立学校について定義しており、私立学校については、「老人又ハ幾人ノ私財ヲ以テ設立スルモノ」と規定している。これにより、官立又は公立学校と私立学校の関係が制度上明らかにされたのである。

私立学校に関する法制は、先の諸学校令においても関係規定が置かれていたところであるが、明治32年の勅令第359号によって制定された私立学校令が、

昭和20年の終戦にいたるまで、私立学校一般に適用されることになった。

しかし、この私立学校令は、私立学校に関して、諸学校令の規定が先に適用され、諸学校令に規定がない場合に私立学校令が適用されるという、いわば諸学校令の補完的な規定であった。教員資格、施設設備、教科編成等については諸学校令により、私立学校令の適用は、閉鎖命令、変更命令等の一般的監督規定のみであった。

私立学校令は、明治44年に諸学校令の整備と並行して改正が行われ、制度上、私立学校の財政的基盤の充実を求めるなどの整備が図られた。

私立学校令の内容は、おおむね次のとおりである。

- ① 私立学校は、地方長官の監督に属する（大学、高等学校は、直接文部大臣の監督下にあった）。
- ② 私立学校の設立、廃止及び設立者の変更は、監督官庁の認可を受けなければならない（私立学校の廃止及び設立者の変更は、届出事項であったものが、明治44年の改正により認可事項に改められた）。
- ③ 私立学校を設立しようとする者は、財団法人を設立しなければならない（設置者の財団法人化は、

明治44年の改正で加えられたもので、学校経営が学納金のみ reliant ことなく、あらかじめ資産を保有することによって、財政基盤の確立を図ろうとしたものである）。

- ④ 私立学校の校長は、監督官庁の認可を受け、教員は、地方長官又は文部大臣の認可を受けなければならない。
- ⑤ 監督官庁は、校長又は教員が不適当と認めるときは、認可の取消し、又は解職を命ずることができる。
- ⑥ 監督官庁は、私立学校の設備授業等に関する変更命令、法令違反等に関する学校閉鎖命令を下すことができる。

(4) 私立学校法の制定

昭和20年の終戦を契機として、戦前の学校教育制度及び教育行政は、全面的に改革されることになった。

同21年に新憲法が制定されると、翌22年4月1日、施行日を同じくして教育基本法並びに学校教育法が施行された。この法律は、我が国の学校制度の基本を定めたものであって、国民の教育を受ける権利の確立、教育の機会均等の保障、あるいは教育の民主化等の基本理念や諸原則を定め、戦後の新しい学校及び教育制度の基礎を確立したものであるといえる。

学校教育法は、これまでの学校の種別ごとに定められていた諸学校令を統合して、各学校の種別ごとの目的、修業年限、組織等について体系的に規定している。その内容は、憲法、教育基本法によって明らかにされた新しい教育理念を具体化したもので、教育の機会均等の実現を基本に、学制の単純化、義務教育の年限の延長を図ったことなどが従来の学校制度に比べて著しい特色となっている。

学制の単純化は、いわゆる学校体系に6・3・3・4制を導入したことであり、このことによって、進学希望者は、その能力に応じたそれぞれの段階の学校に進学できることになり、教育の機会均等の保障についても現された法制度であると言える。

このような新しい教育制度の確立とともに、私立学校については、学校が持つ公の性質にかんがみ、法律で定める特別の法人において設置することができることとなった（旧教育基本法第6条）。この定めは、私立学校が有する公共的性格を明確にしたものである。

私立学校法は、その目的を「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図る」と定めている（同法第1条）。

この私立学校の特性とは、私立学校が私人の寄付財産等によって設立・運営されることによる性格を意味するもので、国公立とは明らかに異なる性格を持っている。

また、私立学校の自主性とは、私立学校が私人の寄付財産等によって設立されることから、その運営も自律的に行われるという性格をいうものである。私立学校においては、設立者の建学の精神や学校独自の校風が強調され、所轄庁の権限は国公立の学校に比べて限定されている（同法第5条）。さらに、所轄庁が、その権限を行使するに当たっても、あらかじめ、私立大学審議会や私立学校審議会の意見を聞かなければならないことになっており、制度上、私立学校関係者の意見が大きく反映されるようになっている。

一方、私立学校にあっても、公の性質を持っていることは、教育基本法において明示されており、国公立の学校とかわることなく公教育の一翼を担っている。

そのため、私立学校にも公共性を高めることが求められている。私立学校の設置者が、民法の財団法人にかわって、学校法人という特別の法人制度によって、その組織・運営について、学校法人が解散した場合の残余財産の恣意的処分の防止を図っていること（同法第30条）、学校法人の公正な運営を期するため、役員（理事・監事）の必要最低人数を規定することを禁止していること（同法第35条、第38条）、また、学校法人の運営に広く意見を反映させるため、理事長の諮問機関として、評議員会の設置を義務付けている（同法第41条から第44条まで）。

学校法人は、私立学校を設置し、管理・運営する主体である。学校法人を設立しようとする者は、寄附行為において、その目的、名称、設置する私立学校の名称、種類、役員、資産等に関する所定の事項を定めて、所定の手続きを行い、所轄庁の認可を受けなければならないことになっている（同法第30条）。

いずれにしても、私立学校法は、①私立学校の自主性を尊重し、②私立学校の公共性を確保し、③さらには、憲法第89条との関連において、私立学校に対する公費助成のみちを開くという私立学校制度の画期的な改革を内容としており、今日の私立学校の発展に大きく寄与するものであったといえる。

(5) 私立学校振興助成

私立学校振興助成法は、昭和50年7月議員立法というかたちで制定され、昭和51年4月1日から施行されている。

私立学校に対する戦後の公的援助については、昭和21年から戦災復旧資金の貸付が行われてきた。さらに、昭和27年度には、産業教育の振興を図るための産業教育設備補助金が設けられ、同31年度には、理科教育設備補助金が設けられるなど、特定の目的のための助成制度ではあるが、着々と充実されてきた。

昭和45年には、私立の大学、短期大学等の教育研究の向上、学校経営の健全化を図るために、人件費を含む教育研究にかかる経常的経費に対する補助制度「私立大学等経常費補助金」が創設され、開始された。

また、都道府県においても幼稚園から高等学校までの私立学校に対する経常費補助が行えるようにするため、地方交付税制度による都道府県に対しての財源措置が講じられるようになった。

経常費補助金は、教員の人件費や、教育研究に必要な経費を対象とするということで、それまでの施設、設備の整備を中心とする融資、補助金から、質的にも大きく異なる助成制度へと拡充された。

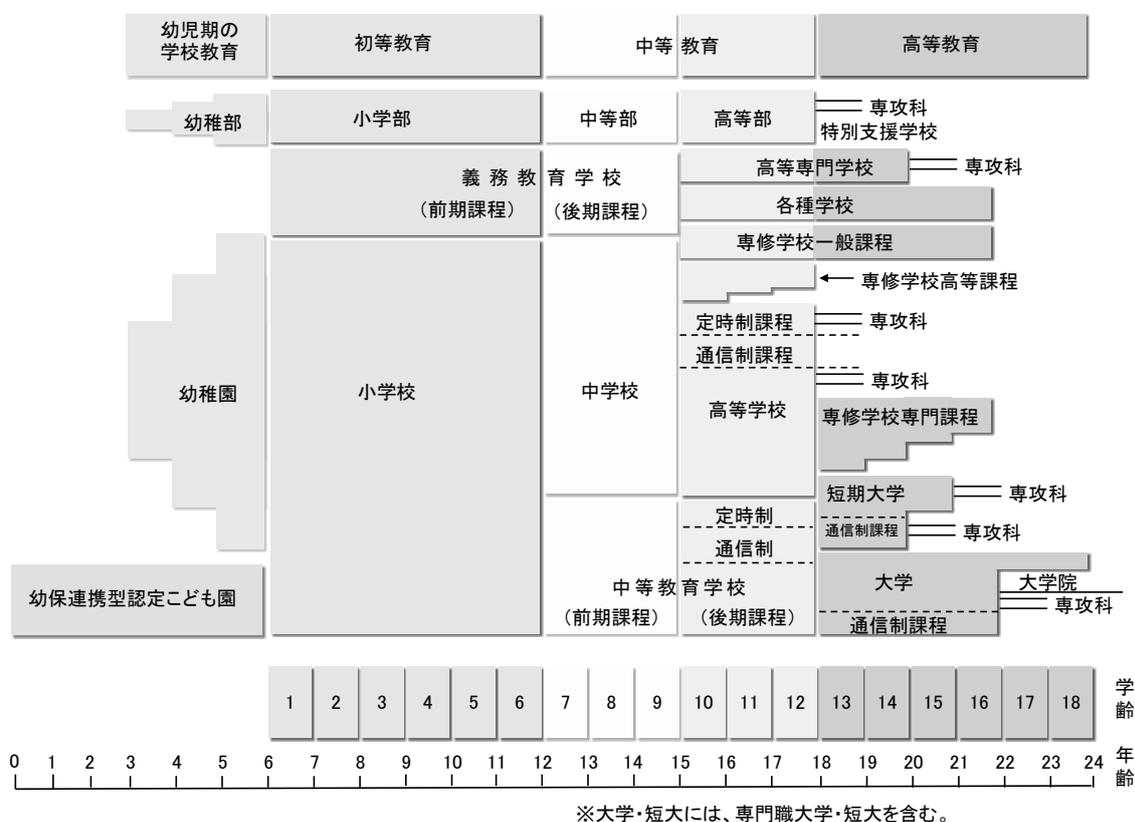
しかしながら、昭和40年代後半の物価の急騰、人件費の高騰は、設置者の自主的努力や私学助成の充実にもかかわらず、私立学校の経営に深刻な影響を及ぼすところとなり、私立学校の教育条件の維持・向上を図る観点から、昭和50年、私学団体や私学関係者等の努力によって、私立学校振興助成法が制定された。

この振興助成法は、私立学校の教育条件の維持向上、私立学校に在学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性を高めることを目的とするものである。同法の制定により、私立大学等に対する経常費補助は、従来の、いわゆる予算補助から法律補助になるとともに、都道府県に対する国庫補助の法的根拠が明確化されることになった。

また、私立学校法第59条を改正して、公費助成に関する学校法人に対する業務、会計状況に関する報告、予算の変更及び役員了解職勧告権限についても、振興助成法において定めることになった。

このように、振興助成法の制定は、公費助成の法的保障によって、私立学校の健全な発展を図ろうとするものであり、私立学校法制定以降の私立学校に関する最も重要な意義を持つものであるといえる。

〔日本の学校系統図〕



7 私立学校関連の法律・条例・規則・告示

(1) 私立学校法

昭和24年12月15日
法律第270号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)をいう。

2 この法律において、「専修学校」とは学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。

3 この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。

(昭五〇法五九・平一九法九六・平二四法六七・一部改正)

第三条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

(所轄庁)

第四条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事(第二号に掲げるもののうち地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「指定都市等」という。))の区域内の幼保連携型認定こども園にあつては、当該指定都市等の長とする。

一 私立大学及び私立高等専門学校

二 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校

三 第一号に掲げる私立学校を設置する学校法人

四 第二号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第六十四条第四項の法人

五 第一号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校、私立専修学校又は私立各種学校とを併せて設置する学校法人

(昭三六法一四五・全改、昭五〇法五九・平一一法一六〇・平二四法六七・一部改正)

第二章 私立学校に関する教育行政

(学校教育法の特例)

第五条 私立学校(幼保連携型認定こども園を除く。第八条第一項において同じ。)(こ)は、学校教育法第十四条の規定は、適用しない。

(平一四法一一八・全改、平二四法六七・一部改正)

(報告書の提出)

第六条 所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

第七条 削除

(昭四三法九四)

(私立学校審議会等への諮問)

第八条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項(同法第九十五条の規定により諮問すべきこととされている事項を除く。)を行う場合においては、あらかじめ、同法第九十五条に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。

(昭三六法一四五・昭五三法五五・昭五八法七八・昭六二法八八・平一一法一六〇・平一四法一一八・平一九法九六・平二三法三七・一部改正)

(私立学校審議会)

第九条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、都道府県に、私立学校審議会を置く。

2 私立学校審議会は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項について、都道府県知事に建議することができる。

(昭三六法一四五・昭五〇法五九・一部改正)

(委員)

第十条 私立学校審議会は、都道府県知事の定める員数の委員をもつて、組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

(昭三六法一六六・昭五〇法五九・平一〇法一〇一・平一六法四二・平二五法四四・一部改正)

第十一条 削除

(平一六法四二)

(委員の任期)

第十二条 私立学校審議会の委員の任期は、四年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(昭三六法一六六・一部改正)

(会長)

第十三条 私立学校審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選した者について、都道府県知事が任命する。

3 会長は、私立学校審議会の会務を総理する。

(委員の解任)

第十四条 都道府県知事は、私立学校審議会の委員が心身の故障のため職務の適正な執行ができないと認めるときその他委員として必要な適格性を欠くに至つたと認めるときは、私立学校審議会の議を経て、これを解任することができる。

(令元法三七・一部改正)

(議事参与の制限)

第十五条 私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己の関係する学校、専修学校、各種学校、学校法人若しくは第六十四条第四項の法人に関する事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

(昭三六法一六六・昭五〇法五九・一部改正)

(委員の費用弁償)

第十六条 私立学校審議会の委員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

2 前項の費用は、都道府県の負担とする。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、都道府県の条例で定めなければならない。

(運営の細目)

第十七条 この法律に規定するものを除くほか、私立学校審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、都道府県知事の承認を経て、私立学校審議会が定める。

第十八条から第二十三条まで 削除

(令元法一一)

第三章 学校法人

第一節 通則

(学校法人の責務)

第二十四条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

(令元法一一・追加)

(資産)

第二十五条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

2 前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。

(収益事業)

第二十六条 学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充

第4章 資料

てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。

2 前項の事業の種類は、私立学校審議会又は学校教育法第九十五条に規定する審議会等(以下「私立学校審議会等」という。)の意見を聴いて、所轄庁が定める。所轄庁は、その事業の種類を公告しなければならない。

3 第一項の事業に関する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(昭三六法一四五・昭五三法五五・昭六二法八八・平一一法一六〇・平一九法九六・一部改正)

(特別の利益供与の禁止)

第二十六条の二 学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

(令元法一一・追加)

(住所)

第二十七条 学校法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第二十八条 学校法人は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(平一七法八七・一部改正)

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第二十九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。)第七十八条の規定は、学校法人について準用する。この場合において、同条中「代表理事」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。

(平一六法一四七・平一八法五〇・令元法一一・一部改正)

第二節 設立

(申請)

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類(私立高等学校(私立中等教育学校の後期課程を含む。))に広域の通信制の課程(学校教育法第五十四条第三項(同法第七十条第一項において準用する場合を含む。))に規定する広域の通信制の課程をいう。)を置く場合には、その旨を含む。)

四 事務所の所在地

五 役員の数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定

六 理事会に関する規定

七 評議員会及び評議員に関する規定

八 資産及び会計に関する規定

九 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定

十 解散に関する規定

十一 寄附行為の変更に係る規定

十二 公告の方法

2 学校法人の設立当初の役員は、寄附行為をもつて定めなければならない。

3 第一項第十号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

(昭三六法一六六・昭三九法一一〇・昭五〇法六一・昭五一法二五・平一〇法一〇一・平一一法一六〇・平一四法一一八・平一六法四二・平一九法九六・一部改正)

(認可)

第三十一条 所轄庁は、前条第一項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が

第二十五条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

2 所轄庁は、前項の規定により寄附行為の認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

(昭三六法一四五・昭五三法五五・昭六二法八八・平一一法一六〇・一部改正)

(寄附行為の補充)

第三十二条 学校法人を設立しようとする者が、その目的及び資産に関する事項を除くほか、第三十条第一項各号に掲げる事項を定めずに死亡した場合には、所轄庁は、利害関係人の請求により、これらの事項を定めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(設立の時期)

第三十三条 学校法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによつて成立する。

(昭三六法一六六・一部改正)

(寄附行為の備置き及び閲覧)

第三十三条の二 学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(令元法一一・追加)

(財産目録の作成及び備置き)

第三十三条の三 学校法人は、設立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備えて置かなければならない。

(平一八法五〇・追加、令元法一一・旧第三十三条の二繰下・一部改正)

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第三十四条 一般社団・財団法人法第五十八条及び第六十四条の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の抛出」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。

(平一八法五〇・全改、令元法一一・一部改正)

第三節 管理

第一款 役員及び理事会

(令元法一一・款名追加)

(役員)

第三十五条 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。

2 理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。

(学校法人と役員との関係)

第三十五条の二 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(令元法一一・追加)

(理事会)

第三十六条 学校法人に理事をもつて組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。理事(理事長を除く。)が、寄附行為の定めるところにより、理事会の招集を請求したときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。

5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 理事会の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(平一六法四二・全改、令元法一一・一部改正)

(役員職務等)

第三十七条 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事(理事長を除く。)は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行

第4章 資料

う。

- 3 監事の職務は、次のとおりとする。
 - 一 学校法人の業務を監査すること。
 - 二 学校法人の財産の状況を監査すること。
 - 三 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 四 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - 五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - 七 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 4 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

(平一六法四二・全改、令元法一一・一部改正)

(役員を選任)

第三十八条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の設置する私立学校の校長(学長及び園長を含む。以下同じ。)
- 二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者(寄附行為をもつて定められた者を含む。次号及び第四十四条第一項において同じ。)
- 三 前二号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - 2 学校法人が私立学校を二以上設置する場合には、前項第一号の規定にかかわらず、寄附行為の定めるところにより、校長のうち、一人又は数人を理事とすることができる。
 - 3 第一項第一号及び第二号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
 - 4 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
 - 5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。
 - 6 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかつたときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。
 - 7 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになつてはならない。
 - 8 次に掲げる者は、役員となることができない。
 - 一 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者
 - 二 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの

(昭三六法一六六・平一六法四二・令元法一一・令元法三七・一部改正)

(役員の新職禁止)

第三十九条 監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない。

(平一六法四二・一部改正)

(役員の新職)

第四十条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(忠実義務)

第四十条の二 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

(平二六法一五・追加)

(理事の代理行為の委任)

第四十条の三 理事は、寄附行為によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任す

ることができる。

(平一八法五〇・追加、平二六法一五・旧第四十条の二繰下)

(仮理事)

第四十条の四 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(平一八法五〇・追加、平二六法一五・旧第四十条の三繰下)

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第四十条の五 一般社団・財団法人法第八十条の規定は民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者について、一般社団・財団法人法第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十二条第二項の規定は理事について、一般社団・財団法人法第百三条及び第百六条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第八十二条中「代表理事」とあるのは「理事長」と、一般社団・財団法人法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、一般社団・財団法人法第八十五条中「社員(監事設置一般社団法人にあっては、監事)」とあるのは「監事」と、一般社団・財団法人法第百三条第一項中「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるものとする。

(令元法一一・全改)

第二款 評議員及び評議員会

(令元法一一・款名追加)

(評議員会)

第四十一条 学校法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事の定数の二倍をこえる数の評議員をもつて、組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 評議員会に、議長を置く。

5 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

6 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

7 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

9 第七項の規定にかかわらず、第四十四条の五において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第百十三条第一項の評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもつて決する。

10 第七項及び前項の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(令元法一一・令元法七一・一部改正)

第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

一 第四十五条の二第一項の予算及び事業計画

二 第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画

三 借入金(当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。)及び重要な資産の処分に関する事項

四 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準

五 寄附行為の変更

六 合併

七 第五十条第一項第一号(評議員会の議決を要する場合を除く。)及び第三号に掲げる事由による解散

八 収益を目的とする事業に関する重要事項

九 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとして定めることができる。

(昭三六法一六六・平一六法四二・令元法一一・一部改正)

第四十三条 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第4章 資料

第四十四条 評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - 三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 2 前項第一号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(昭三六法一六六・一部改正)

第三款 役員の損害賠償責任等

(令元法一一・追加、令元法七一・改称)

(役員为学校法人に対する損害賠償責任)

第四十四条の二 役員は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

- 一 第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の理事
- 二 学校法人が当該取引をすることを決定した理事
- 三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

(令元法一一・追加、令元法七一・一部改正)

(役員の第三者に対する損害賠償責任)

第四十四条の三 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 第四十七条第一項の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事 第三十七条第三項第四号の監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

(令元法一一・追加)

(役員の連帯責任)

第四十四条の四 役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(令元法一一・追加)

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第四十四条の五 一般社団・財団法人法第十二条から第十六条までの規定は第四十四条の二第一項の責任について、一般社団・財団法人法第二章第三節第九款の規定は学校法人について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総社員」とあるのは「総評議員」と、「役員等の」とあるのは「役員」と、「役員等が」とあるのは「役員が」と、「法務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「代表理事」とあるのは「理事長」と、「使用人」とあるのは「職員」と、「監事又は会計監査人」とあるのは「監事」と、「役員等に」とあるのは「役員に」と、「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団・財団法人法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十三条	社員総会	評議員会
第百十三条第一項第二号ロ(1)	理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する
第百十四条第一項	理事(当該責任を負う理事を除	理事会の決議

	く。)の過半数の同意(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議)	
第百十四条第二項	社員総会	評議員会
	、同項	及び同項
	限る。)についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除	限る。)
第百十四条第三項	同意(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議)	理事会の決議
	社員	評議員
第百十四条第四項	役員等	役員
	議決権を有する社員	評議員
第百十五条第一項	理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する
	限る。)、	限る。)又は
第百十五条第三項及び第四項	社員総会	評議員会
第百十五条第四項第三号	第百十一条第一項	私立学校法第四十四条の二第一項
第百十六条第一項	第八十四条第一項第二号	私立学校法第四十条の五において準用する第八十四条第一項第二号
第百十八条の二第一項	社員総会(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会)	理事会
第百十八条の二第二項第二号	第百十一条第一項	私立学校法第四十四条の二第一項
第百十八条の二第五項	第八十四条第一項、	私立学校法第四十条の五において準用する第八十四条第一項及び
	、第百十一条第三項及び	の規定、同法第四十四条の二第三項の規定並びに同法第四十四条の五において準用する
第百十八条の三第一項	役員等を	役員を
	役員等賠償責任保険契約	役員賠償責任保険契約
	社員総会(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会)	理事会
第百十八条の三第二項	第八十四条第一項、	私立学校法第四十条の五において準用する第八十四条第一項及び
	及び第百十一条第三項	の規定並びに同法第四十四条の二第三項
第百十八条の三第三項ただし書	役員等賠償責任保険契約	役員賠償責任保険契約

(令元法七一・追加)

第四款 寄附行為変更の認可等

(令元法一一・款名追加)

第四十五条 寄附行為の変更(文部科学省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 学校法人は、前項の文部科学省令で定める事項に係る寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨

第4章 資料

を所轄庁に届け出なければならない。

(平一四法一一八・令元法一一・一部改正)

第五款 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等

(令元法一一・款名追加)

(予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画)

第四十五条の二 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。

2 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。

3 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、第一項の事業計画及び前項の事業に関する中期的な計画を作成するに当たっては、学校教育法第九十九条第二項(同法第二百二十三条において準用する場合を含む。)に規定する認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。

(令元法一一・追加)

(評議員会に対する決算等の報告)

第四十六条 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(平一六法四二・一部改正)

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に、文部科学省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。次項及び第三項において同じ。)を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類、第三十七条第三項第四号の監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準(以下「財産目録等」という。)を、作成の日から五年間、各事務所に備えて置き、請求があつた場合(都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等(役員等名簿を除く。))にあつては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。)には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、学校法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(平一六法四二・令元法一一・一部改正)

(報酬等)

第四十八条 学校法人は、役員に対する報酬等について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従つて、その役員に対する報酬等を支給しなければならない。

(令元法一一・追加)

(会計年度)

第四十九条 学校法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

(令元法一一・旧第四十八条繰下)

第四節 解散

(解散事由)

第五十条 学校法人は、次の事由によつて解散する。

一 理事の三分の二以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決

二 寄附行為に定めた解散事由の発生

三 目的たる事業の成功の不能

四 学校法人又は第六十四条第四項の法人との合併

五 破産手続開始の決定

六 第六十二条第一項の規定による所轄庁の解散命令

2 前項第一号及び第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。

3 第三十一条第二項の規定は、前項の認可又は認定の場合に準用する。

4 清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由によつて解散した場合には、所轄庁にその旨を届け出

なければならない。

(昭三六法一六六・平五法八九・平一六法七六・一部改正)

(学校法人についての破産手続の開始)

第五十条の二 学校法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(平一八法五〇・追加)

(清算中の学校法人の能力)

第五十条の三 解散した学校法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(平一八法五〇・追加)

(清算人)

第五十条の四 学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定及び第六十二条第一項の規定による解散命令による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 学校法人が第六十二条第一項の規定による解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

(平一八法五〇・追加、令元法一一・一部改正)

(裁判所による清算人の選任)

第五十条の五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(平一八法五〇・追加)

(清算人の解任)

第五十条の六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(平一八法五〇・追加)

(清算人の届出)

第五十条の七 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(平一八法五〇・追加)

(清算人の職務及び権限)

第五十条の八 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(平一八法五〇・追加)

(債権の申出の催告等)

第五十条の九 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(平一八法五〇・追加)

(期間経過後の債権の申出)

第五十条の十 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、学校法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(平一八法五〇・追加)

(清算中の学校法人についての破産手続の開始)

第4章 資料

第五十条の十一 清算中に学校法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の学校法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の学校法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(平一八法五〇・追加)

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第五十条の十二 裁判所は、第五十条の五の規定により清算人を選任した場合には、学校法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合において、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(平一八法五〇・追加)

(裁判所による監督)

第五十条の十三 学校法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 裁判所は、第一項の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

4 前条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合に準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「学校法人及び検査役」と読み替えるものとする。

5 学校法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

6 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(平一八法五〇・追加)

(清算終了の届出)

第五十条の十四 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(平一八法五〇・追加)

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第五十条の十五 学校法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(平一八法五〇・追加)

第五十条の十六 削除

(平二三法五三)

(不服申立ての制限)

第五十条の十七 清算人又は検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(平一八法五〇・追加)

(残余財産の帰属)

第五十一条 解散した学校法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時において、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

3 国は、前項の規定により国庫に帰属した財産(金銭を除く。)を私立学校教育の助成のために、学校法人に対して譲与し、又は無償で貸し付けるものとする。ただし、国は、これに代えて、当該財産の価額に相当する金額を補助金として支出することができる。

4 前項の助成については、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

5 第二項の規定により国庫に帰属した財産が金銭である場合には、国は、その金額について第三項ただし書の処置をとるものとする。

6 第二項の規定により国庫に帰属した財産(金銭を除く。)は、文部科学大臣の所管とし、第三項本文の処分は、文部科学大臣が行う。ただし、当該財産につき同項ただし書の処置がとられた場合には、当該財産を財務大臣に引き継がなければならない。

(昭三六法一六六・昭五〇法六一・平一一法一六〇・平一六法七六・一部改正)

(合併手続)

第五十二条 学校法人が合併しようとするときは、理事の三分の二以上の同意がなければならない。ただし、寄附行為で評議員会の議決を要するものと定められている場合には、更にその議決がなければならない。

2 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(昭三六法一六六・一部改正)

第五十三条 学校法人は、前条第二項に規定する所轄庁の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 学校法人は、前項の期間内に、その債権者に対し異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

(昭三六法一六六・一部改正)

第五十四条 債権者が前条第二項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、学校法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(平九法七二・平一六法一五四・一部改正)

第五十五条 合併により学校法人を設立する場合には、寄附行為その他学校法人の設立に関する事務は、各学校法人又は第六十四条第四項の法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(昭三六法一六六・一部改正)

(合併の効果)

第五十六条 合併後存続する学校法人又は合併によつて設立した学校法人は、合併によつて消滅した学校法人又は第六十四条第四項の法人の権利義務(当該学校法人又は第六十四条第四項の法人がその行う事業に関し所轄庁の認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。)を承継する。

(昭三六法一六六・一部改正)

(合併の時期)

第五十七条 学校法人の合併は、合併後存続する学校法人又は合併によつて設立する学校法人の主たる事務所所在地において政令の定めるところにより登記をすることによつて効力を生ずる。

(昭三六法一六六・一部改正)

第五十八条 削除

(平一八法五〇)

第五節 助成及び監督

(助成)

第五十九条 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。

(昭五〇法六一・全改)

(措置命令等)

第六十条 所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による措置命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かななければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定による措置命令をしようとする場合には、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第五項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わつて弁明の機会の付与しなければならない。

5 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審

第4章 資料

議会等に出席してするものとする。

- 6 行政手続法第二十九条第二項及び第三十一条(同法第十六条の準用に係る部分に限る。)の規定は、第四項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。
- 7 第四項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。
- 8 第一項の規定による措置命令については、審査請求をすることができない。
- 9 学校法人が第一項の規定による措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員解任を勧告することができる。
- 10 所轄庁は、前項の規定による勧告をしようとする場合には、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解任しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。
- 11 行政手続法第三章第三節の規定及び第三項から第六項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

(平二六法一五・全改、平二六法六九・一部改正)

(収益事業の停止)

第六十一条 所轄庁は、第二十六条第一項の規定により収益を目的とする事業を行う学校法人につき、次の各号の一に該当する事由があると認めるときは、当該学校法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。

- 一 当該学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を行うこと。
 - 二 当該学校法人が当該事業から生じた収益をその設置する私立学校の経営の目的以外の目的に使用すること。
 - 三 当該事業の継続が当該学校法人の設置する私立学校の教育に支障があること。
- 2 前条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による停止命令について準用する。

(昭三六法一六六・平五法八九・平一一法一六〇・平二六法一五・一部改正)

(解散命令)

第六十二条 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く所轄庁の処分違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。

- 2 所轄庁は、前項の規定による解散命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。
 - 3 所轄庁は、第一項の規定による解散命令をしようとする場合には、行政手続法第十五条第一項の規定による通知において、所轄庁による聴聞に代えて私立学校審議会等による意見の聴取を求めることができる旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所並びに当該意見の聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地を通知しなければならない。この場合において、所轄庁は、次に掲げる事項を教示しなければならない。
- 一 当該意見の聴取の期日に私立学校審議会等に出席して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は当該意見の聴取の期日における私立学校審議会等への出席に代えて陳述書及び証拠書類若しくは証拠物を提出することができること。
 - 二 当該意見の聴取が終結する時までの間、所轄庁に対し、第一項の規定による解散命令の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。
- 4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による意見の聴取を求めたときは、所轄庁に代わって意見の聴取を行わなければならない。
- 5 行政手続法第三章第二節(第十五条、第十九条、第二十六条及び第二十八条を除く。)の規定は、前項の規定により私立学校審議会等が行う意見の聴取について準用する。この場合において、同法第十六条第四項(同法第十七条第三項において準用する場合を含む。)、第二十条第六項及び第二十二条第三項(同法第二十五条において準用する場合を含む。))において準用する同法第十五条第三項中「行政庁」とあり、同法第十七条第一項中「第十九条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。))」とあり、並びに同法第二十条から第二十五条までの規定中「主宰者」とあるのは「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と、同法第二十五条中「命ずることができる」とあるのは「求めることができる」と、「こ

の場合」とあるのは「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等が意見の聴取を再開する場合」と読み替えるものとする。

6 私立学校審議会等は、前項において準用する行政手続法第二十四条第一項の調査の内容及び同条第三項の報告書を十分に参酌して第二項に規定する意見を述べなければならない。

7 第四項の規定により私立学校審議会等が意見の聴取を行う場合には、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

8 第一項の規定による解散命令については、審査請求をすることができない。

(平五法八九・平一一法一六〇・平二六法六九・一部改正)

(報告及び検査)

第六十三条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(平二六法一五・全改)

(情報の公表)

第六十三条の二 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一 第三十条第一項若しくは第四十五条第一項の認可を受けたとき、又は同条第二項の規定による届出をしたとき 寄附行為の内容

二 第三十七条第三項第四号の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

三 第四十七条第一項の書類を作成したとき 同項の書類のうち文部科学省令で定める書類の内容

四 第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(令元法一一・追加)

第四章 雑則

(私立専修学校等)

第六十四条 第五条、第六条及び第八条第一項の規定は私立専修学校及び私立各種学校について準用する。

この場合において、私立専修学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項」とあるのは「学校教育法第百三十条第一項の都道府県知事の権限又は同法第百三十三条第一項において読み替えて準用する同法第十三条第一項の都道府県知事の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項」とあるのは「学校教育法第百三十四条第二項において読み替えて準用する同法第四条第一項」と読み替えるものとする。

2 学校法人は、学校のほか、専修学校又は各種学校を設置することができる。

3 前項の規定により専修学校又は各種学校を設置する学校法人に対して第三章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、私立専修学校又は私立各種学校を含むものとする。

4 専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。

5 第三章の規定(同章に関する罰則の規定を含む。)は、前項の法人に準用する。この場合において、同章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。

6 学校法人及び第四項の法人は、寄附行為の定めるところにより必要な寄附行為の変更をして所轄庁の認可を受けた場合には、それぞれ第四項の法人及び学校法人となることができる。

7 第三十一条及び第三十三条(第五項において準用する場合を含む。)の規定は、前項の場合に準用する。

(昭三六法一四五・昭五〇法五九・昭五三法五五・平一〇法一〇一・平一一法八七・平一四法一一八・平一九法九六・平二三法三七・一部改正)

(類似名称の使用禁止)

第六十五条 学校法人でない者は、その名称中に、学校法人という文字を用いてはならない。ただし、第六十四条第四項の法人は、この限りでない。

(昭三六法一六六・一部改正)

(実施規定)

第六十五条の二 この法律に規定するものを除くほか、この法律の施行に関し必要な事項で、都道府県知事

第4章 資料

が処理しなければならないものは政令で、その他のものは文部科学省令で定める。
(昭二八法二一三・追加、平一一法一六〇・一部改正)

(事務の区分)

第六十五条の三 第二十六条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第三十一条第一項(第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、及び第二項(第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、第三十二条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第三十七条第三項(第五号に係る部分に限り、第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十条の四(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十五条(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、及び第四項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条の四第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条の七(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条の十三第五項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、及び第六項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条の十四(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十二条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第二項(第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第三項(第六十条第十一項、第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第九項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、及び第十項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十一条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十二条第一項から第三項まで(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))並びに第六十三条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(平一一法八七・追加、平一六法四二・平一七法八七・平一八法五〇・平二四法六七・平二六法一五・令元法一一・一部改正)

(経過措置)

第六十五条の四 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(平一四法一一八・追加)

第五章 罰則

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。
- 二 第三十三条の二の規定による寄附行為の備付けを怠つたとき。
- 三 第三十三条の二の規定に違反して、正当な理由がないのに、寄附行為の閲覧を拒んだとき。
- 四 第三十三条の三の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 五 第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 六 第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 七 第四十七条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、財産目録等の閲覧を拒んだとき。
- 八 第五十条の二第二項又は第五十条の十一第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 九 第五十条の九第一項又は第五十条の十一第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。
- 十 第五十三条又は第五十四条第二項の規定に違反したとき。
- 十一 第六十一条第一項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。
- 十二 第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(昭三六法一六六・平五法八九・平一四法一一八・平一六法七六・平一六法四二・平一七法八七・平一八法五〇・平二六法一五・令元法一一・一部改正)

第六十七条 第六十五条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(平一四法一一八・一部改正)

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。
 - 2 この法律施行の際現に民法による財団法人で私立学校(学校教育法附則第三条の規定により存続する私立学校を含む。)を設置しているもの及び学校教育法附則第三条の規定により存続する私立学校で民法による財団法人であるもの(以下「財団法人」と総称する。)は、この法律施行の日から一年以内にその組織を変更して学校法人となることができる。
(平一九法九六・一部改正)
 - 3 前項の規定により財団法人がその組織を変更して学校法人となるには、その財団法人の寄附行為の定めるところにより、組織変更のため必要な寄附行為の変更をし、所轄庁の認可を受けなければならない。この場合においては、財団法人の寄附行為に寄附行為の変更に関する規定がないときでも、所轄庁の承認を得て理事の定める手続により、寄附行為の変更をすることができるものとする。
 - 4 前項の組織変更は、学校法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによつて効力を生ずる。
(昭三六法一六六・一部改正)
 - 5 前項の規定による登記に関し必要な事項は、政令で定める。
 - 6 この法律施行の際現に存する民法による財団法人で各種学校のみを設置しているものは、第二項の期間内にその組織を変更して第六十四条第四項の法人となることができる。
 - 7 第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。
 - 8 第四条及び第九条第二項の規定中私立学校、私立高等学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法附則第三条の規定により存続する私立学校、私立中等学校並びに私立の大学(大学予科を含む。)、高等学校及び専門学校を含むものとする。
(平一六法四二・平一九法九六・一部改正)
 - 9 第二項の規定により財団法人がその組織を変更して学校法人となつた場合において、当該財団法人が学校教育法附則第三条の規定により存続する私立学校を設置していたとき、又は同条の規定により存続する私立学校であつたときは、当該学校法人は、引き続いて、当該学校を設置することができる。
(平一四法一一八・旧第十項繰上、平一九法九六・一部改正)
 - 10 前項の規定により同項の学校を設置する学校法人に対して第三章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、前項の学校を含むものとする。
(平一四法一一八・旧第十一項繰上)
 - 11 学校法人及び第六十四条第四項の法人が有しなければならない施設及び設備に関しては、第二十五条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、別に学校の施設及び設備の基準に関して規定する法律が制定施行されるまでは、なお従前の例による。
(昭二八法一六七・旧第十六項繰上、昭五〇法六一・旧第十五項繰下、平一四法一一八・旧第十六項繰上)
 - 12 第四条第二号、第六条、第九条第二項及び第五十九条の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校(学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校をいう。以下この項において同じ。)並びに学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。)附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園(以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園」という。)を設置する者(学校法人及び社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下この項において同じ。))を除く。)によつて設置されたみなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。)及び社会福祉法人によつて設置された幼保連携型認定こども園を含むものとし、第五条及び第八条第一項の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を含むものとし、第五十九条の規定中学校法人には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者並びに学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園を設置する者及び幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。
(昭五〇法六〇・追加、昭五〇法六一・旧第十七項繰下、平一四法一一八・旧第十八項繰上、平一六法四二・平一九法九六・平二四法六七・一部改正)
- 附 則 (昭和二五年三月三十一日法律第七九号) 抄
- 1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。
- 附 則 (昭和二五年四月一九日法律第一〇三号) 抄
- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

第4章 資料

附 則（昭和二八年八月五日法律第一六七号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年八月一五日法律第二一三号）抄

1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

附 則（昭和二九年六月三日法律第一五九号）抄

1 この法律は、教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第五十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日=昭和二九年一二月三日)

附 則（昭和三六年六月一七日法律第一四五号）

この法律は、学校教育法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十四号)の施行の日から施行する。

(施行の日=昭和三六年六月一七日)

附 則（昭和三六年一〇月三十一日法律第一六六号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和三九年六月一九日法律第一一〇号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年六月一〇日法律第九四号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条から第五条まで並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和三九年政令第二三五号で昭和三九年九月一日から施行)

附 則（昭和三九年五月一八日法律第六九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一条から第二十四条までの規定は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和三九年政令第一九九号で昭和三九年七月一日から施行)

附 則（昭和五〇年七月一一日法律第五九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月一一日法律第六〇号）

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月一日法律第六一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。
（私立学校法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この法律の施行の際学校法人の設置する高等学校に現に置かれている学科及び学校法人の設置する大学に現に置かれている学部の学科の名称又は種類については、当該学校法人は、できる限り速やかに、寄附行為をもつて定めなければならない。この場合においては、寄附行為の変更につき、所轄庁の認可を受けることを要しない。

（平一四法一・旧第四条繰下）

第六条 この法律の施行前に附則第三条の規定による改正前の私立学校法（以下この条及び次条において「旧法」という。）附則第十七項の規定に基づき旧法第五十九条第一項の規定により補助金の交付を受けた者については、附則第二条第五項中「第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定」とあるのは「附則第三条の規定による改正前の私立学校法附則第十七項の規定に基づきその改正前の同法第五十九条第一項の規定」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（平一四法一・旧第五条繰下）

第七条 この法律の施行前に旧法第五十九条の規定（旧法附則第十七項の規定に基づく旧法第五十九条の規定を含む。）によりした助成に関しては、前条に規定するものを除き、なお従前の例による。

（平一四法一・旧第六条繰下）

附 則（昭和五一年五月二五日法律第二五号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（昭和五一年政令第一二四号で昭和五一年六月一日から施行）

（私立学校法の一部改正に伴う経過措置）

5 この法律の施行の際学校法人の設置する大学院に現に置かれている研究科の名称については、当該学校法人は、できる限り速やかに、寄附行為をもつて定めなければならない。この場合においては、寄附行為の変更につき、所轄庁の認可を受けることを要しない。

附 則（昭和五三年五月二三日法律第五五号）抄
（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。
（経過措置）

4 この法律の施行の際現に私立大学審議会の委員である者は、当該委員としての任期が満了する日までの間、引き続き私立大学審議会の委員として在任するものとする。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七八号）

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。
2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則（昭和六二年九月一〇日法律第八八号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年五月二一日法律第七九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
（施行の日＝平成六年一〇月一日）

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの

第4章 資料

諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(私立学校法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第七十七条の規定の施行前に、同条の規定による改正前の私立学校法第六十三条第一項の規定による通知がされた場合においては、当該通知に係る学校法人の収益事業の停止及び解散命令の手続に関しては、第七十七条の規定による改正後の同法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成九年六月六日法律第七二号)

(施行期日)

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成九年法律第七十一号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成九年一〇月一日)

(経過措置)

2 この法律の施行前に締結された合併契約に係る合併に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年六月一二日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という。))は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。))の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。))で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。))の経過措置に関する

規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第一千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の

第4章 資料

行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一三年七月一日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年二月八日法律第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年一月二九日法律第一一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(私立学校法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 前条の規定の施行の際現に改正前の私立学校法第四十五条の規定によりされている学校法人の寄附行為変更の認可の申請であって、改正後の同条第一項の文部科学省令で定める事項に係るものは、改正後の同条第二項の規定によりされた届出とみなす。

- 2 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年五月二二日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の私立学校法(以下「新法」という。)第十条第二項の規定は、施行日以後に行われる委員の任命について適用する。

第三条 施行日前に設立された学校法人で、当該学校法人の寄附行為に新法第三十条第一項第五号又は第六号に掲げる事項について定めのないものは、平成十八年三月三十一日までに、これらの事項について寄附行為をもって定めなければならない。

第四条 新法第三十七条第三項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、平成十六年四月一日以後に始まる会計年度に係る監査報告書について適用する。

第五条 新法第三十八条第四項から第六項までの規定は、施行日以後に行われる役員の選任について適用する。

第六条 新法第四十二条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後の期日をその計画期間の始期とする事業計画について適用する。

第七条 新法第四十六条の規定は、平成十六年四月一日以後に始まる会計年度に係る決算及び事業の実績について適用する。

第八条 新法第四十七条第一項の規定は、平成十六年四月一日以後に始まる会計年度に係る事業報告書について適用する。

2 新法第四十七条第二項の規定は、平成十六年四月一日以後に始まる会計年度に係る同項に規定する財産目録等について適用する。

附 則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成一七年一月一日)

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(平成一七年政令第三六号で平成一七年四月一日から施行)

附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(平成一六年政令第四二六号で平成一六年一二月三〇日から施行)

(処分等の効力)

第二百一十一条 この法律の施行前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二百二十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成一七法律八七)抄

(私立学校法の一部改正に伴う経過措置)

第三百条 施行日前に生じた前条の規定による改正前の私立学校法第五十条第一項各号に掲げる事由により学校法人が解散した場合における学校法人の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、前条の規定による改正後の私立学校法の定めるところによる。

(罰則に関する経過措置)

第五百二十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第4章 資料

第五百二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一八年五月一日）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成一八法律五〇)抄

（罰則に関する経過措置）

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二〇年一二月一日）

（平二三法七四・旧第一項・一部改正）

附 則（平成一九年六月二七日法律第九六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第三六二号で平成一九年一二月二六日から施行）

附 則（平成二三年五月二日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

○非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二三法律五三)抄

（罰則に関する経過措置）

第六十八條 第六條又は第七條に規定するもののほか、この法律の施行前にした行為及びこの法律の他の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六十九條 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二三年五月二五日法律第五三号）

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二五年一月一日）

附 則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二四法律六七)抄

（罰則に関する経過措置）

第七十二條 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十三條 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二四年八月二二日法律第六七号）抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号

に定める日から施行する。

(施行の日＝平成二七年四月一日)

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二六年四月二日法律第一五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二八年四月一日)

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和元年五月二四日法律第一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第二条中国立大学法人法附則に一条を加える改正規定、第四条中独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第三条の改正規定及び同法第十六条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第四条第三項及び第四項、第九条、第十一条並びに第十二条の規定は、公布の日から施行する。

(私立学校法の一部改正に伴う準備行為)

第九条 第三条の規定による改正後の私立学校法(以下「新私立学校法」という。)第四十五条の二第二項の

第4章 資料

事業に関する中期的な計画の作成及び新私立学校法第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、新私立学校法の例により施行日前においても行うことができる。

(私立学校法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 新私立学校法第三十七条第三項(第四号に係る部分に限る。)の規定は、平成三十一年四月一日以後に始まる会計年度に係る監査報告書について適用し、同日前に始まる会計年度に係る監査報告書については、なお従前の例による。

2 新私立学校法第四十二条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後の期日をその計画期間の始期とする事業に関する中期的な計画について適用する。

3 この法律の施行の際現に在任する学校法人の役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

4 新私立学校法第四十五条の二第三項の規定は、施行日以後の期日をその計画期間の始期とする事業計画及び事業に関する中期的な計画について適用する。

5 新私立学校法第四十七条の規定は、平成三十一年四月一日以後に始まる会計年度に係る同条第二項に規定する財産目録等について適用し、同日前に始まる会計年度に係る第三条の規定による改正前の私立学校法第四十七条第二項に規定する財産目録等については、なお従前の例による。

6 新私立学校法第五十条の四の規定にかかわらず、施行日前に私立学校法第六十二条第一項の規定により解散が命じられた場合の清算人の選任については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年六月一四日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。)、第八十五条、第二百条、第二百七条(民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。)、第一百一十一条、第四百四十三条、第四百四十九条、第五百十二条、第五百十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。))及び第六百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。)、第二章第二節及び第四節、第四十一条(地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。)、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。)、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。)、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第百条まで、第百四条、第百八条、第百九条、第百十二条、第百十三条、第百十五条、第百十六条、第百九条、第百二十一条、第百二十三号、第百三十三号、第百三十五号、第百三十八号、第百三十九号、第百六十一条から第百六十三号まで、第百六十六号、第百六十九号、第百七十条、第百七十二号(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。))並びに第百七十三号並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三号から第二十九号までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に

に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

○会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和元法律七一)抄

(私立学校法の一部改正に伴う経過措置)

第六十六条 前条の規定による改正後の私立学校法(次項において「新私立学校法」という。)第四十四条の五において準用する新一般社団・財団法人法第百十八条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(同条第一項に規定する補償契約をいう。)について適用する。

2 この法律の施行前に学校法人と保険者との間で締結された保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員を被保険者とするものについては、新私立学校法第四十四条の五において準用する新一般社団・財団法人法第百十八条の三の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第二百二十四条 この法律(附則各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二百二十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七一号) 抄

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝令和三年三月一日)

一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定(「第六十八条第二項」を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。)、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第二百二十四条及び第二百二十五条の規定 公布の日

(2) 私立学校法施行細則

昭和25年4月8日
規則第51号

私立学校法施行細則を次のように定める。

私立学校法施行細則

(学校設置申請手続)

第1条 私立学校設置の認可を受けようとする者は、学校教育法施行規則第3条に定めるもののほか、次に掲げる事項を具し知事に申請しなければならない。

- 1 趣意書
- 2 創立費及び設置後2カ年間の事業計画及び収支予算書
- 3 校具及び教具の明細表
- 4 教職員組織表
- 5 校地、校舎、寄宿舎の平面図及び配置図、附近状況図その他建物の構造を示す図面
- 6 校地、校舎、寄宿舎の所有権を証する公の書類、貸借契約書
- 7 校地の地質、飲料水の定性分析表（上水道使用の場合を除く。）
- 8 設置者の履歴書、身分証明書及び教職の適格を証する書類
- 9 理事会決議録、寄附行為、財産目録及び最近における事業の実績（法人経営の場合のみ）
- 10 資産証明（個人経営の場合のみ）

(授業の停止)

第2条 私立学校が1カ月以上授業を停止しようとするときは、設置者において次の事項を具して知事に届け出なければならない。但し、特別な事情がなければ、6カ月をこえることはできない。

- 1 理由
- 2 児童生徒又は幼児の処置
- 3 期間
- 4 理事会決議録（法人経営の場合のみ）

(校長および教職員の採用解職報告)

第3条 私立学校において校長を定めたときは、設置者からすみやかに次の事項を具して知事に届け出なければならない。

- 1 氏名
 - 2 履歴書
 - 3 専任兼任別
 - 4 教職の適格を証する書類
 - 5 教育職員免許状の写
 - 6 採用の年月日
- 2 校長を解職したときは、設置者からその氏名および解職の年月日を添具して知事に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定は、教職員の採用又は解職につき準用する。この場合には第1項各号による書類のほか、担任学科を具して届け出なければならない。

(私立学校審議会の名称)

第4条 私立学校法（以下法という。）第9条第1項の規定に基く私立学校審議会の名称は、東京都私立学校審議会（以下審議会という。）という。

(委員)

第5条 審議会は、教育に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する委員20人をもって組織する。

第6条から第10まで 削除

(収益事業の種類)

第11条 法第26条第2項の事業の種類は、知事の所轄に属する学校法人及び法第64条第4項の法人については、知事が定め告示する。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、東京都生活文化スポーツ局私学部において処理する。

(私立専修学校及び私立各種学校の準用)

第13条 第1条から第3条までの規定は、私立専修学校及び私立各種学校に準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和25年3月15日から適用する。

明治45年東京「府令」第15号私立学校令および私立学校令施行規則実施に関する規程は、廃止する。

附 則 (昭和46年規則第276号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 昭和46年度においては、改正後の第13条第1項中「当該年度の6月30日」とあるのは、「昭和47年1月31日」と読み替えるものとする。

附 則 (昭和50年規則第6号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年規則第130号)

この規則は、昭和53年8月1日から施行する。

附 則 (昭和55年規則第81号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年規則第123号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年規則第119号)

この規則は、平成2年8月1日から施行する。

附 則 (平成13年規則第140号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第67号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の私立学校法施行細則第5条の規程は、施行日以降に行われる委員の任命について適用する。

附 則 (平成19年規則第145号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年規則第161号)

この規則は、平成22年7月16日から施行する。

附 則 (令和4年規則第80号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(3) 私立学校法第26条による学校法人の行うことのできる収益事業の種類

平成21年4月1日
東京都告示第511号

私立学校法（昭和24年法律第270号）第26条第2項の規定に基づき、東京都私立学校審議会の意見を聴いて、平成19年東京都告示第152号（私立学校法第26条による学校法人の行うことのできる収益事業の種類）の全部を次のように改正する。

私立学校法第26条第2項の規定により、東京都知事の所轄に属する学校法人（同法第64条第4項の法人を含む。）の行うことのできる収益事業の種類を次のように定める。

第1 私立学校法第26条第1項の規定により、学校法人の行うことのできる収益事業の種類は、第2に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- 1 経営が投機的に行われるもの
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの
- 3 規模等が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適当なもの
- 4 学校法人以外の者に対する名義の貸与その他不当な方法によって経営されるもの
- 5 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
- 6 その他内容、経営方法等が当該学校法人としてふさわしくないもの

第2 収益事業の種類は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定める日本標準産業分類に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- 1 農業、林業
- 2 漁業
- 3 鉱業、採石業、砂利採取業
- 4 建設業
- 5 製造業（「武器製造業」に関するものを除く。）
- 6 電気・ガス・熱供給・水道業
- 7 情報通信業
- 8 運輸業、郵便業
- 9 卸売業、小売業
- 10 保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。）
- 11 不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）、物品賃貸業
- 12 学術研究、専門・技術サービス業
- 13 宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。）
- 14 生活関連サービス業、娯楽業（「遊技場」に関するものを除く。）
- 15 教育、学習支援業（「学校教育」及び「学習塾」に関するものを除く。）
- 16 医療、福祉
- 17 複合サービス事業
- 18 サービス業（他に分類されないもの）

第3 前項各号に掲げる事業には、当該学校法人の設置する学校の教育の一部及びこれに類する事業、又はこれに附随して行われる事業を含まないものとする。

第4 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。

(4) 私立学校振興助成法

昭和50年7月11日
法律第61号

(目的)

第1条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)をいう。

2 この法律において「学校法人」とは、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。

3 この法律において「私立学校」とは、私立学校法第2条第3項に規定する学校をいう。

4 この法律において「所轄庁」とは、私立学校法第4条に規定する所轄庁をいう。

(学校法人の責務)

第3条 学校法人は、この法律の目的にかんがみ、自主的にその財政基盤の強化を図り、その設置する学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の適正化を図るとともに、当該学校の教育水準の向上に努めなければならない。

(私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助)

第4条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その2分の1以内を補助することができる。

2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲、算定方法その他必要な事項は、政令で定める。

(補助金の減額等)

第5条 国は、学校法人又は学校法人の設置する大学若しくは高等専門学校が次の各号の一に該当する場合には、その状況に応じ、前条第1項の規定により当該学校法人に交付する補助金を減額して交付することができる。

1 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合

2 学則に定めた収容定員を超える数の学生を在学させている場合

3 在学している学生数が学則に定めた収容定員に満たない場合

4 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合

5 その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合

第6条 国は、学校法人又は学校法人の設置する大学若しくは高等専門学校が前条各号の1に該当する場合において、その状況が著しく、補助の目的を有効に達成することができないと認めるときは、第4条第1項の規定による補助金を交付しないことができる。学校法人の設置する大学又は高等専門学校に、設置後学校教育法に定める修業年限に相当する年数を経過していない学部又は学科(短期大学及び高等専門学校の学科に限る。)がある場合においては、当該学部又は学科に係る当該補助金についても、同様とする。

(補助金の増額)

第7条 国は、私立大学における学術の振興及び私立大学又は私立高等専門学校における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があると認めるときは、学校法人に対し、第4条第1項の規定により当該学校法人に交付する補助金を増額して交付することができる。

(学校法人が行う学資の貸与の事業についての助成)

第8条 国又は地方公共団体は、学校法人に対し、当該学校法人がその設置する学校の学生又は生徒を対象として行う学資の貸与の事業について、資金の貸付けその他必要な援助をすることができる。

(学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助)

第9条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対し、当該学校における教

第4章 資料

育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

(その他の助成)

第10条 国又は地方公共団体は、学校法人に対し、第4条、第8条及び前条に規定するもののほか、補助金を支出し、又は通常の条件よりも有利な条件で、貸付金をし、その他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法(昭和23年法律第73号)並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条及び第237条から第238条の5までの規定の適用を妨げない。

(間接補助)

第11条 国は、日本私立学校振興・共済事業団法(平成9年法律第48号)の定めるところにより、この法律の規定による助成で補助金の支出又は貸付金に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができる。

(所轄庁の権限)

第12条 所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。

- 1 助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。
- 2 当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。
- 3 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。
- 4 当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の見解をすべき旨を勧告すること。

(意見の聴取等)

第12条の2 所轄庁は、前条第2号の規定による是正命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会又は学校教育法第95条に規定する審議会等(以下「私立学校審議会等」という。)の意見を聴かなければならない。

- 2 所轄庁は、前条第2号の規定による是正命令をしようとする場合には、行政手続法(平成5年法律第88号)第30条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求める旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第4項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。
- 3 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わって弁明の機会を付与しなければならない。
- 4 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとする。
- 5 行政手続法第29条第2項及び第31条(同法第16条の準用に係る部分に限る。)の規定は、第3項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第31条において準用する同法第16条第4項中「行政庁」とあるのは、「私立学校振興助成法第12条の2第1項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。
- 6 第3項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。
- 7 前条第2号の規定による是正命令については、審査請求をすることができない。

第13条 所轄庁は、第12条第3号又は第4号の規定による措置をしようとする場合においては、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解職しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

- 2 行政手続法第3章第3節の規定及び前条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

(書類の作成等)

第14条 第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成し

なければならない。

- 2 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。
- 3 前項の場合においては、第1項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であつて、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

(税制上の優遇措置)

第15条 国又は地方公共団体は、私立学校教育の振興に資するため、学校法人が一般からの寄附金を募集することを容易にするための措置等必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(準学校法人への準用)

第16条 第3条、第10条及び第12条から第13条までの規定は、私立学校法第64条第4項の法人に準用する。

(事務の区分)

第17条 第12条(第16条において準用する場合を含む。)、第12条の2第1項(第16条において準用する場合を含む。)及び第2項(第13条第2項及び第16条において準用する場合を含む。)、第13条第1項(第16条において準用する場合を含む。)並びに第14条第2項及び第3項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

[中略]

附 則 (平成27年6月24日法律第46号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。

(5) 都知事を所轄庁とする学校法人の監査事項の指定

平成28年3月31日
東京都告示第541号

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第三項の規定に基づき、都知事を所轄庁とする学校法人が、同条第二項の規定により、都知事に届け出る平成二十八年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定する。

平成十九年東京都告示第四百七十四号及び同第四百七十五号は、平成二十七年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書への適用をもって廃止する。

平成28年3月31日

東京都知事 舛添 要一

学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。

(6) 東京都私立学校教育助成条例昭和53年3月31日
東京都条例第10号

東京都私立学校教育助成条例を公布する。

東京都私立学校教育助成条例

東京都私立学校教育助成条例（昭和26年東京都条例第20号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）に基づき、私立学校の振興を図るため、東京都（以下「都」という。）が学校法人に対して行う助成に関し、必要な事項を定めるほか、私立の学校の振興に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「学校法人」とは、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。

2 この条例において「私立学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園であつて、学校法人が都の区域内に設置するものをいう。

3 この条例において「所轄庁」とは、私立学校法第4条に規定する所轄庁をいう。

4 この条例において「助成」とは、学校法人に対し補助金を支出し、又は通常の場合よりも有利な条件で貸付金をし、その他財産を譲渡し、若しくは貸し付けることをいう。

(平12条例17・平19条例33・平19条例131・平26条例118・一部改正)

(経常的経費についての補助)

第3条 都は、私立学校を設置する学校法人に対し、当該私立学校における教育に係る経常的経費について予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲は、東京都規則（以下「規則」という。）で定める。

3 前項に定めるもののほか、第1項に規定する補助に関し、補助の算定方法その他必要な事項は、東京都私立学校助成審議会に諮つて知事が定める。

(その他の助成)

第4条 都は、前条第1項に規定するもののほか、私立学校を設置する学校法人に対し、当該私立学校の施設及び設備の改善その他知事が教育の振興上必要と認める事項について助成することができる。

(補助金の増額)

第5条 知事は、私立学校における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があると認めるときは、学校法人に対し、第3条第1項の規定により当該学校法人に交付する補助金を増額して交付することができる。

(補助金の減額等)

第6条 知事は、学校法人又は学校法人の設置する私立学校が次の各号の一に該当する場合には、その状況に応じ、第3条第1項の規定により当該学校法人に交付する補助金を減額して交付することができる。

1 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合

2 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合

3 その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合

2 知事は、学校法人又は学校法人の設置する私立学校が前項の各号の一に該当する場合において、その状況が著しく、補助金交付の目的を有効に達成することができないと認めるときは、第3条第1項の規定による補助金を交付しないことができる。

(助成の申請)

第7条 この条例による助成を受けようとする学校法人は、規則の定めるところにより申請書及び関係書類（以下「申請書等」という。）を知事に提出しなければならない。

第4章 資料

(助成の決定等)

第8条 知事は、前条の申請書等の提出があつた場合には、その内容を審査し、助成の目的に適合すると認めるときは、助成の決定をするものとする。

2 知事は、前項の助成の決定をする場合において、その目的を達成するため、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の取消し等)

第9条 知事は、助成の決定を受けた学校法人又は当該学校法人の設置する私立学校が第6条第1項の各号の一に該当する場合、申請書等に不実の記載をした場合又は助成の目的、決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した場合には、その状況に応じ、当該学校法人に対する助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により助成の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成がされているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(準学校法人等への準用等)

第10条 学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校を設置する学校法人に対して第3条から前条までの規定を適用する場合には、第3条から第6条まで及び前条の規定中私立学校のうちには私立専修学校又は私立各種学校を含むものとする。

2 第3条から前条までの規定は、私立学校法第64条第4項に規定する法人に準用する。この場合において、第3条から第6条まで及び前条の規定中「私立学校」とあるのは「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。

(平19条例131・一部改正)

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、この条例による改正前の東京都私立学校教育助成条例に基づき行つた助成に関しては、なお従前の例による。

(学校法人以外の私立の学校の設置者に対する措置)

3 第3条から第7条まで及び第9条の規定中学校法人には、当分の間、学校教育法附則第6条の規定により私立の幼稚園を設置する者、幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者(学校法人及び社会福祉法人を除く。)及び同法附則第4条第1項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとする。

(平19条例33・平19条例131・平26条例118・一部改正)

(東京都私立学校助成審議会条例の一部改正)

4 東京都私立学校助成審議会条例(昭和33年東京都条例第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成12年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第33号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第131号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定(「第9条」を「前条」に改める部分に限る。)及び同条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(施行の日=平成19年12月26日)

附 則（平成26年条例第118号）

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成27年4月1日）

附 則（平成28年条例第21号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(7) 東京都私立学校教育助成条例施行規則

昭和53年5月19日
東京都規則第82号

東京都私立学校教育助成条例施行規則を交付する。
東京都私立学校教育助成条例施行規則

(経常的経費の範囲)

第1条 東京都私立学校教育助成条例(以下「条例」という。)第三条第二項の規則で定める経常的経費の範囲は、次に掲げる経費とする。

- 1 教員等(私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園(以下「私立幼稚園等」という。)の園長、校長、副園長、副校長、教頭、教諭、保育教諭、助教諭、助保育教諭、講師として知事が定める者をいう。以下同じ。)の給与に要する経費
- 2 職員(教員等以外の私立幼稚園等の職員のうち、知事が定める者をいう。)の給与に要する経費
- 3 幼児、児童又は生徒(以下この項において「幼児等」という。)の教育又は教員等が行う研究に直接必要な備品、図書又は消耗品の購入費、光熱水費その他の教育研究経費
- 4 幼児等の厚生補導に直接必要な経費で知事が定めるもの

2 前項各号の経費の範囲は、知事が定める。

(平2規則105・平12規則102・平19規則23・平19規則257・一部改正)

(申請書の記載事項及び関係書類)

第2条 条例第七条で定める申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 申請法人の名称、理事長名及び所在地
 - 2 助成の対象となる事務又は事業(以下この項において「助成事業」という。)の目的及び内容
 - 3 助成事業に係る経費の配分、経費の使用方法、助成事業の完了の予定期日その他助成事業の遂行に関する計画
 - 4 助成事業に係る額及び算出の基礎
 - 5 その他知事が定める事項
- 2 前項の申請書には、知事が定める関係書類を添付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年規則第105号)

この規則は、公布の日から施行し、平成二年度分の経常的経費の算定から適用する。

附 則(平成12年規則第102号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第23号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第257号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条第1項第1号の改正規定中「教頭」を「副園長、副校長、教頭」に改める部分は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第92号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第114号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(8) 東京都私立学校助成審議会条例

昭和33年4月1日
東京都条例第10号

(設置)

第1条 東京都私立学校教育助成条例（昭和53年東京都条例第10号）に基づき東京都が学校法人に対し行う助成の適正化及び効率化を図るため、知事の附属機関として、東京都私立学校助成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、補助金配分の基本方針その他私立学校の振興助成に関する重要事項を審議する。

(組織)

第3条 審議会は、知事が任命または委嘱する委員15人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(会長の設置・権限)

第5条 審議会に会長をおく。

2 会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、知事が招集する。

(定足数及び表決数)

第7条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年条例第10号）抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

(9) いじめ防止対策推進法

平成25年6月28日
法律第71号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第5条 国は、第3条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第10条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第3章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当

該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第18条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。
- 3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第4条第1項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第20条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第4章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複

数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第24条 学校の設置者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第25条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第27条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

第4章 資料

疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第29条 国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第1項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第64条第1項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第30条の2 第29条の規定は、公立大学法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第108号)第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。)が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第29条第1項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長(以下この条において単に「地方公共団体の長」という。)」と、同条第2項及び第3項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第64条第1項」とあるのは「地方独立行政法人法第121条第1項」と読み替えるものとする。

(私立の学校に係る対処)

第31条 学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において単に「都道府県知事」という。)に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため

に必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第6条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 4 前2項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第32条 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第2項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第12条第1項の規定による認定を受けた地方公共団体の長(以下「認定地方公共団体の長」という。)に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第12条第10項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前2項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。
- 5 第1項から前項までの規定は、学校設置非営利法人(構造改革特別区域法第13条第2項に規定する学校設置非営利法人をいう。)が設置する学校について準用する。この場合において、第1項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第12条第1項」とあるのは「第13条第1項」と、第2項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、第3項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第12条第10項」とあるのは「第13条第3項において準用する同法第12条第10項」と、前項中「前2項」とあるのは「次項において準用する前2項」と読み替えるものとする。

(文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助)

第33条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第6章 雑則

(学校評価における留意事項)

第34条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第35条 高等専門学校(学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずよう努めるものとする。

[中略]

附 則 (平成28年5月20日法律第47号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。

(10) 東京都いじめ防止対策推進条例

平成26年7月2日
東京都条例第103号

(目的)

第1条 この条例は、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、東京都（以下「都」という。）、学校の設置者、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、都の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

3 この条例において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）であつて、都及び区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）が設置するもの並びに学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）が設置するもののうち知事が所轄するものをいう。

4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。

3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、都、区市町村、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(都の責務)

第5条 都は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、区市町村並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第6条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けて

いると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、都、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(東京都いじめ防止対策推進基本方針)

第9条 都は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を東京都いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。

2 基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

(東京都いじめ問題対策連絡協議会)

第10条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、学校、東京都教育委員会、東京都児童相談センター、東京法務局、警視庁その他の関係者により構成される東京都いじめ問題対策連絡協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

1 都、区市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項

2 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項

3 その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

3 第1項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会規則で定める。

(東京都教育委員会いじめ問題対策委員会)

第11条 基本方針に基づく都におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、東京都教育委員会の附属機関として、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（以下この条において「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、東京都教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。

3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、東京都教育委員会に意見を述べることができる。

4 対策委員会は、都立学校（東京都立学校設置条例（昭和39年東京都条例第113号）第1条に規定する都立学校をいう。）において法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査（以下「法第28条調査」という。）を行い、その結果を東京都教育委員会に報告するものとする。

5 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、東京都教育委員会が任命する委員10人以内をもって組織する。

6 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

7 前2項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会規則で定める。

(東京都いじめ問題調査委員会)

第12条 知事は、法第30条第1項又は法第31条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項又は法第31条第2項の規定に基づき、知事の附

第4章 資 料

属機関として、東京都いじめ問題調査委員会（以下この条において「調査委員会」という。）を置くことができる。

- 2 調査委員会は、知事の諮問に応じ、都若しくは学校法人又はそれらの設置する学校が行った法第28条調査の結果について、法第30条第2項又は法第31条第2項に規定する調査（以下この条において「再調査」という。）を行う。
- 3 学校、学校の設置者その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。
- 4 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第28条調査を行った組織の構成員以外のものうちから、知事が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 5 委員の任期は、知事が任命したときから、再調査が終了するときまでとする。
- 6 調査委員会を設置したときは、知事は、これを東京都議会に報告する。
- 7 第4項及び第5項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事又は東京都教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(11) 東京都育英資金条例

平成17年3月31日
東京都条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、東京都の区域内（以下「都内」という。）に住所を有し、高等学校、高等専門学校又は専修学校に在学する者のうち、勉学意欲がありながら、経済的事由により修学困難な者に対し、修学上必要な学資金の一部（以下「奨学金」という。）を貸し付ける事業（以下「育英資金貸付事業」という。）を行う者を支援することにより、教育を受ける機会の拡充に寄与し、もって社会に貢献し得る人材の育成に資することを目的とする。

(事業の支援)

第2条 東京都は、この条例及びこの条例に基づく東京都規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、育英資金貸付事業を行う者として規則で定めるもの（一団体に限る。以下「指定団体」という。）に対し、その事業の実施に必要な支援を行うものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 高等学校 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）をいう。
- 2 高等専門学校 法第1条に規定する高等専門学校をいう。
- 3 専修学校 法第124条に基づき設置された専修学校の高等課程及び専門課程をいう。
- 4 奨学生 次条第2項に規定する育英資金貸付事業により奨学金の貸付けを受ける者をいう。

(補助の実施)

第4条 第1条の目的を達成するため、知事は、指定団体に対し、育英資金貸付事業に必要な経費について、予算で定めるところにより補助金を交付することができる。

- 2 前項の規定による補助の対象となる育英資金貸付事業は、次条から第10条までに定めるところにより行うものとする。

(奨学金の借受け資格)

第5条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- 1 貸付けを開始する月（貸付けの対象となる期間の最初の月をいう。以下同じ。）の初日に、都内に住所を有すること。
 - 2 貸付けを受ける者を所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者若しくは同項第34号に規定する扶養親族とする者又はこれらに準ずる者として知事が定めるものがある場合は、これらの者が、貸付けを開始する月の初日に、都内に住所を有すること。
 - 3 同種の資金を他から借り受けていないこと。
 - 4 第3条第1号から第3号までに掲げる学校に在学していること（高等専門学校及び専修学校の専門課程にあっては、当該学校が都内に所在するものに限る。）。
 - 5 勉学意欲がありながら、経済的事由により修学が困難であること。
 - 6 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件を備えていること。
- 2 前項各号に定めるもののほか、日本国籍を有しない者は、規則で定める要件を備えていなければならない。
 - 3 第1項各号の規定にかかわらず、知事が特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その一部を適用しないことができる。

(奨学金の貸付額等)

第6条 奨学金の貸付額は、別表に掲げる額とする。

- 2 奨学金を貸し付けることができる期間は、貸付けを開始する月から奨学生が在学する学校の修業年限の終わる月までとする。

第4章 資料

(奨学金の打切り)

第7条 指定団体は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けを打ち切ることができる。

- 1 第5条第1項第3号又は第4号に該当しなくなったとき。
 - 2 東京都の区域外に転出したとき。
 - 3 死亡したとき。
 - 4 奨学金の貸付けを辞退したとき。
 - 5 不正な手続により奨学金の貸付けを受けたとき。
 - 6 修学する上で必要な学資以外の用途に奨学金を使用したとき。
 - 7 前各号に掲げるもののほか、奨学金を貸し付けることが適当でないとし事が認めるとき。
- 2 指定団体は、規則で定めるところにより、奨学金の貸付けを休止することができる。

(返還方法)

第8条 奨学金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、当該奨学金の貸付けの対象となる期間が満了する月の翌月から起算し六月を経過した後、規則で定めるところにより、指定団体に返還しなければならない。

- 2 指定団体は、奨学金の借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付総額の全部又は一部について繰上返還を命ずることができる。
- 1 修学する上で必要な学資以外の用途に奨学金を使用していたとき。
 - 2 不正な手続により奨学金の貸付けを受けていたとき。
 - 3 住所又は氏名の変更その他規則で定める事項の届出を怠ったとき。
 - 4 前項に規定する奨学金の返還を怠ったとき。

(奨学金の利子)

第9条 奨学金は、無利子とする。

(返還金の減免及び猶予)

第10条 指定団体は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還金の全部又は一部を免除することができる。

- 1 死亡したとき。
 - 2 精神又は身体の障害により、労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を受けることとなったとき。
 - 3 前二号に掲げる場合のほか規則で定める事由に該当するとき。
- 2 指定団体は、災害その他の特別の事由により借受者の奨学金の返還が困難になったと認められるときは、規則で定めるところにより返還を猶予することができる。

(補助の条件)

第11条 知事は、第4条第1項の補助金（以下「補助金」という。）を交付する際に、次の条件を付するものとする。

- 1 奨学金の貸付けを受けようとする者に対して、連帯保証人を立てさせること、又はこれに準ずる措置をとらせること。
- 2 奨学生の選考に当たっては、その公正を期すため、関係機関からの推薦者をもって構成する選考委員会を設置し、奨学生の選考に関する事項について諮ること。
- 3 借受者が奨学金の返還を遅滞した場合は、督促の上、規則で定めるところにより違約金を徴収すること。
- 4 返還金の不納欠損処理は、規則で定めるところにより実施すること。
- 5 育英資金貸付事業について経理を明確に区分すること。
- 6 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めること。

(報告及び検査)

第12条 指定団体は、補助金の交付を受けた事業について、規則で定めるところにより知事に実施状況を報告しなければならない。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、その職員に指定団体における東京都の補助に係る育英資金貸付事業の業務の状況を検査させることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正前の東京都育英資金貸付条例（以下「旧条例」という。）第7条の規定により、平成17年度の奨学生と決定することを予定された奨学生採用候補者として通知を受けた者（以下「採用候補者」という。）については、指定団体は、育英資金貸付事業（第4条第2項に規定する育英資金貸付事業をいう。第4項において同じ。）の奨学生として採用しなければならない。ただし、奨学生として採用しようとする際、当該採用候補者が、旧条例第3条第1項各号に掲げる要件に該当しない場合は、この限りでない。
- 3 この条例の施行の際、旧条例の規定により現に奨学金の貸付けを受けている者又は奨学金の貸付けを受けた者で奨学金の返還を終了していない者については、旧条例は、この条例施行後も、なおその効力を有する。
- 4 第3条第1号から第3号までに掲げる学校に平成17年3月31日以前に在学しているものであって、この条例の施行の日以降に育英資金貸付事業の奨学生として採用される者に対する奨学金の貸付額については、第6条の規定にかかわらず、旧条例別表の例による。この場合において、同表備考中「知事は特別の理由があると認めるときは、」とあるのは「指定団体は特別の理由があると認めるときは、知事の承認を得て」と読み替えるものとする。

附 則（平成19年東京都条例第34号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年東京都条例第130号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

附 則（平成21年東京都条例21号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都育英資金条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、平成21年4月1日以後に改正後の条例第3条第1号から第3号までに規定する学校（以下「学校」という。）に入学する者で新たに奨学金の貸付けを受けようとするものについて適用し、同年3月31日現在学校に在学する者で、既に奨学金の貸付けを受けているもの又は新たに奨学金の貸付けを受けようとするものについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年条例第79号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分	奨学生の種類	貸付額（月額）
高等専門学校又は高等学校	国、地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構若しくは公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する高等専門学校又は国、地方公共団体若しくは国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する高等学校の生徒	18,000円
	私立の高等専門学校又は高等学校の生徒	35,000円
専修学校の専門課程	国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する専修学校の専門課程の生徒	45,000円
	私立の専修学校の専門課程の生徒	53,000円
専修学校の高等課程	国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する専修学校の高等課程の生徒	18,000円
	私立の専修学校の高等課程の生徒	35,000円

備考 指定団体は特別の理由があると認めるときは、知事の承認を得て国、地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構若しくは公立大学法人が設置する高等専門学校又は国、地方公共団体若しくは国立大学法人が設置する高等学校若しくは専修学校の高等課程の生徒にあっては月額35,000円以内、私立の高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程の生徒にあっては月額40,000円以内で奨学金の貸付額を定めることができる。

東京都の私学行政 - 令和6(2024)年 -

登録番号(5)132

令和6年4月発行

編集発行 東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第一本庁舎18階 北側

電話 03(5388)3083(ダイヤルイン)

03(5321)1111(代表)

29-751(内線)

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/>

印刷 社会福祉法人 東京コロニー

東京都大田福祉工場

東京都大田区大森西2-22-26

電話 03(3762)7611(代表)